



英国ビジネス・イノベーション・技能省

より良い規制枠組みマニュアル

英国政府職員のための実務指針

2015年3月

目次

略語一覧.....	3
序文.....	4
本マニュアルの目的.....	4
本マニュアルの利用について.....	5
どの要件が適用されるのか？.....	6
第1部 指針.....	9
1.1 規制削減小委員会.....	9
1.2 新規制に関する報告書.....	13
1.3 ファスト・トラック.....	18
1.4 規制政策委員会の精査.....	22
1.5 影響評価.....	27
1.6 小規模・零細企業評価.....	30
1.7 サンセット及び事後評価条項.....	34
1.8 規制の事後評価.....	38
1.9 ワン・イン、ツー・アウト（One-in, Two-out）規則.....	46
1.10 共通開始日.....	55
1.11 EU 規制の国内法制化に関する原則.....	58
1.12 レッドテープ・チャレンジ.....	60
第2部 影響評価ツールキット.....	63
2.1 序文.....	63
2.2 均整のとれた分析.....	66
2.3 国内規制の影響評価プロセス.....	69
2.4 EU 政策の影響評価.....	79
2.5 公表及び品質保証.....	82
付属書 1：影響評価の参照リンク先.....	85
付属書 2：影響評価テンプレートの作成方法.....	86
付属書 3：EU 提案を分析するためのチェックリスト.....	90
用語集.....	92

略語一覧

- BRDO : より良い規制運用事務局 ([Better Regulation Delivery Office](#))
- BRE : より良い規制事務局 ([Better Regulation Executive](#))
- BRU : より良い規制ユニット ([Better Regulation Unit](#))
- CCD : 共通開始日 ([Common Commencement Date](#))
- EDS : 経済・内政問題事務局 (Economic and Domestic Secretariat)
- EANCB : 企業が負担する年間正味費用相当額 ([Equivalent annual net cost to business](#))
- EU : 欧州連合 ([European Union](#))
- IA : 影響評価 ([Impact Assessment](#))
- NPV : 正味現在価値 ([Net present value](#))
- OIOO : ワン・イン、ワン・アウト ([One-in, One-out](#))
- OITO : ワン・イン、ツー・アウト ([One-in, Two-out](#))
- PV : 現在価値 ([Present value](#))
- RPC : 規制政策委員会 ([Regulatory Policy Committee](#))
- RRC : 規制削減小委員会 ([Reducing Regulation sub-Committee](#))
- SMBA : 小規模・零細企業評価 ([Small and micro business assessment](#))
- SNR : 新規制に関する報告書 ([Statement of New Regulation](#))
- ZNC : 正味ゼロコスト ([Zero net cost](#))

序文

「我々は、企業が自由に競争し、雇用を創出できるようにするため、また、人々に更なる自由と個人の責任を与えるために、気概を持って規制の問題に取り組む必要がある....私は、近代史において各機関が規制の全般的な負担を増やすのではなく、軽減させた初の政府にしたいと考えている。」

デービット・キャメロン英国首相が全閣僚に送付したレター（2011年4月6日付）

本マニュアルの目的

- I 本マニュアルは、政策立案者並びにエコノミスト、社会調査士、法律家及びより良い規制を専門に研究する人々向けに作成されたものである。貴職が企業又は市民社会組織（以下、「企業」という）を規制若しくは規制緩和する政策を立案若しくは実施しようとしている場合、規制枠組みに基づき遵守する必要のある全ての指針が本マニュアルに含まれている。
- II 本マニュアルに記載されている全ての要件が一体となって、「政府の規制原則」を実践するための枠組みを構成している。

政府の規制原則

政府は、以下の事項が該当する場合に限り、その政策目標を達成するために規制を行う。

- (i) 代替的手段、自主規制又は非規制対応によっては満足いく結果が達成できないことが立証されたとき
- (ii) 費用と便益の分析を行った結果、規制アプローチが代替的手段、自主規制又は非規制対応よりも確実に優れていることが立証されたとき
- (iii) 規制及びその執行枠組みが、明らかに、バランスが確保されており、結果に対する責任が取れる形であり、首尾一貫しており、透明性があり、かつ、目標が明確となっている方法で実施できるとき。

強固で説得力のある論証が行われない限り、規制は企業、社会的事業者、個人及びコミュニティ・グループに費用や義務を課すべきではないという一般的推定が行われる。

政府はワン・イン、ワン・アウトアプローチ[現在はワン・イン、ツー・アウトアプローチ]を採用する。

- III [第1部](#) では、より良い規制要件のそれぞれに関する実践的指針を紹介し、提供する。[第2部](#) では、影響評価を行う人々のためにより詳細な指針を提供する影響評価ツールキットについて記述する。
- IV 本文書の末尾には [用語集](#) を設けており、重要な用語について定義している。「規制」、「企業」、「規制緩和に関係する」など重要な鍵となる多数の用語は、理解を必要とする特定の意味を有していることから、この用語集を参照することが重要である。
- V 本文書は、より良い規制枠組みの明示的な要件に重点を置き、それらを明確な形で記載することを目的としている。しかしながら、より良い規制の原則及び目的

を考慮し、それを個々の政策向けに採択するアプローチに反映させることもまた重要である。

- VI 本マニュアルにおけるいずれかの問題について質問があるとき、アドバイスを与える最初の情報源は貴省庁内のより良い [規制ユニット \(Better Regulation Unit, BRU\)](#) である。BRU は一部の主題に関してさらに詳細な質疑応答資料にアクセスすることもできる。
- VII 本指針の更新情報は定期的に BRU に提供される。これらの更新情報は少なくとも 12 か月に 1 回定期的に本マニュアルに統合される。

本マニュアルの利用について

- VIII 本マニュアルに記載されている要件は、政策立案プロセスの様々な段階、すなわち、立案、政策設計、承認及び事後評価を対象としている。
- IX 政策立案のできるだけ早い段階で、ファスト・トラック（迅速手続き）を利用するかどうかについて知る必要がある。
- X [ファスト・トラック](#) 措置は、政府の規制原則（当該措置を講じる必要性について明確な論拠が存在する、予想される影響について十分理解しているなどを含む）を反映させなければならない。しかし、特定のより良い規制要件に関しては規定があまりなされていないため、政策設計の段階はより迅速に、かつ、より単純にすべきである。どのようなレベルの事前評価を実施しなければならないかという点に関しては各省庁の裁量の余地が大きい。各省庁は、[規制削減小委員会 \(Reducing Regulation sub-Committee, RRC\)](#) の承認を求める前に、[規制政策委員会 \(Regulatory Policy Committee, RPC\)](#) から「目的に適合している」旨の意見書を取得する必要がある。ただし、RPC は [ワン・イン、ツー・アウト \(One-in, Two-out\)](#) の範囲内に入る全ての措置に関して企業費用の妥当性を検証する。[レッドテープ・チャレンジ \(Red Tape Challenge\)](#) 措置は通常、ファスト・トラックの要件を自動的に満たしている。
- XI ファスト・トラックの要件を満たしていない措置は通常、比較的大規模な規制措置である。こうした措置には、より多くのより良い規制枠組み要件（[影響評価のための証拠の収集及び小規模・零細企業の扱いについての検討](#)を含む）が適用される。この作業に時間と労力を費やす必要がある。基本的な政策設計を正しく行わない又は手遅れになるまで放置した場合、承認を求める際に困難な立場に陥る可能性が高い。
- XII 規制措置について承認を得ることもまた、さらに困難な作業である。影響評価については、RRC の承認を求める前に、RPC から目的適合性に関する意見書を得ることが必要となる。措置がワン・イン、ツー・アウト規則に基づいてどのように取り扱われ、企業に課す新たな負担をどのようにして完全に相殺するかを理解することが必要となる。また、重要な規制措置は強制的な事後評価の対象にもなるので、関係する制定法上の期限までに、措置を計画し、実施する必要がある。

どの要件が適用されるのか？

XIII より良い規制枠組みは、企業を規制若しくは規制緩和する又は企業規制に関係する措置に適用される。措置が規制若しくは規制緩和に関係しない場合、又は措置が単に公的部門若しくは個々の市民を規制若しくは規制緩和するだけに講じられる場合、より良い規制枠組みは適用されない。しかしながら、影響評価及びより良い規制枠組みのその他の要素は、他の理由で適用される可能性がある。したがって、貴省庁内の BRU に確認すると共に、更なる指針を得るためにグリーンブックを参照されたい。

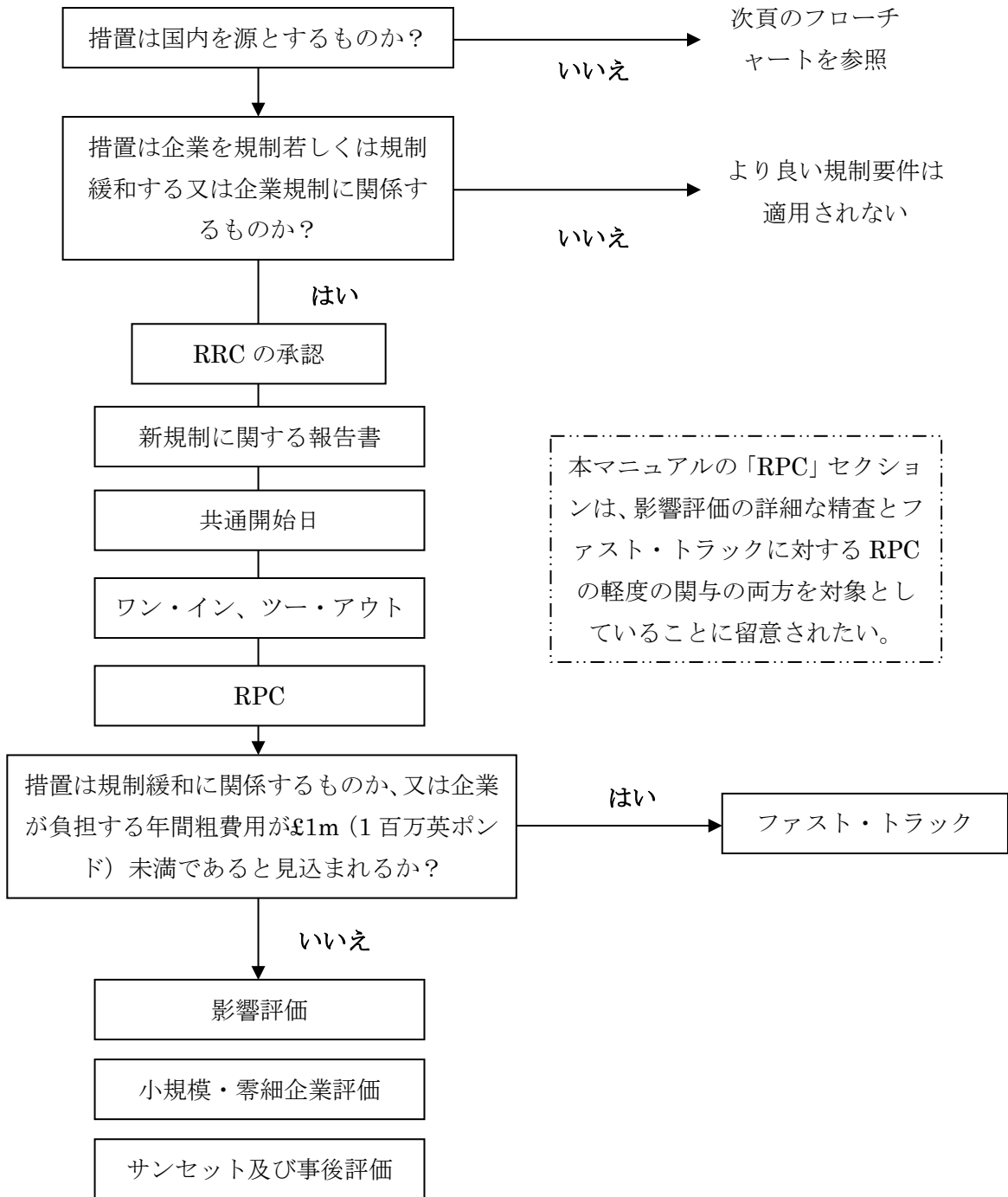
XIV 企業を規制又は規制緩和する措置は全て RRC の承認を必要とし、また、これらの措置は一般に [新規制に関する報告書 \(Statement of New Regulation\)](#) の中で公表されるべきである。

XV しかしながら、その他のより良い規制枠組み要件については、以下に掲げる 2 つの主要なパラメーターによってその適用が異なる。

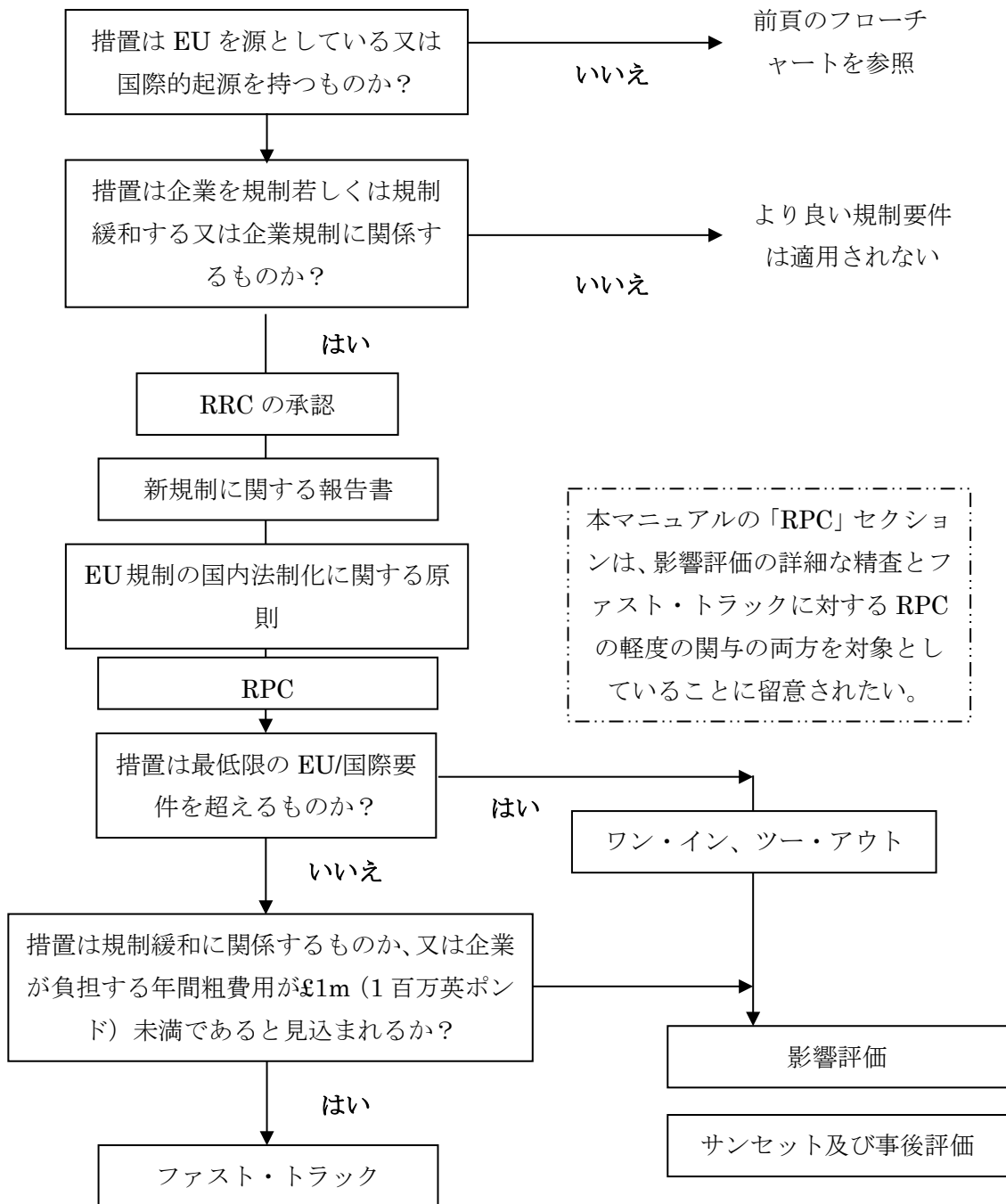
- 措置が企業に相当な費用負担を課すことになるのかどうか、
- 措置は国内を源としているか、又は国際的な義務を履行する（特に、EU 由来の措置を実施する）ものか。

XVI 以下のフローチャートは、様々な種類の措置に関する要件、及び導入しようとしている措置に関して本マニュアルのどのセクションを検討する必要があるかについて記載したものである。なお、レッドテープ・チャレンジ措置には特定の要件セットが適用されることに留意されたい。これらは [本マニュアルの「レッドテープ・チャレンジ」セクション](#) に記述されている。

フローチャート A : 国内措置に関する枠組み要件



フローチャート B : EU 措置に関する枠組み要件



第1部 指針

1.1 規制削減小委員会

企業 又は 市民社会組織 を 規制 若しくは 規制緩和する 措置は、関係する全ての政策委員会による承認と共に、規制削減小委員会 によって承認されなければならない。

1.1.1 規制削減小委員会 (RRC) は、規制に関する政府政策 (規制原則 を含む) を監視する。規制削減小委員会 (RRC) の精査と承認は、より良い規制に関する懸念事項を閣議合意プロセスに反映させるための中心的方法である。

1.1.2 また、RRC は 新規制に関する報告書 の内容を承認している。これは、次のセクションで取扱う別個のプロセスである。

対象範囲

1.1.3 措置が閣議合意を必要とする場合であって、企業を規制若しくは規制緩和する（又は企業規制に関係する）場合、RRC 及び関係する政策委員会（例：経済問題、内政問題又は欧州問題に関する政策委員会）の承認を求めなければならない。

1.1.4 対象となる措置は、以下に掲げるものを含み、様々な法的形態をとる可能性がある。

- 行政委任立法（政省令）
- 法的効力によって裏付けられる行動基準及び自主規制
- 法的権限に基づき発行される指針
- 中央政府が定める細則
- 第1次立法

1.1.5 規制の源となる行為の中には、企業に対して規制又は規制緩和する場合であっても、RRC による承認の対象とならないものがある。この中には、特定の執行行為及びその他の法令遵守関連活動並びに裁判又は審判所事件（事件の結審が規制解釈の変更をもたらした場合）が含まれる。

1.1.6 公共部門又は個々の市民のみを規制する（又は規制緩和する）措置に関しては、RRC の承認を得る必要はない。また、企業に影響を及ぼすものの、規制とみなされる範囲には入らず、したがって、RRC 承認の対象とはならないその他の様々な措置が存在する。この中には、以下に掲げる事項が含まれる。

- 税—国税及び地方税
- 税務管理
- 環境税—国家統計局（Office for National Statistics）によって規制ではなく環境税として分類されている環境措置

- ・ 支出に係る決定—支出に係る決定が、RRC の承認を必要とする重要な規制の側面を含んでいる場合を除く。
 - ・ 調達に係る決定に関連する契約上の義務
- 1.1.7 国家規制機関が提案する制定法上の性格を有していない新たな規制は、別個の指針である [規制者による影響に対するアカウントビリティ方針 \(Accountability for Regulator Impact policy\)](#) に従って説明されるべきである。
- 1.1.8 例えば、原政策の意図に沿って、以前に講じた措置における誤りを是正するようなどきなど、措置が「些末又は機械的」であると判断される場合、この措置は閣議合意を必要としない可能性がある。経済・内政問題事務局 (Economic and Domestic Secretariat, EDS) は、このような事例に関して助言することができる。
- 1.1.9 ファスト・トラックの要件を満たしている措置もまた、RRC の承認を必要とする。ただし、これらの措置は、特定の条件に基づき最終段階での承認を受ける必要性を排除した簡素化承認プロセスの対象となる可能性がある。更なる詳細については、[ファスト・トラック指針 \(Fast Track Guidance\)](#) を参照されたい。

何をしなければならないか？

- 1.1.10 RRC 承認は大臣間のやりとりを通じて行われる。他の大臣がコメント又は回答するまでに少なくとも実質 6 就業日 (議会休会中の場合は 9 就業日)、また、承認レターの準備にさらに 3 日間 (議会休会中は 4 日間) を見込んでおいていただきたい。
- 1.1.11 承認を求めるレターには、関係するより良い規制の原則と要件がどのようにして政策に適用されたかを記述すべきであり、また、政策承認に関係する文書に加えて次の(i)~(iii)のいずれかの文書を添付しなければならない。
- (i) [影響評価](#)に関する文書及び [規制政策委員会 \(RPC\) の意見書](#)、
 - (ii) 措置が [ファスト・トラック](#) の要件を満たしている旨の [RPC 確認書](#) 及び [規制トリアージ評価書 \(Regulatory Triage Assessment\)](#) 、
 - (iii) 措置が [レッドテープ・チャレンジ措置](#) である (したがって、自動的にファスト・トラックの要件を満たすことになる) 旨の確認書。
- 1.1.12 いずれかのより良い規制要件について適用除外措置を求める場合、レターにその論拠を明確に記載しなければならない。
- 1.1.13 該当する「新規制に関する報告書」の中に措置を含めることが承認されない限り、RRC は通常、最終段階での承認を与えない。

承認を求めるレターの作成に関する助言

- 1.1.14 RRC の各大臣は貴省庁の政策に精通していない可能性があることを思い起こしていただきたい。したがって、より広い政策の文脈はどのようなものか、何が問題か、問題に対して何をするつもりなのかについて説明するための十分な情報を読者に提供するような水準で、承認を求めるレターを作成すべきである。レターの冒頭で、何について承認を求めようとしているのか、例えば、協議、政府回答に

ついて意見を尋ねようとしている、あるいは公表しようとしているのか、また法律を提案しようとしているのかなど、を明確に説明すべきである。

1.1.15 内閣府は、RRC に措置の承認を求める際に考慮に入れなければならないこと、例えば、貴省庁内の [BRU](#) と話をするあるいは経済内政問題事務局 (EDS) に写しを求めるといった事柄が記載された承認プロセスに関する指針を公表した。レターを作成する際に検討すべきもので、承認を得やすくする上で有用なその他多数のポイントがある。以下にそのポイントを記載する。

- **全体像を示す**– 多くの措置は、全体の制度のごく一部分に関する変更か、複雑な変更プロセスの一段階であるに過ぎない。承認を求める際に、特定の変更が全体像の中でどのように位置づけられるのかについて明確な説明を行えば、各大臣が判断を下すのに役立つ。例えば、個別の承認が、大規模なプログラムを実行するために4つの規制措置の中の2番目に関するものに過ぎないかもしれない。また、承認要求レターは簡潔にすべきであることを忘れてはならない。理想的には、レター1枚の両面止まりとすべきである。
- **タイミングと実施時期**– 政府は、特に規制緩和及びレッドテープ・チャレンジ措置に関して、議会会期後半での実施・運用に大きな重点を置いてきた。可能な限り迅速に措置を発効させるためにあらゆる手段を用いていることを各大臣に保証する必要がある。各大臣はこのことが示されていないと感じる場合、貴省庁に異議を唱えることになる。また、実施のために用いる法的手段、協議にかかる時間とその理由、及び見込まれる施行日をレターで詳述すべきである。遅延のリスクがある場合には、その旨を明確に説明すべきである。
- **措置は本当に規制緩和に関係しているのか?**– 各大臣は、規制緩和と記述されている承認要求レターを綿密に検討し、疑いを抱けば申請省庁に異議を唱える。大臣たちは、例えば規制手続きや法定義務の撤廃あるいは検査制度の緩和に関する証拠を確認したいと考えている。承認を求めている措置によって、種々異なる法律がより明確な単一の規則に統合され、単純化が図れると主張するのであれば、その主張する規制緩和効果を承認要求レターの中で明確に説明すべきである。
- **料金及び手数料**– 各大臣は、法定料金・手数料の引き上げ又は新たな法定料金・手数料の導入についての承認を求めるレターを綿密に検討する。大臣たちは費用を回収するために設定される手数料水準に関する政策に疑問を投げ掛けることはしないものの、料金・手数料請求当局が自身の費用を抑制し、より効率的に運営するためのあらゆる手を尽くしていることの証拠を確認したいと強く考えている。規制制度の運用状況を改善するために被規制部門と接触した証拠(料金・手数料請求当局の規制負荷を削減する提案を含む)を示すべきである。
- **規制は地方レベルか、国家レベルか?**– 措置が地方レベルで対処されるようにするため、国家レベルでは廃止される場合、各大臣は規制制度が単に地方自治体による包括規制に取って代わられるだけではないことを保証してほしいと考えている。したがって、地方レベルでの執行又は規制が実際にどのように機能するのかを説明すべきである。規制の執行が地方自治体によって行われる場合、当該措置を主管当局 (Primary Authority) の対象に入れるべきかどうかについて

て検討すべきである。詳細については、より良い規制運用事務局の [主管当局ハンドブック \(Primary Authority handbook\)](#) を参照されたい。

- **権限を付与する第1次立法**– 各大臣は、新たな権限、特に新たな規制制度を導入する（新たな規制機関を設立することを含む）権限を付与する措置を注意深く検討する。企業が被る実際の費用と負担は通常、第1次立法の結果として成立する第2次立法によって増大するが、提案されている介入の明確な正当性があり、提案措置（第1次立法、第2次立法の両方を含む）が及ぼす可能性の高い影響全体に関する裏付け証拠が第1次立法の段階で影響評価の中に記載されていることを保証してほしいと各大臣は考えている。この裏付け証拠の中には、規制がどのようにして、また誰によって実施されるか、費用の規模及びどの企業がどのような形でその費用を負担するのかをある程度特定する記述が含まれる。この情報は、承認を得やすくするためだけでなく、各省庁の大臣が議会においてその規制権限の取得を正当化し、擁護する上で有用となる。
- **EU 立法に関する指針**– 各大臣は、承認要求レターの中で言及すべきものとして、EU 規制の国内法制化に関する政府の各一般原則が適用されていることを保証してほしいと考えている。その対応を怠れば、承認取得は遅延する。各大臣は特に、金メッキ処理 (Gold-plating, EU 規制への上乗せ規制。用語集参照) 措置が一切講じられていないこと及び企業の負担する費用が最小限に抑えられていることが保証されることを強く望んでいる。これが達成できない場合、承認要求レターの中でその事案を説明し、正当化しなければならない。また、国内法制化の期限に間に合わない場合、特に違反リスクが存在するときは、その理由を承認要求レターの中で説明すべきである。

1.2 新規制に関する報告書

新規制に関する報告書 (SNR) は、企業に規制変更についての情報を与え、また、その規制緩和目標に関する政府の取組み状況を追跡する。各報告書には、RRC が各 SNR 期間内に含めることに同意した全ての措置を、公表される前に規制政策委員会によって認証される必要がある費用と共に記載している。各省庁は各 SNR に含まれる措置を正確かつ完全に報告する責任がある。

- 1.2.1 新規制に関する報告書 (SNR) は、毎年 7 月と 12 月に公表される。SNR は企業に次の 6 か月間 (7 月～12 月及び 1 月～6 月) に遵守しなければならない規制の変更に関する情報を提供する。
- 1.2.2 また、SNR は 政府がその規制緩和目標を達成しているかどうか、また、各省庁が ワン・イン、ツー・アウト (One-In, Two-Out, OITO) に対してどのように取り組んでいるかについて報告している。
- 1.2.3 SNR への貢献は各省庁内のより良い 規制ユニット (BRU) によって管理されている。本マニュアルに記載されている枠組みの残りの部分に従う場合、SNR 自体に関する追加作業を最小化すべきである。

対象範囲

- 1.2.4 SNR には以下の事項が含まれる。
- OITO の対象となる全ての措置
 - 撤廃又は改善されつつある全ての レッドテープ・チャレンジ 措置
 - 企業を規制又は規制緩和する全ての EU 由来 措置
 - 規制者による影響に対するアカウンタビリティ方針 に基づき評価された国家規制機関によって行われた変更の要約

何をしなければならないか？

- 1.2.5 SNR に関する情報は、省庁ベースで提供される。これは、提供する必要のあるデータやタイミングに関して貴省庁に助言できる貴省庁内の BRU によって管理される。また、補足文書である 規制政策委員会 (RPC) の意見書、影響評価書 及び主管委員会からの最終政策承認レターを提供する必要がある。
- 1.2.6 BRU は、貴省庁が SNR に含めるべき措置を提出する際の調整を行う。次いで、この提出物は規制削減小委員会 (RRC) によって正式に承認される。

SNR のタイミング

- 1.2.7 SNR は、半年ごとの日程で、毎年 7 月初旬と 12 月中旬に公表される。これによって、各省庁は、企業に影響を及ぼす措置が 共通開始日 (common commencement date, CCD) に発効する 12 週間前に指針を公表するという政府の公約を遵守することができるようになる。

- 1.2.8 各 SNR は、公表直後 6 か月間の業務期間内に施行されると見込まれる OITO の対象措置を取り上げる。この期間は、1 月 1 日～6 月 30 日又は 7 月 1 日～12 月 31 日となる。
- 1.2.9 各 SNR は、2011 年 1 月 1 日に開始されたワン・イン、ワン・アウト (OIOO) 及び 2013 年 1 月 1 日に開始された OITO の累積的情報を報告している。
- 1.2.10 また、より高い透明性を提供するため、SNR には OITO 政策の対象外である以下の措置も含まれている。
- SNR の対象期間中に施行されることが見込まれる EU 由来措置の一覧表。これらの EU 由来措置は、OITO の対象（すなわち、当該措置が EU の最低要件を超えている又は既存の「金メッキ処理」を撤廃している）である場合にのみ、各省庁の OITO 合計の中に入れられる。
 - SNR の対象期間中に撤廃又は改善される予定の [レッドテープ・チャレンジ \(RTC\) 措置](#) の一覧表。RTC 措置によって企業の経費が軽減される場合、当該措置が RPC によって認証された後は省庁の OITO バランスにカウントすることができる。

各省庁が SNR 掲載用に提出する報告書の内容に関する RRC の承認

- 1.2.11 公表される各省庁の SNR の内容は規制削減小委員会 (RRC) の承認を得なければならない。この承認は、個々の措置に関する RRC の承認に追加されるものである。
- 1.2.12 措置を SNR に含めるようにするために、各省庁のより良い規制担当大臣は、当該省庁が SNR の対象期間中に導入しようとしている全ての措置を掲載したレターを RRC に書かなければならない。
- 1.2.13 RRC は、規制負担の緩和に関する政府の目標が達成されていることを保証するため、ホワイトホール (ロンドン官庁街) の全体像に重点を置く。RRC は、各省庁が適時に完全な情報を提出することによって初めて、この機能を果たすことができる。

各省庁による SNR 向け報告書の作成

- 1.2.14 各省庁が SNR 内に含めることを望んでいる措置もまた、通常の前査プロセス及び閣議合意の対象となる。換言すれば、措置を SNR 内に含める前に、関係する内閣府委員会（通常は経済問題又は内政問題委員会）から最終段階での政策承認を得る必要がある。ただし、この承認を得ずに措置を SNR 内に含めることができる旨の明示的合意がなされている場合はこの限りでない。
- 1.2.15 各省庁は、全ての規制措置について、SNR の公表時点までに導入する準備を必ず整えておくようにしなければならない。この一環として、影響評価書に関し、[RPC](#) から目的に適合している旨の最終段階意見書を受領しなければならない。また、影響評価書は RRC が設定したその他のより良い規制要件を遵守しなければならない。各措置もまた、RRC 及びその他該当する内閣府委員会から最終段階での政策承認を得ていなければならない。

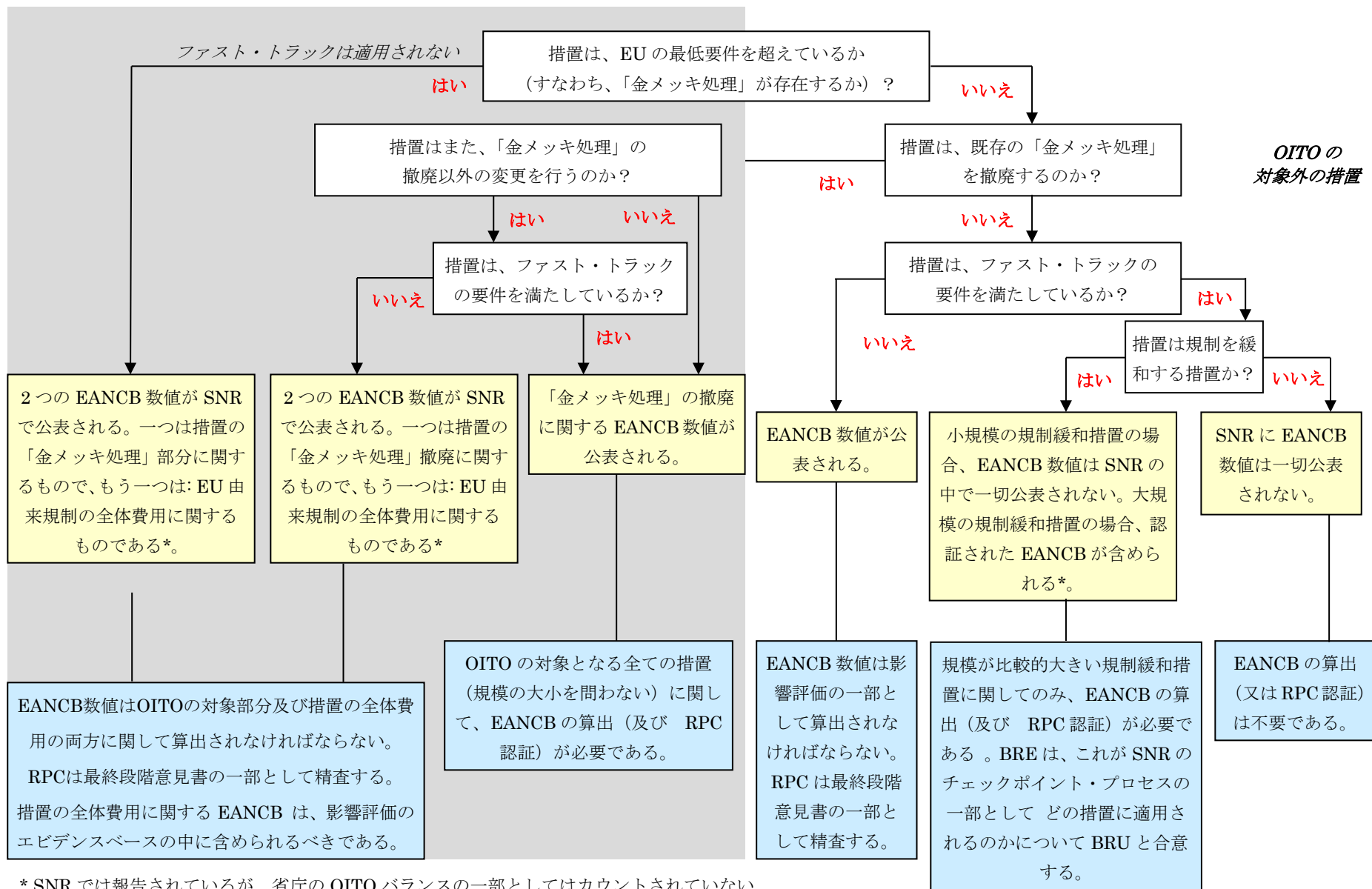
- 1.2.16 SNR に含まれるファスト・トラック措置の要件は、以下に概説する通り、措置の正確な種類に応じて、それほど厳しいものではない。
- レッドテープ・チャレンジ措置は、SNR に関して [RPC 確認書](#) を必要とせず ([ファスト・トラック](#) を利用するので RPC 確認書を必要としないため)、最終段階での政策承認又は [EANCB 認証](#) を得ることなく SNR への記載を進めていくことができる。
 - 規制緩和を目的とするその他のファスト・トラック措置は RPC 確認書を必要とするが、最終段階での政策承認又は EANCB 認証を得ることなく SNR に含めることができる。
 - 規制目的であるが低コストのファスト・トラック措置は RPC 確認書及び最終段階での政策承認を必要とするが、EANCB 認証を得ることなく SNR に含めることができる。
- 1.2.17 常に最終段階での政策承認及び可能であれば EANCB 認証を得るようにすべきであることに留意されたい。貴省庁が当 SNR 期間中に未達に転落する可能性が高い場合、SNR の公表時期に間に合うように、規制緩和措置の認証を受けることが特に重要となる。こうすることによって、貴省庁は不必要に評判を落とすリスクを回避することができる。
- 1.2.18 各省庁は、その OIOO 及び OITO 目標を達成するために努力すべきである。SNR が公表された時点でこの政策のいずれかが未達となる省庁は全てこれらの目標を達成するための計画を RRC に報告することが見込まれる。
- 1.2.19 SNR では、対象となる 6 か月の期間内に施行される措置に重点を置いているものの、各省庁はできるだけ時間の余裕を持って、導入する予定の措置の全体像を見据えておくべきである。これは、今議会の残りの期間にわたって OITO を管理していくための優先順位決定プロセスにおいて必要不可欠な要素である。
- 1.2.20 SNR 公表時点において EANCB の数値が RPC の認証を受けていない OITO 対象措置は、この認証を得て、SNR 報告期末時点で次の SNR 向けに提供する数値を更新する必要がある。これらの措置は優先順位を付ける必要がある。さもなければ、次の SNR 期間のための最終締切日にぶつかるリスクがある。
- 1.2.21 より良い規制事務局 (Better Regulation Executive, BRE) は、SNR の立案と公表を主導する。ビジネス・企業大臣 (Minister for Business and Enterprise) は、省庁の準備状況を審査し、適切な時点で RRC を更新する。BRE の職員は、これらの更新のために必要な情報を提供する枠組みについて、各省庁と合意する。

重要な助言

- 1.2.22 一般に、措置が最終政策承認を得ており全てのより良い規制要件を満たしている、又は規制緩和を目的としておりファスト・トラックの要件を満たしている場合、RRC はその措置を SNR に含めることに関してのみ承認を与える。措置が適正な手続きを完了していない場合、当該措置を例外として SNR に含めることについて、RRC に申請する必要がある。

- 1.2.23 貴省庁内の BRU に連絡されたい。BRU は、SNR に向けた承認プロセスとそれに関連する時間枠を通して指導してくれるだろう。
- 1.2.24 SNR へ掲載する手続きを進めている措置の進捗状況について、特に貴省庁の措置に関する EANCБ 評価が変わる場合、貴省庁内の BRU に常に最新の情報を与えるようにされたい。また、政策及び分析がどのように展開されたかについての記録を付けておくようにすべきである。

フローチャート C： EU 義務を履行する英国措置の SNR における取扱い



1.3 ファスト・トラック

企業の負担する費用が極めて低い 規制緩和 措置及び 規制 措置は、ファスト・トラック の対象となる可能性がある。ファスト・トラックが適用されれば、精査は軽度にとどまり、評価に関する省庁の裁量権はより大きくなり、また、その他の要件の一部が適用免除となる。

1.3.1 ファスト・トラック 制度は以下を目的としている。

- ・ 規制緩和措置（レッドテープ・チャレンジプロセスを通じて合意された措置を含む）の実施を迅速化する。
- ・ 評価と精査の対象を最も重要な影響を及ぼす可能性がある規制措置に絞ることによって、バランスを確保し、省庁の負担を軽減する。

1.3.2 貴省庁の措置がファスト・トラックで取扱われる場合、貴省庁はどの程度の評価を行うかについてより大きな裁量権を有し、また、RPC の精査プロセスは軽度にとどまり、さらに、より良い規制枠組みの特定の要件（小規模・零細企業評価及び実施後検証を含む）について免除される。しかしながら、グリーンブック及び特定の省庁要件（該当する場合）は依然として適用される。

対象範囲

1.3.3 レッドテープ・チャレンジ措置 は、自動的にファスト・トラックの対象となる。その他の規制緩和措置又は低コスト規制措置もファスト・トラックを申請することができる。措置は、いずれかの年において企業が負担する粗費用が 100 万ポンド未満である場合、低コストとなる。「金メッキ処理」された EU 措置は、たとえ低コストであってもファスト・トラックを利用することができない。

どのようにすればファスト・トラックを利用することができるのか?

1.3.4 貴省庁は、措置がファスト・トラックに基づく取扱いに適しているかどうかを判断するため、例えば初期段階での トリアージ・プロセスを設けるなど独自の取り決めを行ってもよい。この省庁トリアージは、以下を目的としている。

- ・ どの措置がファスト・トラックによる取扱いの対象となるかを特定する。
- ・ ファスト・トラック措置を評価する手法を決定する。
- ・ どのファスト・トラック措置が ワン・イン、ツー・アウト (OITO) の対象となる可能性が高いかを特定する。

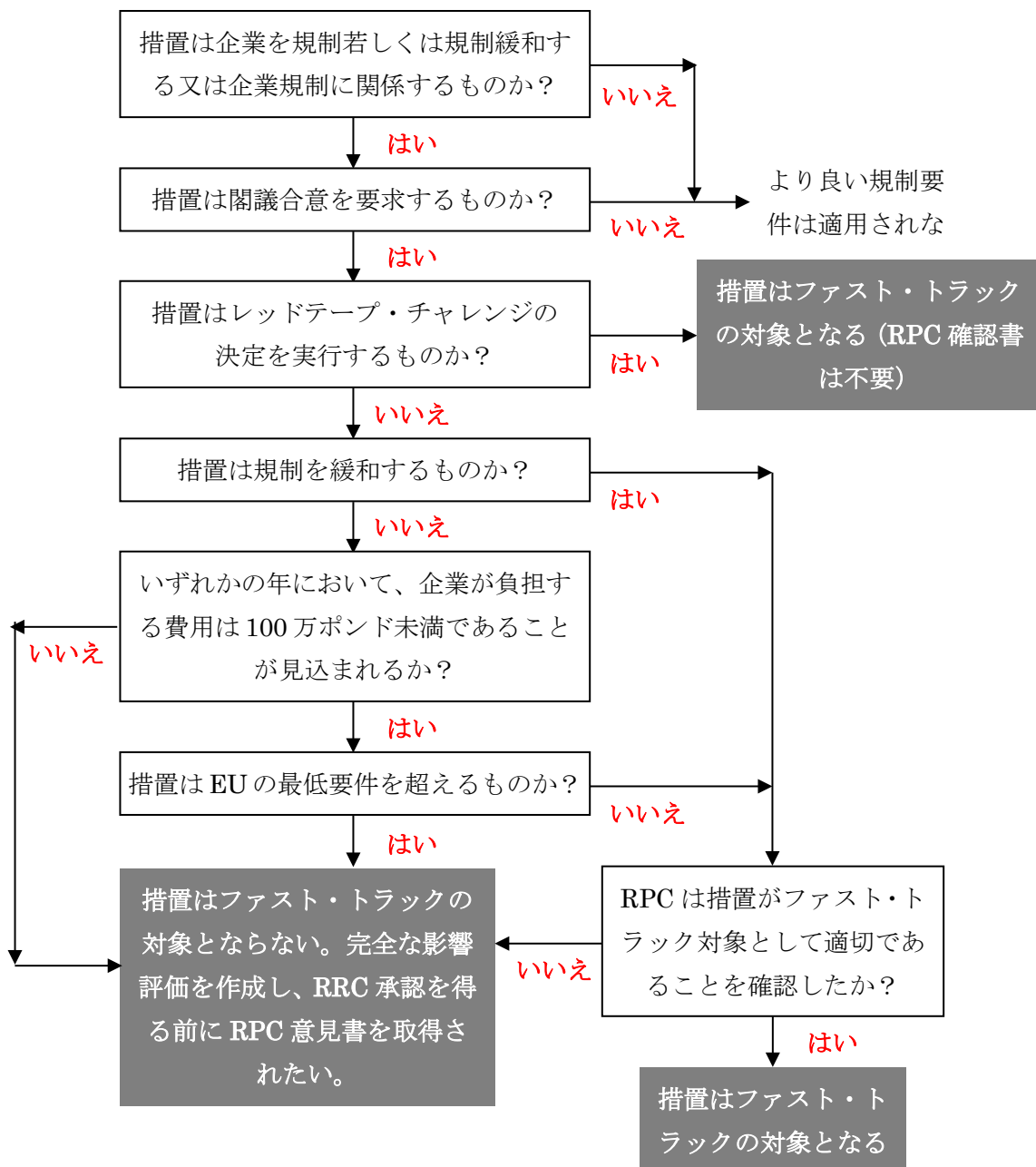
1.3.5 措置がファスト・トラックに適している可能性がある判断する場合、詳細情報を得るため、貴省庁内のより良い 規制ユニット (BRU) に連絡を取るべきである。

1.3.6 措置が低コストとみなせる可能性がある確信する場合、初期段階での影響の見積もりに伴う誤差の範囲を考慮すべきである。企業が負担する費用は、企業が負担する年間正味費用相当額 (EANCB) と異なり、正味ではなく総額ベースで算出される。また、この費用には直接的な影響のみならず間接的な影響も含まれる。

措置が第1次立法及び第2次立法の組み合わせによって講じられる場合、措置が低コストであるかどうかを評価するに当たっては両立法が及ぼす影響を考慮する必要があることに留意されたい。

- 1.3.7 RTC 措置を除き、ファスト・トラックに適しているかどうかに関して RPC の確認書が必要となる。詳細については、[本マニュアルの「RPC」セクション](#)を参照されたい。
- 1.3.8 措置がファスト・トラックの対象になるかどうかを判断するために、以下のフローチャートを利用されたい。

フローチャート D：ファスト・トラックの資格の有無を判断するためのプロセス



RRC の承認

- 1.3.9 それでもなお、全てのファスト・トラック措置は、コンサルテーション段階及び最終段階において RRC（及び関係する政策委員会）を通じた閣議合意を必要とする。ただし、以下に記載する通り、この同意が不要であると明示的に合意されている場合はこの限りでない。これがレッドテープ・チャレンジ措置である場合、貴省庁の承認要求レターの中でその旨を明確に記述すべきである。その他の場合においては、[規制トリアージ評価](#) に関する [RPC 確認書](#) 及び措置が目新しいものかあるいは論議を呼ぶものであるかという点も考慮に入れた上で、提案措置の規模及び考えられる影響の大きさに比例した分析書を提供する必要がある。
- 1.3.10 ファスト・トラック措置向けの承認要求書においても、介入の根拠、政府の規制原則がどのように適用されているか、検討されたオプション及び見込まれる影響（費用及び便益）について記述しなければならない。影響評価書が作成された場合、承認要求レターと共にその文書を配布すべきである。その他の場合においては、影響に関する関連情報を承認要求レターに添付すべきである。

簡素化された RRC 承認プロセスの利用

- 1.3.11 好ましい選択肢を明確に記述しているファスト・トラック措置に関して協議するために RRC の承認を求める際、最終段階での承認を必要としないことについての同意を同時に RRC に求めることができる。そのレターには、特定の条件が満たされれば、再度承認を求めるレターを書く予定はないことが明確に示されるべきである。RRC の同意は、コンサルテーションの中で重要な懸念が提起されないこと、又はコンサルテーションの結果を踏まえて提案措置に重要な変更が加えられないことを条件としている。また、貴省庁の側から更なる条件を特定することもできるし、あるいは RRC の各大臣がその回答の中で、満たさなければならないその他の条件を提示することもできる。
- 1.3.12 これらの事例の場合、RRC の承認を求めるコンサルテーション段階のレターに本セクションで概説した通り、提案書を承認するために必要な全ての情報を含めることが重要である。例えば、提案書で見込んでいる費用及び便益に関して相当の不確実性が存在する場合、又は提案されている措置が論議を呼ぶものである場合、RRC は最終段階での承認を行わずに事案を進行させることに同意する可能性は低い。
- 1.3.13 この同意が得られた場合、最終段階で EDS 職員に連絡を取り、貴省庁の措置が条件を満たしたこと（すなわち、重大な懸念が提起されなかったこと及び好ましいオプションが実質的に変更されていないこと）についてその同意を求めるべきである。EDS が納得すれば、RRC の承認を得るためのレターを書くことなしに最終段階に進むことができる。

ファスト・トラックを利用しない措置

- 1.3.14 ファスト・トラックの要件を満たさない措置は引き続き、コンサルテーション段階及び最終段階で閣議合意を得る前に、完全な [影響評価](#) を行い、[RPC 意見書](#) を

取得する必要がある。

実施

- 1.3.15 ファスト・トラックは各省庁が獲得した自主性に基づいて運営されている。省庁がトリアージの運用において強固な実績を示している場合、これらの省庁に対する RPC 確認書のための要件は見直される。省庁が新制度を効果的に運用できていない場合、又は濫用が続く場合、ファスト・トラックを利用する権利は撤回される。

ファスト・トラックに関する重要な助言

- 1.3.16 政策立案プロセスの初期段階で、貴省庁の措置がファスト・トラックの要件を満たしているかどうか検討されたい。
- 1.3.17 できるだけ早い時期に RPC の確認書を求められたい。この確認書を取得するまで RRC の承認を求めてはならない。
- 1.3.18 政策がファスト・トラックの要件を満たしている場合であっても、良好な政策立案を確実にし、ステークホルダー、大臣及び議会の期待に応えるためにはどのようなレベルの事前評価と精査を必要とするかについて判断する必要がある。

1.4 規制政策委員会の精査

RPC 意見書：新たな 規制 措置が ファスト・トラック の要件を満たしていない場合、規制削減小委員会 の承認を求める前に、当該措置の 影響評価 が 規制政策委員会 によって「目的に適合している」と評価されなければならない。

RPC 確認書：措置については、ファスト・トラックを利用する前に、規制トリアージ評価 を規制政策委員会に検討してもらわなければならない（自動的にファスト・トラックの対象となる レッドテープ・チャレンジ措置 を除く）。

RPC 認証：最終段階のファスト・トラック措置については、その「企業が負担する年間正味費用相当額（EANCB）」を規制政策委員会に認証してもらわなければならない。

- 1.4.1 規制政策委員会 は、独立した非省庁公的機関である。その目的は、規制に関する政策立案におけるエビデンス及び分析の利用の仕方を改善することによって、規制に対する政府のアプローチの文化的変化に寄与すること及びより良い、かつ、よりスマートな規制を支持することにある。
- 1.4.2 この目標を達成するため、規制政策委員会は、新たな規制提案についての 影響評価 を精査し、その提案が目的に適合しているかどうかについて 規制削減小委員会（RRC） に助言する。また、規制トリアージ評価（RTA） を評価し、各省庁が算出した ワン・イン、ツー・アウト（OITO） 数値を認証する。
- 1.4.3 これらのプロセスは、それぞれ RPC 意見書、RPC 確認書 及び RPC 認証 として知られている。

対象範囲

- 1.4.4 措置が RRC の承認を必要とする場合、その措置が ファスト・トラック の要件を満たしていない限り、RRC にレターを書く前に、影響評価に関して RPC から「目的に適合している」旨の 意見書 を取得しなければならない。
- 1.4.5 例外的なケースとして、RPC から目的に適合していないという意見書を受領した場合であっても、コンサルテーション段階で RRC の承認を求めることができる。しかしながら、RRC はそのような提案書については批判的な目を向ける可能性が高い。また、承認がなされた場合、RPC は、コンサルテーション段階の影響評価書が公表された後に RPC 意見書を公表することになる。
- 1.4.6 措置がファスト・トラックを利用できると貴省庁が確信する場合、それが レッドテープ・チャレンジ措置 でない限り、RTA の精査を通じて適切である旨の 確認書 を RPC から取得しなければならない。
- 1.4.7 貴省庁の措置がファスト・トラックプロセスを利用しており、かつ、OITO の対象である場合、その措置は（たとえそれがレッドテープ・チャレンジ措置であっても）（RPC）認証 を必要とする。

何をしなければならないか？

RPC 意見書：影響評価の精査

- 1.4.8 影響評価書が貴庁省内で承認された後、評価を受けるためにその影響評価書を RPC に提出しなければならない。貴省庁内におけるこの手続きに関して、貴省庁内のより良い [規制ユニット](#) に相談されたい。
- 1.4.9 RRC の承認を求めるときには、関係する影響評価とともに RPC 意見書を添付すべきである。したがって、各段階、通常はコンサルテーション段階、最終段階及び事後評価段階で RRC の承認を得るためには影響評価に関する RPC 意見書が必要となる。
- 1.4.10 貴省庁は、最終段階の RPC 意見書を、関係する影響評価と同時に公表しなければならない。

内容

- 1.4.11 RPC が意見書の根拠とするクライテリアを理解し、それに対処したことを確認されたい。これらは RPC の定期的な報告書や本マニュアルに記載されている。貴省庁内の BRU 及び/又は RPC 精査の経験を有するその他の部署に相談されたい。影響評価が「黄」評価を受けた場合、RRC の承認を求めるときにその勧告に対応されたい。
- 1.4.12 RPC は、影響評価を精査することで得られた、共通のテーマに基づく [勧告事項](#) を提示した。これらは以下の通りである。
 - 勧告 1：規制を導入することが解決策だと思えないこと
 - 勧告 2：時間と労力を惜しまずに、あらゆるオプションを検討すること
 - 勧告 3：実質的なエビデンスを確保すること
 - 勧告 4：費用と便益の信頼できる推定値を提示すること
 - 勧告 5：非金銭的影響を十分に評価すること
 - 勧告 6：評価結果を明確に説明し、提示すること
 - 勧告 7：規制が企業に及ぼす実際の費用を理解すること

タイミング

- 1.4.13 RPC は、30 就業日以内に影響評価の精査を完了することを目的としている。しかしながら、RPC は提出される影響評価書の分量を管理することは一切できないので、受け付ける評価書の件数が最多となる（例えば、議会休会期、共通開始日又は新規制に関する報告書の公表時期が近付いているときなど）こともある。
- 1.4.14 影響評価書が複雑な分析を含んでいる場合、又は複数の影響評価書（おそらく相互に関連している）がほぼ同時期に提出される可能性が高い場合、貴省庁は影響評価書の提出について事前通知を出すことによって RPC のワークフロー管理を支

援することができる。例外的なケースとして、貴省庁の提案書又はその影響分析が複雑となる可能性が高い場合、影響評価書の提出に先立って、当該提案書、焦点となる問題及び分析内容を RPC に知ってもらうために、RPC 事務局員との会合を求めることも検討したいと思うかもしれない。

赤・黄・青評価の基準

- 1.4.15 RPC は、影響評価の全ての側面についてコメントを付す一方、影響評価の段階に応じて、特定の基準に基づいて評価を行うよう、RRC から要請されている。
- 1.4.16 コンサルテーション段階では、影響評価は全体の質に基づいて赤、黄又は青の評価を受ける。
- 1.4.17 最終段階では、影響評価は赤又は青の評価を受ける。この評価は企業が負担する直接費用の評価（ワン・イン、ツー・アウト分類（該当する場合）及び [小規模・零細企業評価](#) を含む）に基づいて行われる。青評価の場合であっても、RPC はその意見書の中で、影響評価の全体的な質に関して、目的に適合させるために対処する必要がある事項をコメントすることがある。これらのコメント事項については RRC に申請する前に対処すべきである。

RPC から赤評価意見書を受領した場合

- 1.4.18 RPC 事務局員は、RPC が作成した意見書に関する質問に対していつでも喜んで答える。電子メールを送信するか、会合を要求されたい。RPC の赤評価意見書に対応して調整した影響評価書を提出する際は、変更点が明確になるように配慮されたい。
- 1.4.19 RPC 意見書の内容に関する詳細情報及び赤評価意見書への対応方法については、[RPC ウェブサイト](#) で閲覧することができる。

RPC から黄評価意見書を受領した場合

- 1.4.20 黄評価意見書を受領した影響評価書は、意見書の中で提起された問題に対処することを条件として目的に適合していると考えられる。黄評価意見書を受領した場合、RPC が指摘した問題を検討し、必要な変更を影響評価書に施すべきである。RRC に承認を求めるレターを書く際には、意見書で提起された問題にどのように対処したかをそのレターで説明すべきである。
- 1.4.21 赤評価意見書の場合と同様に、RPC 事務局員は、RPC が作成した意見書に関する質問にはいつでも喜んで答える用意があり、助けになるのであれば、問題点を詳細に議論するために提案チームと会合を持つこともできる。

RPC 確認書：規制トリアージ評価の精査

- 1.4.22 措置がファスト・トラックの要件を満たしている可能性が高いと確信する場合、RPC 確認書を取得する必要がある。この手続きは、政策立案の早い段階で、かつ、閣議合意を求めるよりもかなり前に行う必要がある。
- 1.4.23 RPC 確認書は、ファスト・トラック手続きが正確に、かつ、一貫性を保って適用

されていることを独立的に保証するものである。措置がファスト・トラックの要件を満たしていることについて RPC が同意しない場合、RRC の承認を求める前に完全な影響評価と RPC 意見書が必要となる。

内容

- 1.4.24 ファスト・トラック向けに提出された措置に関する詳細を規制トリアージ評価書 (RTA) 様式に基づき、RPC に提出しなくてはならない。トリアージ確認書の一部として、RPC は措置が OITO の対象となる可能性が高いかどうか、また、後に RPC 認証を得る必要があるかどうかについて意見を述べる。
- 1.4.25 RTA は影響評価ではないので、影響評価で通常取り上げられるような問題を全て含める必要はない。その目的は、措置が RRC によって設定されたファスト・トラック基準を満たしているかどうかを RPC が評価できるようにすることにある。提案している措置が規制緩和である又は低コストの規制であることを確信しているかどうかについて明らかにすべきであり、また、RTA 様式に含まれた情報を、利用しようとしているファスト・トラック手続きの基準に合わせるべきである。
- 1.4.26 規制緩和措置の場合、RTA は、現規制の対象と効果及び提案している措置によって起こる変化を叙述形式で説明すべきである。費用と便益の詳細を提供する必要がない。プロセスの後の段階で EANCB 認証を申請する際にこれらの情報を提供すればよい。
- 1.4.27 低コスト措置の場合、提案が低コストであることを示した申請省庁のトリアージ評価を裏付けるために、RTA には影響の評価を記載すべきである。RTA は、発生する可能性のある費用 (及びその派生物) の大きさと共に、影響を受ける可能性がある企業の数进行特定すべきであり、また、総粗費用の合計額 (直接、間接を問わない) が低コストの限度を超える可能性が低い理由を明確にすべきである。RPC にはこの限界値を超えないであろうことを確認することが求められている。したがって、費用見積もりの論拠となる裏付け分析と説明を提供すると共に、考えられる誤差範囲について記述されたい。百万ポンドの限度に近い費用を伴う措置については、費用が千ポンド単位の範囲にとどまる措置の場合よりも詳細な説明と裏付け情報が必要となる。
- 1.4.28 RTA には、提案措置の OITO 分類に関する申請省庁の見解が記述されるべきである。
- 1.4.29 RTA は明確かつ簡潔で、関係する情報に焦点を合わせるようにされたい。無関係な又は不必要な情報が記載された RTA は、RPC での対応により時間がかかるため、回答が遅くなり、全員のための制度運営の速度を鈍化させてしまう。貴省庁内の BRU は、良質の RTA の事例を提供できるようにすべきである。

タイミング

- 1.4.30 RPC は、規制トリアージ評価書を受理してから 10 就業日以内に対応することを目指している。しかしながら、RPC は提出される評価書の分量を管理することは一切できないので、取扱件数が最多となる (例えば、議会休会期、共通開始日又は新規制に関する報告書の公表時期が近付いているときなど) こともある。

RPC 認証：ファスト・トラック措置のための EANCB 認証

- 1.4.31 OITO の対象であるファスト・トラック措置のために最終段階影響評価書を作成した場合、最終段階の RRC 承認より前に又はそれと平行して認証を受けるためにこの評価書を RPC に提出すべきである。RPC は、EANCB と OITO ステータスを認証するために影響評価書に含まれている情報を利用する。RPC は、影響評価書の他の側面にコメントすることもないし、正式な「目的に適合している」旨の意見書を提出することもない。
- 1.4.32 最終段階の影響評価書をまだ作成しておらず、かつ、提案措置が OITO の対象である場合、最終承認を求める前に簡略な「認証段階」影響評価書を作成する必要がある。認証段階の影響評価書は、企業の費用と便益に関する裏付け分析及び EANCB の算出を含んだ提案措置の概要を記載したもので、最終段階の影響評価書の簡略版である。この評価書は、最終段階の影響評価書と同様の方法で認証を受けるために RPC に提出すべきである。
- 1.4.33 最終（又は認証）段階の影響評価書が RPC に提出されれば、最終段階の承認を要求したり、措置を実施したり、又は影響評価書を公表したりする前に RPC 認証を待つ必要はない。影響評価書が RPC 認証より前に公表される場合、OITO ステータスと EANCB は RPC 認証の対象であることを強調すべきである。
- 1.4.34 ファスト・トラック措置について相談し、最終段階での承認は不要であることに RRC が同意した場合、正式なコンサルテーション期間が終了してから 1 か月以内に、承認を受けるために最終（又は認証）段階の影響評価書を RPC に提出しなければならない。

重要な助言

- 1.4.35 電子メールの中で、政策立案の段階、RPC に検討を求める事項、及び以前に提出した関連するものがあればその詳細（RPC 参照番号及び評価書の表題が変更されていればその当時の表題を含む）を明記されたい。こうすることで、時間が節約され、精査プロセスを通じた評価がより迅速に進められることになる。

1.5 影響評価

[ファスト・トラック](#)の要件を満たしていない措置の場合、政策承認の要求は、提案によって見込まれる影響（費用及び便益を含む）を記載した [影響評価書](#) によって裏付けられなければならない。また、[規制政策委員会](#) によって精査されなければならない。

- 1.5.1 新たな措置又は提案に伴う費用、便益及びリスクを理解することは、より良い規制とより良い政策を立案する上で最も基本的な事項である。
- 1.5.2 影響評価書は、政府介入の根拠、検討されたオプション（[非規制的オプション](#)を含む）及び予想される費用と便益を要約したものである。また、影響評価書は [ワン・イン、ツー・アウト \(OITO\)](#) に基づき要求される通り、企業が負担する正味費用を記載している。

対象範囲

- 1.5.3 [規制削減小委員会 \(RRC\)](#) の承認を必要とする全ての措置は、[ファスト・トラック](#)の要件を満たしていない限り、[影響評価書](#) を添付しなければならない。[ファスト・トラック](#) 措置又は RRC の対象外にある措置もまた、他の理由で影響評価書を必要とする可能性がある。貴省庁内のより良い [規制ユニット \(BRU\)](#) に相談し、議会などその他の関係先のために又は政策立案を支援するために影響評価書を作成すべきかどうかを検討されたい。
- 1.5.4 国家規制機関が提案する制定法上の性格を有していない新たな規制提案は、[規制者による影響に対するアカウントビリティ](#) 方針に従って評価されるべきである。

何をしなければならないか？

- 1.5.5 本マニュアルの第 2 部に記載されている [影響評価ツールキット](#) は、影響評価を実施する方法についての主要な指針である。このツールキットは、政策の事前評価と事後評価のための方法論的指針を与えている [グリーンブック](#) と併せて読むべきである。
- 1.5.6 [IA テンプレート \(書式\)](#) を用いて行った分析を提示すべきである。

影響評価プロセスの各段階

- 1.5.7 影響評価プロセスの各段階は、ROAMEF（Rationale[論拠]、Objective[目的]、Appraisal[事前評価]、Monitoring[監視]、Evaluation[事後評価]、Feedback[フィードバック]の頭字語）政策サイクルにほぼ沿ったものとなっている。これらの段階は、策定、オプション、コンサルテーション（協議）、最終、法律制定、妥当性検証及び事後評価である。これらの段階の全てが当該政策に適用されるわけではない。
- 1.5.8 影響評価は、作成される段階によってその内容が異なるものの、一般的には、取り組んでいる問題、介入の根拠、政策目標及び検討されたオプションを記述すべきである。
- 1.5.9 各オプションに対して、措置を講じた結果として生じると考えられる影響につい

て評価がなされるべきであり、また、可能な場合、かつ、バランスのとれた形で金銭価値化されるべきである。影響評価では、企業に対する影響だけでなく、経済、社会及び環境に及ぼす影響を含んだあらゆる種類の影響について検討すべきである。また、リスクと仮定を明確に記述すべきである。

- 1.5.10 この分析は、OITO の中で、及び「新規制に関する報告書」の中に含まれるその他の措置向けに使用される正味現在価値（NPV）及び企業が負担する年間正味費用相当額（EANCB）の推定値の裏付けとなるべきである。

欧州規制

- 1.5.11 EU 起源の提案の分析は、当該提案がブリュッセルで合意されるよりかなり前に開始すべきである。分析は、新規制提案の交渉における英国の立場を支持するために行われるべきである。また、分析結果は、政策立案の早い段階で欧州委員会に影響を及ぼす上で有用なものとなりうる。

国際規制

- 1.5.12 国際的な公約や義務の履行を目的とする措置に関する影響評価は、より良い規制原則、特に、企業への不必要な費用負担を最小化する必要性が、これらの措置を実施するに当たってどのように考慮されたかを示さなければならない。

バランスの確保（比例性）

- 1.5.13 影響評価を実施する際に投入する資源の量のバランスが確保されていることを保証すべきである。どのレベルの分析が適切であるかを判断する際に検討すべき要因の中には、予想される影響の大きさ、政策の段階、政策の感度、及びさらなる分析が生み出す成果に照らしてその分析を実施する能力と費用、が含まれる。

外部精査及び公表

- 1.5.14 影響評価は、プロセスの中で 4 つの段階、すなわち、コンサルテーション段階、最終段階、法律制定段階（議会でのプロセスを通じて変更が加えられる場合）及び事後評価段階、で公表されるべきである。
- 1.5.15 提案措置がファスト・トラックの要件を満たしていない場合、影響評価はコンサルテーション段階及び最終段階で RPC による外部精査を受けることになる。RPC の精査が必要となる場合、RRC の承認を求める前に RPC から「目的に適合している」旨の意見書を取得しなければならない。
- 1.5.16 影響評価は、関連する法律が制定される又は（コンサルテーション段階影響評価又は法案に係る影響評価については）関連するコンサルテーション文書が公表される時と同じ時点でウェブサイト (legislation.gov.uk) にアップロードされるべきである。

影響評価に関する重要な助言

- 1.5.17 政策立案プロセスの早い段階でエビデンスの収集と影響評価書の作成を開始されたい。影響評価書の作成を間際まで放置すれば、基本的な政策設計がより良い規

制要件を満たさない可能性がより高くなり、承認は拒否されるか遅延することになる。

- 1.5.18 影響評価書は、議会を含む様々なステークホルダーが利用する文書である。この分析結果は、専門的な基礎知識又は政策分野に関する深い知識を持たない人々でも利用できるようなものにすべきである。

1.6 小規模・零細企業評価

規制措置は、不釣り合いな負担が十分に軽減されている場合に限り、[小規模・零細企業](#)に適用すべしである。

- 1.6.1 零細企業（従業員が 10 名以内）を含む小規模企業（正規従業員が 49 名以内）は、規制によって不釣り合いな負担を被っている。
- 1.6.2 [小規模・零細企業評価（Small and micro-business assessment、SaMBA）](#)は、全ての新規規制の提案が不釣り合いな負担を軽減するように設計され、実施されるようにすることを目的としている。その前提は、措置が目的としている成果の大半が小規模・零細企業を対象としなくとも達成できる場合には、法律に小規模・零細企業を適用免除とする条項を設けるということである。
- 1.6.3 小規模企業への影響に関する分析は、影響評価の一部を構成し、[規制政策委員会（RPC）](#)がその[意見書](#)の中で精査することになる。

対象範囲

- 1.6.4 企業を規制する全ての国内措置について SaMBA を適用しなければならない。ただし、その措置が[ファスト・トラック](#)の要件を満たしている場合を除く。

何をしなければならないか？

原則

- 1.6.5 前提となるオプションは、小規模・零細企業を新規規制措置の適用から免除するというものである。評価した結果、完全適用免除が困難である（又は提案措置が目的としている成果の大半を達成する上で相容れない）場合、このことは適切な分析によって裏付けられなければならない。また、こうした小規模・零細企業に掛かる負担を軽減するためのオプションも検討しなければならない。
- 1.6.6 SaMBA は規定されたプロセスではない。意図する成果の大半を達成しながらどの程度負担を軽減することができるかを決めるのは貴省庁である。

詳細

- 1.6.7 政策立案プロセスの最も初期の段階で、どのような企業が提案措置の対象となりそうであるかについて予備的な評価を行うべきである。提案措置の目的、規制されるものが何か、及び影響を受ける産業部門によって異なってくるだろう。
- 1.6.8 提案措置が零細・小規模企業に影響を及ぼさない場合、RRC の承認を求める際に、また、影響評価の中で実施する関連分析において、この点を明確にすべきであるが、これ以上の行為は必要とされない。
- 1.6.9 提案措置が零細・小規模企業に間違いなく影響を及ぼす場合、どのようにすれば小規模・零細企業に掛かる負担を最もうまく軽減できるか検討し、この検討結果を提案措置の詳細な設計の中に反映させる必要がある。検討すべきアプローチのいくつかを以下に列挙する。

- ・ **完全適用免除 (前提となるオプション)**: 規制の対象となる小規模・零細企業を除外したとしても、規制が目的とする成果の十分な部分を達成することができる。
- ・ **一部適用免除**: 小規模・零細企業が規制の中の特定の要件を免除される又は一部の企業のみが完全に免除される。前者のケースにおいては、例えば負担の重い遵守要件を緩和する（例：遵守違反が確認された場合に制裁措置を適用するのではなく小規模企業に対しては警告を発するにとどめるなど）又は規則の中に小規模企業には適用されない部分を設ける方法などが挙げられるかもしれない。後者のケースには、小規模企業（零細企業も含まれる）に対する免除措置を制限する方法が含まれるかもしれない。
- ・ **移行期間の延長**: 定義された規模の企業は全て、新規制の要件を遵守するための移行期間を一定期間延長して、大企業よりも長く設定することが認められる措置であり、これによって対象企業は新規制の実施に関連する費用を軽減することができる。例えば、タバコの店頭展示禁止措置は、日曜営業法の対象となる規模を下回る店舗に対してさらに3年間の経過措置を与えている。
- ・ **一時的適用免除**: 規制の即時遵守が比較的小規模な企業の事業に損害を及ぼすような場合に、当該企業が適用免除期間の一時的延長を申請することができる。一例を挙げれば、新規制を遵守するためにサービス又は製品の再設計を必要とするときに、(能力又は資金的理由によって) 大企業よりも中小企業の方が対応に時間がかかると考えられる場合である。
- ・ **企業の種類及び又は規模によって異なる要件**: 一定規模以下の企業は、例えば、登録を義務付けられるだけで完全なライセンスを得る必要がない、あるいは比較的小規模の企業の登録義務又は登録料その他のライセンス料が免除される。また、この免除要件は検査料金にも適用されることがある（ただし、費用回収及び内部補助金の回避に関する財務省(HMT)の規則は考慮される必要がある）。さらに、この免除要件は、小規模企業向けの報告要件の簡素化、検査頻度や負担の削減などを通じて適用される可能性がある。
- ・ **小規模企業向けの特定情報提供運動又はユーザーガイド、訓練及び専用サポート**: 小規模企業特有のニーズに合わせた有益な情報の提供や支援を行うことによって、どのようにして規制遵守を行えばよいのか、また、何を求められているのかを理解したいという小規模企業の強い要望にある程度は応えられるだろう（大企業は新たな又は改正された規制に対応するための職員を既に配置しているが、小規模企業は準備ができていない）。
- ・ **小規模企業向けの直接資金援助**: 例えば、小規模企業が遵守に関連する費用の返済を調達する能力を改善する（特に、新たな又は大きく改正された規制は企業に多額の財務費用を課す場合の移行の際に）
- ・ **オプト・イン及び自主的解決策**: 一定規模以下の企業は、完全な規制枠組みに自主的に「オプト・イン（自ら選択した上で参加）」することが認められる、又は業界主導の自発的スキームに同意する。

- 1.6.10 これらのオプションは、あくまでも指針のみを与えるものであり、これらに限るものではない。デフォルトのオプションである完全適用免除が採用されない場合、その他のどのオプションが適用されるかは、規制提案の性質と影響を受ける企業を考慮に入れた上で、不釣り合いな負担を最大限に緩和するという目的を達成するためには何が最も効果的かということによって決まる。例えば、
- ・ 影響を受ける可能性が高い小規模企業のどのような特徴が関係しているか（例：従業員数か売上規模か）？
 - ・ 提案が取り組む政策課題は零細・小規模企業に関してどの程度深刻なものか？
 - ・ 零細・小規模企業の事業及び業績に及ぼす影響は大企業と比較して、どの側面において不釣り合いとなる可能性が高いか？例えば、設備やプロセスに変更を加えることが要求される場合、移行期間の延長が適切かもしれない。
 - ・ 小規模企業向けの代替的アプローチに関連して生じる可能性のある意図せざる影響は存在するか、もし存在するならそれらはどのようにして緩和することができるか？
- 1.6.11 不釣り合いな負担が一切存在していないため、影響を緩和するオプションは不要であると確信する場合、その点に関する証拠を裏付け分析の中で示すべきである。

提案する政策を裏付けるために必要な分析

- 1.6.12 （小規模・零細企業を対象とする）完全適用免除措置が講じられる場合、追加の分析は一切必要とされない。適用免除の効果は、既に政策の全体的影響の分析の中に含まれている。
- 1.6.13 適用免除措置が講じられない又は一部のみ講じられる場合、完全適用免除が政策目標となぜ相容れないのかを説明するために、影響評価の一部として、影響を受ける企業集団に対する負担のバランスに関する分析（*proportionate analysis*）を提示すべきである。この中には、例えば、提案する措置によってどういった企業集団が影響を受けるかについての説明や、誰が費用を負担し、誰が便益を享受するかといった分析が含まれることになる。
- 1.6.14 また、影響評価には、影響を緩和するために提案されているオプションの影響、それらの有効性及び根拠に関する分析を含めるべきである。これは定性的評価にも、定量的評価にもなり得る。不釣り合いな負担が存在していないと判断されたために緩和オプションが提案されていない場合、この点に関するエビデンスを影響評価の中で示さなければならない。

重要な助言

- 1.6.15 提案する措置によって影響を受ける可能性が高い企業の特徴を確実に理解するようにされたい。
- 1.6.16 政策形成の初期段階から、規制措置の対象として零細及び/又は小規模企業を含める必要があるかどうかについて批判的に検討されたい。小規模企業が適用免除とされている場合であっても、提案措置が目的とする成果の大半を達成できること

が往々にしてある。例えば、大規模企業が被規制活動の大半を占めている場合である。

- 1.6.17 小規模企業に掛かる不釣り合いな負担を緩和する方法を見つけるために、執行機関や事業者団体に相談されたい。

1.7 サンセット及び事後評価条項

ファスト・トラックの要件を満たしていない規制措置は、関係する法規制の中に事後評価条項（及び、該当する場合、サンセット条項）を設けなければならない。

- 1.7.1 サンセット及び事後評価条項は、**規制措置**が定期的に見直されることを保証することによって、**規制**の水準を管理するための一助となる。措置がもはや必要とされない場合、又は措置が**企業**に不釣り合いな負担を課す場合、このような条項を設けることは、そのような措置を確実に撤廃するために有用である。その他の事例においては、これらの条項が効果的な措置を常に最新の状態に保つのに役立つとともに、その改善を支援する。
- 1.7.2 事後評価条項は、措置が施行されてからある一定の期間、通常は 5 年以内にその措置の事後評価を実施する法的義務を課している。サンセット条項は、措置の期限が特定の日をもって自動的に切れる旨を規定している。
- 1.7.3 サンセット及び事後評価条項は、議会による精査や影響を受けている企業からのフィードバックといった、規制の影響を監視するための現行プロセスを補完し、強化する。

対象範囲

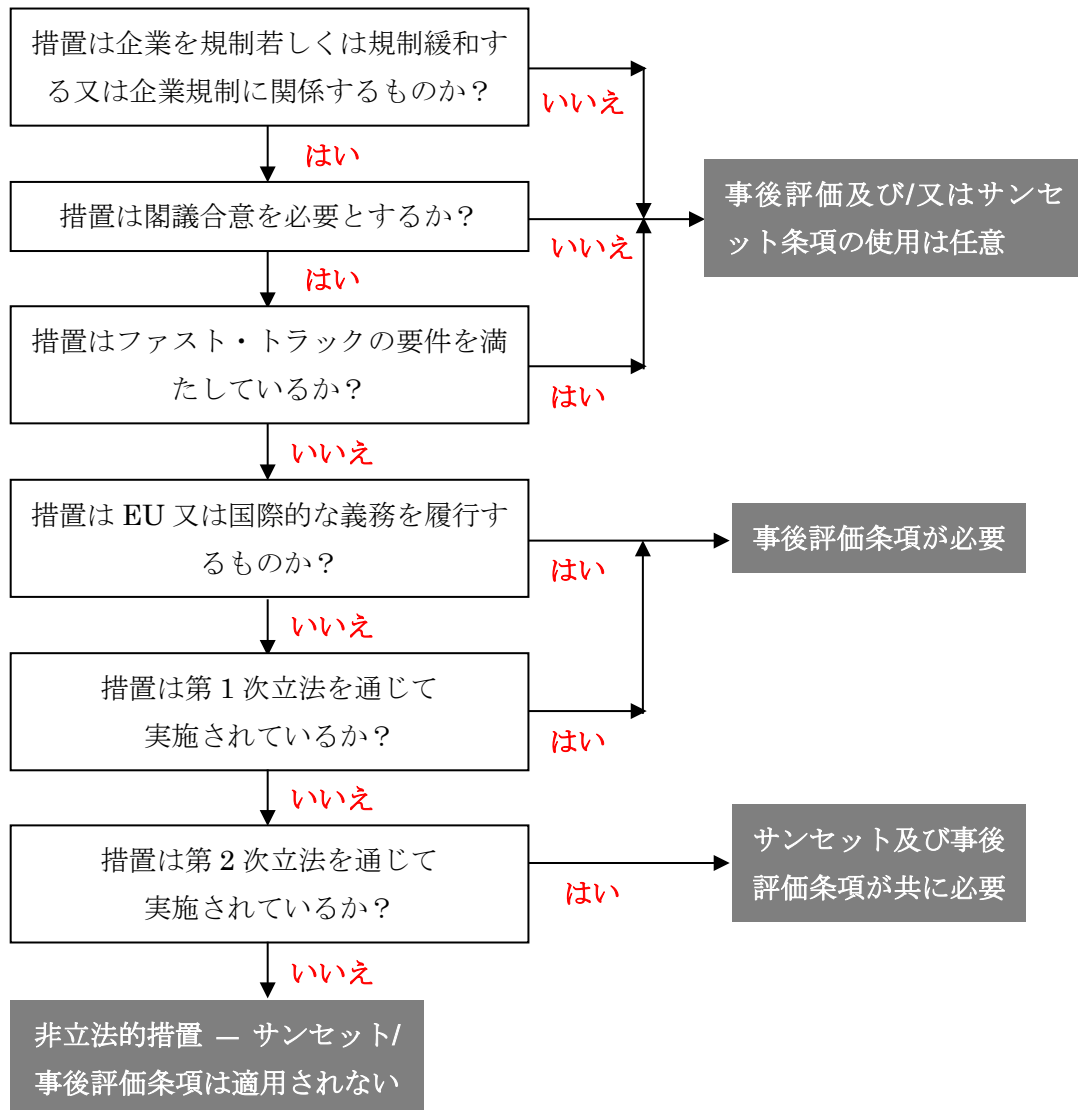
- 1.7.4 事後評価条項は、**ファスト・トラック**措置及び施行後 1 年以内に措置の期限が切れることを定めた既存のサンセット条項の対象となる**時限措置**を除き、企業を規制する全ての措置（**国内**措置及び**EU 由来**措置を含む）に関して義務付けられている。この中には、国内及び国際又は**EU 由来**措置が含まれる。一部の事例においては、サンセット条項もまた義務付けられている。この点については、後述する。
- 1.7.5 また、本指針の対象でない措置に対しても事後評価及びサンセット条項を適用することを検討すべきである。ただし、そのようなケースにおいて事後評価及びサンセット条項を利用することの目的、性質及び政策への意味合いは、本指針の対象となる措置とは異なる可能性があることに留意されたい。

どのような種類の条項を適用すべきか？

- 1.7.6 措置が元々国内措置であり、また、第 2 次立法を通じて実施される場合、法律には事後評価及びサンセット条項が設けられなければならない。
- 1.7.7 その他全ての措置（第 1 次立法を通じて実施される提案及び EU を源とする又は国際的な起源を持つ提案を含む）については、事後評価条項が使用されなければならない。
- 1.7.8 この指針は主に、第 1 次立法及び第 2 次立法（EU の義務又は国際的な義務を履行する法律を含む）のプロセスを対象としている。しかしながら、他の規制措置にも同じ原則を適用すべきである。
- 1.7.9 以下のフローチャートは、当該政策の中にサンセット及び/又は事後評価条項を設

けるべきかどうかについて判断するための一助となろう。

フローチャート E: サンセット及び事後評価条項



サンセット及び事後評価条項の適用

- 1.7.10 サンセット又は事後評価条項は、企業に規制負担が掛かる法律には最低限、適用されるべきである。措置が既存の規制スキームを修正するものであれば、その修正措置のみではなくスキーム全体にこの条項を適用する方がより適切と考えられるのではないかどうかを検討する必要がある。
- 1.7.11 例外的な状況を除き、事後評価条項に明記される最初の法定事後評価の日付は、措置が施行されてから 5 年以内に設定すべきである。この設定は、立法後精査及び施行後事後評価の時間スケールと一致している (図 1.7.A: シナリオ A を参照)。サンセット条項がない場合、検証は 5 年サイクルで反復されるべきである。
- 1.7.12 法定事後評価の日を早期に設定することが適切となる場合がある。例えば、予定している関連措置の事後評価日程と合わせて実施する場合や、規制の効果が導

入時点で不確実であったために、早期の施行後事後評価が計画されている場合などである（図 1.7.A：シナリオ B を参照）。

- 1.7.13 事後評価の結果を受けた規制変更の実施が特に複雑な又は長期にわたるプロセスとなる可能性が高い場合、特定の期限までに法律の改正を行い、施行するための時間を確保するため、より早い段階で事後評価を実施することが適切であるかもしれない（図 1.7.A：シナリオ C を参照）。
- 1.7.14 サンセット条項が使用される場合、期限は措置が施行されてから 7 年以内に設定すべきである。

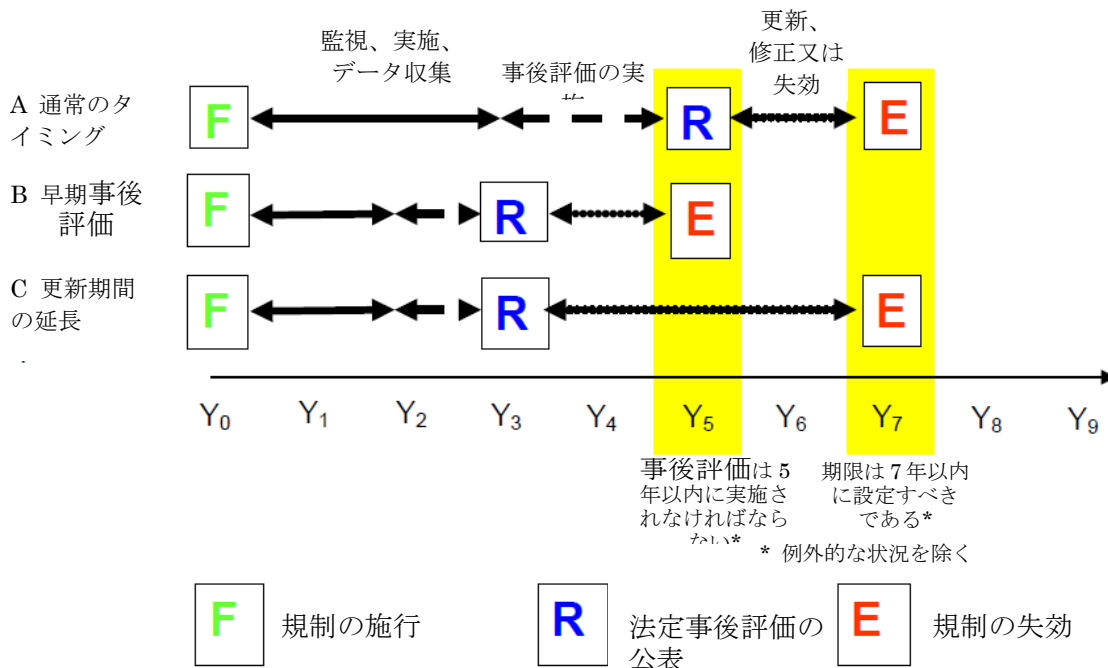


図 1.7.A：サンセット条項が設けられた第 2 次立法向けの事後評価及び失効時期の表示

- 1.7.15 法定事後評価の日と失効期限との間に十分な時間を確保しなければならない。この時間を確保することによって、(該当する場合) 新規制が円滑な形で失効期限を迎える現行規制に取って代わることができると共に、新規制の影響を受ける企業が必要となる変更に向けて計画するための十分な時間を得ることができるようになる。早期の法定事後評価日（例：措置の施行後 5 年未満に実施）が提案されている場合、大半の場合は失効期限も前倒しされるべきである。ただし、早期に事後評価を実施する理由が、事後評価の結果として措置に変更が加えられる可能性があるときにその変更を行うために追加の時間を確保しなければならないというものである場合は、この限りでない。

実際の適用

- 1.7.16 上述した一般原則と指針は網羅的なものでない。規制を事後評価する政府の目的及び貴省庁の弁護士からの技術的助言を考慮に入れた上で、ケースバイケースで実施のための最良のアプローチを選択する必要がある。例えば、以下を参照され

たい。

- 措置が現行法律の修正を通じて導入される場合、改正文書ではなく改正された法律の中にサンセット又は事後評価条項を挿入すること（もともとこれらの条項が設けられていない場合）が適切であるかもしれない。
- 措置が将来失効期限を迎える可能性があることが影響を受ける企業に大きな不確実性をもたらすような場合、規制実施の一環としてそのような派生的問題に対処することを意図した条項の盛り込みを検討すべきである。
- 権限を委譲された地域（全部又は一部の権限が委譲されているかを問わない）における立法に関してサンセット又は事後評価条項が検討されている場合、関係する行政の同僚に通常の方法で相談し、必要に応じて該当するプロセスを通じて法律制定への同意を得なければならない。また、英国内の異なる国（※ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）における実施の事後評価は法律の変更に関する様々な政策提案を生み出す可能性があることに留意すべきである。

サンセット及び事後評価条項に関する重要な助言

- 1.7.17 貴省庁の法律家が法律の中に事後評価及び（該当する場合）サンセット条項を設ける必要性を認識していることを確認するため、早い段階で法律家と話をされたい。また、法律家は、[規制削減小委員会](#) が同意した標準的な文言に従って事後評価又はサンセット条項を作成するのを手伝うことができる。
- 1.7.18 法定事後評価の範囲とタイミングを検討し、これが他の予定されている又は既存の検証とどのように適合するのかを考えられたい。
- 1.7.19 この機会を利用してステークホルダーがサンセット又は事後評価条項に抱いている誤解に対処されたい。このような条項の根底にある原則は、措置が効果的であると確認されれば、その措置は更新されるということである。
- 1.7.20 法定事後評価を実施するために必要となるエビデンス収集の体制が整備されていることを確認されたい。

1.8 規制の事後評価

関係する法律に法定事後評価条項が設けられている措置は、施行日から5年以内に公式に事後評価を行い、その後5年サイクルで定期的に事後評価を行なわなければならない。

- 1.8.1 より良い規制は、[規制措置](#) が実際にどのように機能しているかに関して効果的な事後評価が実施されることによっている。サンセット及び事後評価条項に関する章では、事後評価条項とサンセット条項を設けなければならない状況を規定している。本章では、このような事後評価をどのようにして実施すべきか、また、事後評価を行った後にどのような措置を講じるべきかについて説明する。
- 1.8.2 法的事後評価条項に従って実施される事後評価の目的は、措置がその当初目的を達成したのかどうか、また、どの程度達成したのかを確認することにある。また、検証は、措置の目的が依然として有効であるかどうか、また、措置が依然として必要とされており、当初目的を達成するための最良のオプションであるかどうか、さらに、そうだとすれば企業の負担を軽減するために改善することが可能かどうかを検討しなければならない。
- 1.8.3 [EU 由来措置](#) の事後評価は、英国 [企業](#) が競争上不利な立場に置かれていないことを確認するため、国内法制化と執行の改善に焦点を合わせるべきである。

対象範囲

- 1.8.4 政策分野が事後評価の対象範囲内に入っているかどうかについては、サンセット及び又は事後評価条項を含めることにより、法律が可決された時点で決定される。
- 1.8.5 また、事後評価を実施するという公約が含まれている措置も事後評価の対象である。その公約は通常、最終段階の影響評価書の中で行われている。さらに、事後評価を実施することについて正当な政策的な理由があれば、その他の措置についても事後評価を行う可能性がある。

何をしなければならないか？

- 1.8.6 貴省庁が責任を負っている法律の中に法定事後評価条項を設けているものがあるかどうかを確認し、その事後評価をどのようにして行うかを計画する必要がある。
- 1.8.7 [実施後事後評価影響評価 \(post-implementation review impact assessment\)](#) を含む事後評価の報告書を提出する必要がある。
- 1.8.8 事後評価で得られた結果を踏まえ、措置を撤廃、変更せず更新又は改正すべきかを判断する必要がある。それぞれのケースにおいてこの作業をどのように行うかは、法律がサンセット条項（及び事後評価条項）を含んでいるかどうかにかかっている。
- 1.8.9 得られた結論が記載された法定事後評価に関する報告書は、公表される前に [規制軽減小委員会 \(RRC\)](#) 及び関係する政策委員会によって承認されなければならない。RRC の承認を求める前に、実施後事後評価影響評価に関して [規制政策委員会 \(RPC\)](#) から目的に適合した旨の [意見書](#) を取得しなければならない。

どのような問題を事後評価すべきか？

- 1.8.10 国内措置に関しては、事後評価は以下の 3 つの関連する質問に答えなければならない。
- a) 措置の導入をもたらした政策目標は依然として有効であり、かつ、意味がるか？
 - b) 目標が依然として有効であり、かつ、意味がある場合、これらの目標を達成する上で、規制は他の代替的な方法と比較して、依然として最良の方法となっているか？
 - c) 規制が依然として正当化される場合、現行措置を改善することができるか？
- 1.8.11 [EU 由来措置](#) については、英国及びその他の欧州諸国における実際的経験から得た教訓を踏まえて、また、英国企業が競争上不利な立場に置かれないことを確実にするため、英国 [企業への](#) 負担を軽減するためにどのようにすれば措置の実施と執行を改善することができるかという点に事後評価の重点を置くべきである。しかしながら、源となっている EU 立法の目的を幅広く事後評価すべきであると欧州委員会に要求するためのエビデンスが存在するかどうか、そして、そのことで他の EU 加盟国と連携できる可能性があるかどうかについても検討すべきである。
- 1.8.12 当初の政策目標が変更された又はもはや意味がなくなった国内措置については、失効（又は撤廃）を認めるべきである。同様に、措置が当初の政策目標に沿った形では大きな便益効果をもたらさなくなっている場合、その措置の失効（又は撤廃）が認められると推定すべきである。
- 1.8.13 事後評価の結果、規制の意図せざる結果を生み出していたり、費用が予想を超えていたり、又は法令遵守率が低かったりするが明らかになった場合、直ちに措置を大幅に見直して再設計するか、代替的アプローチを通じて政策目標に取り組むという段階に移行すべきである。
- 1.8.14 措置が成功を収めていることが明らかになり、維持される場合であっても、例えば企業が負担する費用の削減や執行状況の改善などにより、どのようにすれば措置を改善できるかどうかを事後評価によって検討すべきである。考えられる改善を検討するに当たっては、関連する [移行費用](#) を考慮すべきである。

事後評価段階

事後評価の実施

- 1.8.15 事後評価の中心となるエビデンスは、[実施後](#) 事後評価 ([post-implementation review, PIR](#)) とすべきである。PIR は、[マゼンタブック \(Magenta Book\)](#) 及びその補完ガイダンスが提供する指針に沿って計画、実施され、影響評価書の中に記載され、[規制政策委員会 \(RPC\)](#) によって精査される。
- 1.8.16 PIR を実施する際、政策実施の有効性に関するステークホルダーの見解を考慮すべきである。しかしながら、政策の当初の意図を再調査する必要はない。
- 1.8.17 事後評価を実施している間、以下の質問を検討すべきである（事後評価に係る質

間についての指針はマゼンタブックで確認することができる)。

- 政策はその目標をどの程度達成したか？
- 成功基準はどの程度満たされたか？
- 意図せざる結果はどの程度生じたか？
- これまでの実績として、また、今後の見通しとして、費用と便益はどのようなものになっているか？
- 政府介入は依然として必要か？ 又は政策の結果として市場は変化したか？
- したがって、どのような範囲が簡素化、改善又は規制緩和の対象となるか？
- 法令遵守状況の検証によって、選択した執行メカニズムは適切であることが示されているか？

1.8.18 全ての事後評価は最初の 3 つの質問を対象にすると見込まれるものの、どの質問に回答するかを決定する際にはバランス（比例性）を考慮されたい。何が事後評価の詳細さに影響を及ぼし得るかについての詳細は、[マゼンタブック及びその補完資料](#)で確認できる。

1.8.19 PIR に投入される資源の量は、影響の大きい措置に関する完全 PIR から机上事後評価に至るまでの幅広い範囲とすることが見込まれる。報告書及び影響評価の中で、どのような種類の事後評価手法を用いたのかを明確に特定すべきである。最も厳密なやり方から最も簡易なものまで、主なタイプは以下の通りである。

- i) 経済的事後評価：費用便益分析又は費用効果分析を含む。経済的事後評価は、影響の事後評価又はアウトカムベースの事後評価の結果に基づくのが理想である。
- ii) 影響の事後評価：これは、どのような変化が生じたのか、また、その変化はどの程度当該政策に起因すると考えることができるかを特定するアウトカムベースの評価である。
- iii) アウトカムの事後評価：介入の前後での重要なアウトカムの変化を特定する。この種の事後評価は、相関関係に関する情報を提供することはできるものの、因果関係については必ずしも情報を提供できるとは限らない。
- iv) プロセスの事後評価：政策はどのような形で実施されたか、それは意図した通りの方法か、また、想定外の影響が生じたかどうかを評価する。
- v) 簡易な事後評価：体系的な新しいエビデンスがほとんどないなかで、当初の影響評価の再実施を含む形で実施されるかもしれない。

1.8.20 簡易な事後評価は、以前に利用できたエビデンス（ステークホルダー及び執行者の周知の見解を含む）を照合することによって、迅速かつ効率的に実施すべきである。少なくとも、政策がその目標を達成したかどうか、成功基準をどの程度満たしたのか、また、意図せざる結果が生じたかどうかを確認すべきである。監視

を行っている間に収集した情報を照合し、ステークホルダーの見解を求めるべきである。

- 1.8.21 PIR から生じる潜在的便益が大きいと評価される場合（例：事後評価されている政策の影響が 5000 万ポンドを超える場合）、少なくともアウトカム事後評価のレベルに相当するしっかりした事後評価を実施することが期待される。
- 1.8.22 PIR の活用はもちろん、法定事後評価を、関係するその他の活動と連動させ、また、それらを反映させることができる。例えば、以下のようなものが挙げられる。
- ・ 関係するその他の措置の法定事後評価
 - ・ 第 1 次立法の立法後精査、現行規制の「ストック事後評価」
 - ・ 関係する政策分野の正式な事後評価
 - ・ 欧州委員会が主導する事後評価（特定の法律又は特定の分野における立法に関するもの）
- 1.8.23 法定事後評価をより一般的な政策事後評価と連動させることで、重複が軽減され、政府がもはや介入を望まないような分野を特定できるなど、今後の政策形成の質が改善される可能性がある。
- 1.8.24 例えば、措置がサンセット条項の適用を受けない第 1 次立法の場合において繰り返し事後評価が行われている場合、以前に事後評価を行った際に実施した分析を活用し、また、必要に応じてその結果を更新するべきである。これによって、より簡素化されたプロセスとなる。

立案、調整及び協議

- 1.8.25 法定事後評価義務が可能な限り効率的かつ効果的に履行されることを確実なものとしなければならない。全ての省庁は、このプロセスを支援するために何らかの形態の省内での追跡と調整の仕組みを設けることを奨励される。**各省庁は年次ベースで、例えば今後 5 年間を対象として、この先見込まれる規制事後評価計画を公表すべきである。**
- 1.8.26 事後評価は法定の期限を迎える前に完了しなければならないことから、予め入念に計画しておかなければならない。特に、以下の事項を検討する必要がある。
- ・ 措置の影響を受ける企業、市民社会組織及びその他の者からどのように情報及び意見を収集するのが最善であるか（バランス（比例性）が確保されている場合には公式なコンサルテーションを通じて収集する場合を含む）
 - ・ 措置の撤廃又は改正によって影響を受ける可能性がある省庁（その所管する法律が影響を受ける場合を含む）を関与させる必要性
 - ・ 措置の主題の全部又は一部が分権地域に属している場合、又はイングランド立法が分離地域の法律を改正若しくは撤廃した場合、早い段階で関係する分離地域の行政府と相談する必要性

- ・ 報告書が承認され、完成させて公表するまでに要する時間

公表

- 1.8.27 RRC から承認が得られたならば、法定の期限前に議会へ提出するため、その事後評価報告書をコマンドペーパー（Command Paper、※英国議会文書の1つ）に公表しなければならない。
- 1.8.28 関係する PIR 影響評価は、法定事後評価報告書と共に公表すべきである。事後評価がより広範囲な政策事後評価に取り込まれた場合、又は事後評価によって現行規制を改正する必要性が確認された場合、その事後評価から得られた結論を他の政策文書の一部として公表することができる。

撤廃/更新段階

- 1.8.29 撤廃/更新段階は、法定事後評価を受けて次に起こす行動を対象としている。原則として、次の3つの対応策が考えられる。
- ・ 措置の撤廃
 - ・ 内容の変更を伴わない措置の更新
 - ・ 措置の改正

撤廃（失効）

- 1.8.30 措置にサンセット条項が設けられている場合、その措置は法律に明記されている日付において効力を失うことになる。措置は自動的に失効するものの、派生的にもたらされる現行規制の変更及び実際の影響を検討しなければならない。変更内容は失効によって影響を受ける企業及びその他の者に伝達される必要があり、また、指針は更新されなければならない（図 1.8.B：シナリオ A を参照）。
- 1.8.31 措置に事後評価条項のみが設けられている場合、自動的な失効はない。したがって、措置を撤廃するために新たな立法を準備する必要がある。
- 1.8.32 EU 由来の措置の場合、撤廃プロセスは遥かに複雑となる可能性が高い。その措置の元となっている加盟国義務の検証を EU レベルで実施することが予定されている又は現在実施されている場合、その措置の改正又は撤廃に関して他の加盟国と合意に達することを目的として、英国国内の実施法に基づいて行われた法定事後評価の結論が間違いなくそのプロセスにフィードバックされることを確実なものとするべきである。さもなければ、撤廃又は改正される正当な根拠があると確認する場合、EU レベルの事後評価に関して欧州委員会に対し、証拠を提示した上で英国の主張を展開すべきである。

更新

- 1.8.33 措置に事後評価条項が設けられている場合、（如何なる行為も取られなければ）その措置は効力を有し続けるため、措置を更新するために必要となる行為は一切ない。サンセット条項が適用されている場合、現行規制が失効する前に現行規制を更新するための新たな法律が必要となる。そのような法律が更新された場合、現

行のサンセット条項は新たな事後評価及び失効のサイクルの開始を反映させるために修正すべきである（図 1.8.B：シナリオ B を参照）。

改正

- 1.8.34 措置を改正するには、新たな法律が必要となる。改正プロセスの一環として、改正された措置が発効する際に新たな事後評価及び（該当する場合）失効のサイクルの開始を反映させるために、現行サンセット条項を必要に応じて改正すべきである（図 1.8.B：シナリオ C を参照）。
- 1.8.35 措置が EU 義務を履行するものである場合、各省庁はその改正が、その元にある EU 立法の範囲内でなされうかどうかを検討する必要がある。また、改正によってその元にある法律を変更しなければならない可能性がある場合、各省庁はその変更点に関して EU レベルで交渉し、合意に達する必要がある。

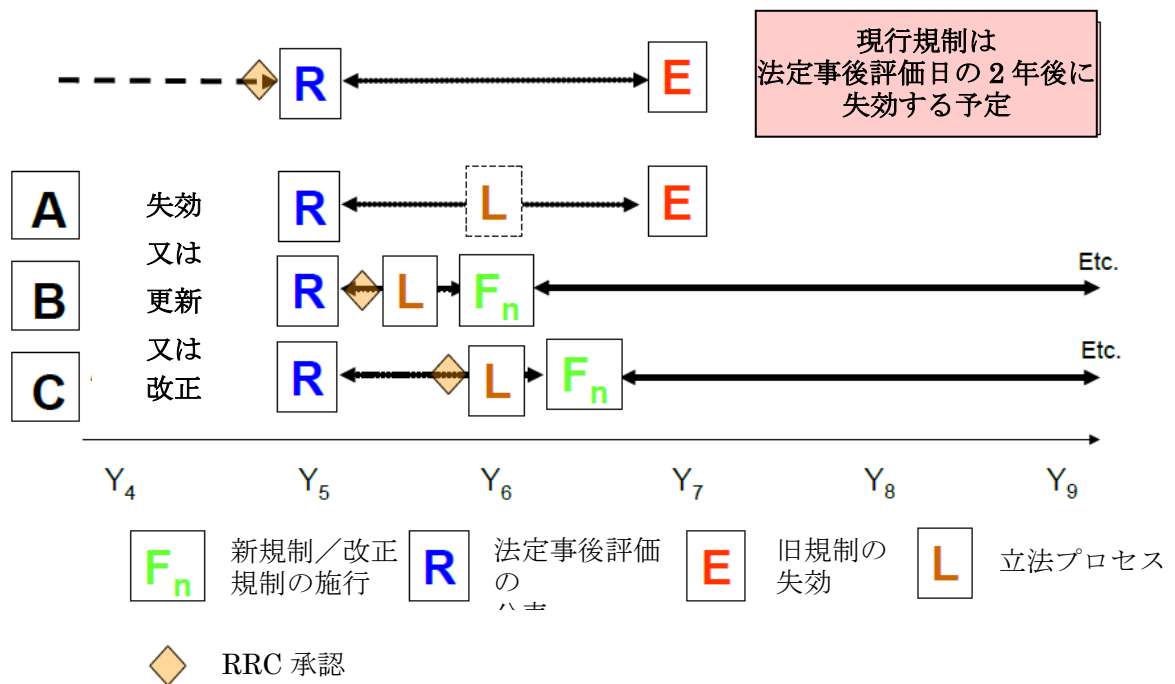


図 1.8.A 失効、更新又は改正：サンセット条項が設けられた国内第 2 次立法向け時間尺度の表示

立法プロセス

- 1.8.36 現行法を更新する法律を含め、必要となる新法は、通常の立法及び議会プロセスを経て導入されるべきである。更新された影響評価書は、法定事後評価の結果を活用して作成し、立法措置を提案する理由を説明メモや注記の中で明確に記載すべきである。
- 1.8.37 新たな第 2 次立法の場合、関係する法律は、遅くとも更新が発効する日の 3 か月前までには必ず提示されるようにすべきである。議会時間を効率的に利用しても

らうために、関係する確定法律文書で更新の対象となっているものと一緒に議論してもらうことは可能である。

- 1.8.38 法定事後評価によって、第 1 次立法の変更が進言される場合、状況に応じて立法改革令を利用するなど、変更を実施するための法的手段を特定する必要がある。

派生的変更

- 1.8.39 サンセット条項を措置に含める場合、法案起草の一環として、措置が将来失効した場合の帰結及び措置によって影響を受ける人々にとっての関連するリスクや不確実性の源に対処するためにどのような法律条項（企業の信頼感に及ぼす可能性がある負の影響を最小化する上で有用な条項など）を含めるのが適切かについて検討すべきである。また、措置が撤廃される又は失効する予定である場合、必要だとしたら、どのような更なる救済上の又は派生的条項が必要となるかを再び検討しなければならない。

- 1.8.40 この問題については、撤廃又は失効プロセスを計画する際、その早い段階で貴省庁の弁護士に相談されたい。弁護士は、撤廃の影響を扱っている 1978 年解釈法（Interpretation Act 1978）の条項（第 15~18 条）に照らし、法律の中にどのような条項を定める必要があるかを検討する必要がある。この中には、措置が効力を有していた期間中に行われた事柄に関する救済条項が含まれる可能性がある。また、サンセット条項に基づき失効する予定の措置において、撤廃される予定（又は失効する予定）の措置に関するその他の法律に先を見越した改正を施す必要があるかもしれない。

- 1.8.41 全部又は一部が分権地域に属する事柄を対象とする法律が改正若しくは撤廃される又は失効を認められる場合、その関係法に依存して又はその関係法の結果として修正若しくは制定されたスコットランド、北アイルランド又はウェールズの法律に大きな派生的影響を及ぼす可能性がある。派生的影響が不注意により見落とされることがないように、早い段階でこうした分権地域の行政府と協議を行うことが重要である。

規制削減小委員会の承認

- 1.8.42 関係する政策委員会の承認と平行して、RRC の承認を取得しなければならない。事後評価報告書で下された結論が強固であり十分なエビデンスに基づいていることを RRC に論証しなければならない。例えば、規制措置を維持すべきであるという提案がなされている場合、RRC は、現行措置の改善（非規制的オプション又は当該規制を主管当局（Primary Authority）の対象に入れるなど執行面の改善等）が検討されたこと、及び（EU 義務の場合）英国企業はその競合企業と比べて競争上不利な立場に置かれていないことを示す適切なエビデンスが確認できることを期待している。

規制の事後評価に関する重要な助言

- 1.8.43 事後評価は、企業に及ぼす影響の大きさを考慮に入れた上で、つりあいのとれたものにすべきである。

- 1.8.44 事後評価に関しては、特に監視データの収集を含む早期対応が極めて重要である。事後評価日に先立ちデータを収集することで、ベースラインデータを確実に利用できるようになる。
- 1.8.45 公表された報告書に対する RPC の精査及び RRC の承認に要する時間をあらかじめ見込まれたい。

1.9 ワン・イン、ツー・アウト規則

企業を規制又は規制緩和し、企業に直接正味費用を負担させることが見込まれる措置は全て、企業を規制緩和し、その直接正味費用の少なくとも2倍の金額の費用節減効果を企業にもたらす措置によって、相殺されなければならない。

- 1.9.1 ワン・イン、ツー・アウト (OITO) 規則は、企業を 規制する 又は 規制緩和する 新たな 措置 によって 企業 に課される新たな正味費用 1 ポンドごとに、各省庁は規制緩和措置によって得られる正味節減額を 2 ポンド見出さなければならない（規制措置によって得られる節減額は算入されない可能性がある）という要件を定めている。
- 1.9.2 本章では、OITO 運用向けの方法論的指針を職員に提供し、これは 2013 年 1 月以降施行される措置に適用される。
- 1.9.3 OITO 方法論は、グリーンブック 及び 影響評価ツールキット に基づいて構築されている。OITO (イン 及び アウト) についてのエビデンスは、影響評価書によって提供されている。
- 1.9.4 各省庁は、6 か月ごとの「新規制に関する報告書」において、また、今議会会期末時点で、OITO 規則のもとでの全体の実績に関して責任を負う (OITO 評価は 2013 年 1 月から開始されている)。また、2012 年末時点でワン・イン、ワン・アウトが赤字になっている省庁は、議会会期全体を通じて、ワン・イン、ワン・アウトを必ず達成する必要がある。

対象範囲

OITO の対象範囲はどのようなものか？

- 1.9.5 OITO は、規制削減小委員会 (RRC) の承認を必要とする措置の全ての変更又は導入/撤廃/失効に適用される。この規則は、該当する対象範囲外の適用免除措置 (次のセクションで記述される) の適用を受ける。

OITO の対象範囲外とはどのようなものか？

- 1.9.6 RRC 承認の対象にならない措置は OITO の範囲外となる。詳細は RRC 指針 の中で提供されている。
- 1.9.7 制定法上の性格を有していない国家規制機関が提案する新たな規制は、OITO の範囲外となり、「規制者による影響に対するアカウンタビリティ方針」 に従って説明されるべきである。
- 1.9.8 RRC の承認を必要とするものの、OITO 規則の範囲外となる措置が一部存在する。しかし、この場合であっても、OITO の範囲外にある措置の影響評価書において、より良い規制原則、特に企業が負担する不要な費用を最小化しなければならないという原則が、これらの措置の評価と実施において、どのようにして検討されてきたかを示す必要がある。

1.9.9 RRC の承認を必要とするものの、OITO 規則の範囲外となる措置は以下に概説する通りである。また、フローチャートも提供する。

- i. 企業に及ぼす影響が純粋に間接的なものである、すなわち、企業に直接的影響が及ばない措置
- ii. 欧州連合の規制、決定及び指令（ただし、[EU 規制の国内法化に関する指針](#)で定義されている「[金メッキ処理](#)」された措置を除く）

免除措置の不適用：(i) 企業が負担する費用を軽減するために利用できる適用除外措置を講じない、又は(ii) 企業が負担する費用を増大させる適用除外措置を講じる、EU 指令を導入する若しくは改変する場合

EU 指令の前倒し実施

- iii. 国際的な公約及び義務を履行するための措置。実施する措置の全ての側面はその公約又は義務と整合性を保ち、かつ、それらに直接関係していなければならない。明確に規定された最低限の要件又は基準があり、英国がこれを超えた形で措置を実施する場合、この措置は EU 措置と同様に OITO の範囲内に入るものとして取扱われる。
- iv. 緊急事態規制

2004 年緊急事態法（Civil Contingencies Act 2004）に基づく緊急事態として分類される措置に適用される。本法は英国における緊急事態（例：口蹄病の発生）に対応する COBRA（Cabinet Office Briefing Room、国内外の緊急事態発生時に英国政府臨時集会所が催される部屋）権限の基盤を形成している。

- v. [金融システムリスク](#)

OECD（2004 年）が定義する金融システムリスクに該当する問題に対処する措置。しかしながら、OITO 規則はその他全ての分野の金融サービス規制（金融犯罪規制（マネーロンダリング防止法等）及び事業運営規制を含む）に適用される。

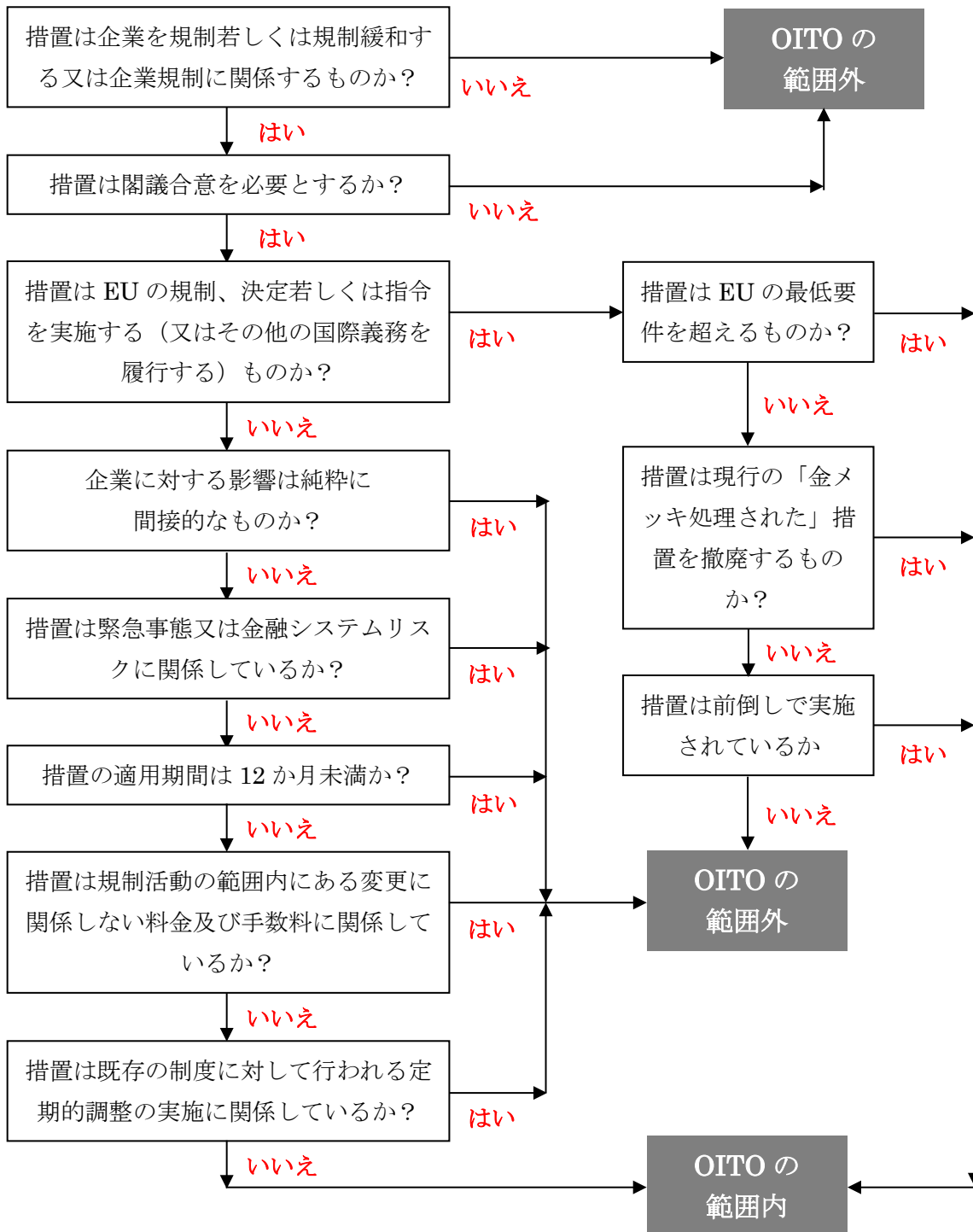
- vi. [一時的な及び短い適用期間のみを有する規制](#)：特に、適用期間が 12 か月以内であり、自動サンセット条項が設けられている規制。
- vii. [料金及び手数料](#)：執行及び法令遵守活動に関するもの。（料金及び手数料の年次引き上げを含む）免除措置は以下の場合に適用されない。

料金及び手数料水準が規制活動範囲拡大又は縮小に起因して変更される場合

- viii. 一般的な賃金及び価格のインフレーションの中で規制の現在の水準を維持することを目的とした現行の規制又は規制制度に対する定期的調整の実施。この調整は、現行法内で直接又は例えば現行法内で定められる独立法定機関（例：最低賃金に関する低賃金委員会[Low Pay Commission for the National Minimum Wage]）の勧告を通じて行われなければならない。

- ix. 料料及び罰金：規制される事業体が規制を遵守しない場合に、その事業体に課せられる料料及び罰金も含む。
- x. 重要な支出決定の一部として必要な規制措置（例：一部のインフラプロジェクト）

フローチャート F：ワン・イン、ツー・アウト規則の対象範囲



OITO に基づく措置の区分

1.9.10 OITO には、イン、アウト又は正味ゼロ費用という 3 つの区分がある。

1.9.11 イン：以下に該当すればインが適用される。

- ・ 措置により企業が負担する直接増分経済費用が、企業の享受する直接増分経済便益を超過する。

1.9.12 アウト：以下に該当すればアウトが適用される。

- ・ 変更が規制緩和措置であり（用語集の定義に加え、各省庁が、企業に掛かる負担を軽減するために措置を **改変** する場合、OITO の目的上規制緩和に関係するものとして含める）、かつ、
- ・ 企業が享受する直接増分経済便益が、企業の負担する直接増分経済費用を超過する。

1.9.13 正味ゼロ費用：以下のいずれかに該当すれば、正味ゼロ費用 (Zero Net Cost, ZNC) として分類すべきである。

- ・ 規制措置であり、企業が享受する直接増分経済便益が、企業の負担する直接増分経済費用を超過する。
- ・ 措置により企業が負担する直接増分経済費用が、企業の享受する直接増分経済便益に等しい。
- ・ 企業が負担する直接増分経済費用も、企業が享受する直接増分経済便益も、最終段階で金銭に換算することができない。

特別な取扱

措置はいつの時点で OITO に基づき記録されるのか?

1.9.14 規制（第 1 次立法及び第 2 次立法の両方について）の変更に起因するイン、アウト又は正味ゼロ費用は、関係する法律（又はその他の実施メカニズム）が施行される又は（該当する場合）失効若しくは撤廃される日から OITO に基づき記録される。したがって、

- ・ 第 1 次立法に含まれる規制（又は規制緩和）条項に起因して企業が受ける直接的影響は、関係する条項が発効した日に OITO 向けに記録されるべきである。
- ・ 第 2 次立法に含まれる規制（又は規制緩和）条項に起因して企業が受ける直接的影響は、第 2 次立法が発効した日に OITO 向けに記録されるべきである。

競争促進措置

1.9.15 競争を高める措置は合理的に判断して経済成長を推進し、社会に便益を与えるものと見込むことができる。したがって、そのような措置が主に競争を促進することを目的としている場合、その提案の競争面に特に関係する影響は全て OITO の目的上、正味ゼロ費用として記録することができる。

- 1.9.16 措置が競争を促進するものとして分類できると評価されるためには、以下に掲げる全ての質問に肯定的な回答ができる必要がある。
- i. **措置は競争を促進するものと見込まれるか？競争の促進は以下のメカニズムのいずれかを通じて実現することができる。**
 - 持続可能な供給業者の数又は範囲を直接的に増加・拡大する。
 - 持続可能な供給業者の数又は範囲を間接的に増加・拡大する。
 - 供給業者の競争能力を強化する。
 - 供給業者の激しく競争するインセンティブを高める。
 - ii. **正味の影響として競争が増すことを見込むことができるか（すなわち、政策が基準のうちの1つを満たすものの、特定の企業が競争相手に対して弱い立場に追い込まれてしまう可能性はないか）？**
 - iii. **競争の促進が政策に期待される主要な影響か？**
 - iv. **影響が全て金銭換算できない場合でも、政策から正味での社会的便益を得る（すなわち、便益が費用を上回る）ことを期待するのは合理的か？**
- 1.9.17 措置に競争促進目的の分類を適用したいと考える省庁は、その影響評価書の中で上記質問に取り組む必要がある。
- 1.9.18 措置の競争促進目的に関係する影響は、影響報告書が RPC に送付される際に、その影響報告書の中で別個に記録する必要がある。次いで、RPC は提案書の競争促進の側面に関係する影響の算出及び「競争促進」評価を認証する必要がある。
- 1.9.19 各省庁は OITO のために、措置の競争促進目的に関係していない影響を全て特定し、スコアを記録する必要がある。
- 1.9.20 措置の競争促進目的に関係するものとして認証された影響は、影響評価書及び「新規制に関する報告書」に記録されている OITO の数値から除外される。

許容される変更

- 1.9.21 規制の変更は、企業が何かをするのを認めるが、何かをすることを強制しないものである場合、本来的に許容される。
- 1.9.22 もし企業が規制の変更が企業に正味で便益をもたらす場合にのみその変更を採用することが合理的に見込まれるなら、影響評価書における分析では、たとえ便益を定量化する若しくは金銭に換算することが割に合わない、あるいは可能ではない場合であっても、便益が少なくとも費用に等しいと仮定することができる。

規制される資産譲渡

- 1.9.23 措置が資産を民間部門へ譲渡するものである場合、企業に直接的な便益（譲渡時の資産の価値）をもたらす結果となる。一般に、

- ・ 譲渡される資産の価値は直接的な便益である。この場合、可能な場合は市場価値を用いるべきである。譲渡資産のための公開の市場がない場合、代替的アプローチが採用されなければならない。
- ・ 資産が老朽化した状態で譲渡される場合、保守/修理費用は直接費用として分類される。

1.9.24 譲渡される資産の市場評価が存在しない、経済的に規制された市場においては、資産の規制された収益率の現在価値を用いた推定値を利用することができる。これは、たとえ将来の価格変動によって価値が特定の会社又は複数の会社にもたらされる場合であっても適用される。

時限措置の失効

- 1.9.25 OITO 方法論のもとでは、企業にとって費用負担が大きかった時限措置の失効はアウトとして扱われ、企業に便益をもたらしている措置の失効はインとして扱われる。
- 1.9.26 この原則は、12 か月間未満の適用期間しかない措置（これは OITO の対象範囲外である）を除き、現議会開催前及び開催中に実施された全ての時限措置（サンセット条項で失効した措置を含む）に適用される。また、同じ原則が EU 規制の前倒し実施に関係する全てのイン又はアウトに適用される。
- 1.9.27 失効する措置が OIOO の導入前に導入されている場合、イン又はアウトを決定するために、失効によって企業が負担する実際の費用の評価を実施しなければならない。
- 1.9.28 OIOO 又は OITO の下で導入された措置が失効する又は撤廃される場合、企業が負担する費用はその措置に関する当初のイン又はアウトを排除して、記録されるべきである。措置の一部のみが撤廃される場合、一部撤廃の価値は、当初 OIOO/OITO として記録された価値を超えてはならず、また、可能であれば、当初のイン又はアウトと同じ方法で定量化されるべきである。こうすることによって、導入され、そして撤廃される措置が企業に対して費用又は節減を生み出すものとして故意に登録されないことが保証される。

OITO のもとでの措置の採点

企業が負担する年間正味費用相当額

- 1.9.29 OITO に基づくインとアウトの価値を 「企業が負担する年間正味費用相当額 (Equivalent Annual Net Cost to Business, EANCB)」 を用いて算出すべきである。
- 1.9.30 措置の EANCB は、反事実に仮定を参照して算出された、企業が負担する正味費用の現在価値の1年あたり価値として定義される。
- 1.9.31 EANCB は、措置が施行された日から適用される。
- 1.9.32 EANCB は、影響評価の一環として算出される。各省庁は グリーンブック 指針に

従い、直接的影響を認識し、分離した上で、影響を定量化すべきである。企業が直接負担する費用の正味現在価値（NPV）は、EANCB を算出するために用いられる。EANCB は以下の通り算出される。

ある割引率（グリーンブック－期間は 31 年以下とする）

$$EANCB = \frac{PVNCB}{a_{t,r}}$$

上式において、年換算率 $a_{t,r}$ の値は下記の式で算出される。

$$a_{t,r} = \frac{1+r}{r} \left[1 - \frac{1}{(1+r)^t} \right]$$

枠内の用語の説明

企業が負担する年間正味費用相当額	EANCB
企業が負担する正味費用の現在価値	PVNCB
年換算率	$a_{t,r}$
評価の中で政策が有効である期間	t
割引率	r

直接的及び間接的影響

1.9.33 企業に及ぼす直接的影響のみが OITO 向けに記録されるべきである。

1.9.34 企業に及ぼす直接的影響とは、以下の通り定義される。

「措置の実施又は撤廃/簡素化に直接起因するものとして特定することができる影響」

1.9.35 直接的影響の結果としてその後生じる影響（行動変化を含む）が間接的影響である。間接的影響は OITO 向けとしては記録されない。

期間

1.9.36 EANCB の算出に用いられる期間は、事前評価において政策が有効である期間とすべきである。初期値として、10 年間を用いるべきである。

1.9.37 提案が期間を限定されており、10 年未満しか有効でない場合、EANCB の算出において、企業が負担する費用及び便益を年価値化する際に、政策が実際に機能する 10 年より短い期間を用いるべきである。

新規参入企業に及ぼす直接的/間接的影響

1.9.38 直接的及び間接的影響の区分は、既存企業及び新規参入企業に関して同じものとすべきである。直接的及び間接的影響は、既存企業を参照して決定すべきである。

その後、同じ影響区分（例：習熟費用）が新規参入企業に適用されるべきである。

その他の技術的詳細

デミニミス・ルール

1.9.39 OITO に関してデミニミス・ルールはない。

費用単位

1.9.40 EANCB は、企業に対する費用及び便益について、一過性のものと毎年反復して発生するものの両方を考慮に入れている。

価格及び現在価値の基準年

1.9.41 EANCB を算出する際は、価格の基準年として 2009 年を使用し、現在価値の基準年として 2010 年を使用すべきである。

1.9.42 影響評価書内において、定量化される影響及び金銭に換算される影響は、最も適切な価格基準年（不変価格）に基づくべきである。次いで、OITO に用いる数値を得るための首尾一貫したデータを生成するため、影響評価書内の影響評価値を価格基準年に合わせて（HMT の GDP デフレーターシリーズに基づき）増/減調整すべきである。

為替相場問題

1.9.43 EANCB は英国 GBP (£) で表示される。また、影響評価は可能な限り英国のデータを用いて算出され、それに従って調整されるべきである。また、全ての費用見積もりは、英国経済に及ぼす影響に基づくべきである。

非遵守企業

1.9.44 EANCB を算出する際、企業が規制を遵守しないことによって被る費用（料料及び罰金）を一切含めるべきではない。

税金及び価格転嫁

1.9.45 措置の影響を総額（税引き前）ベースで算出すべきである（NIC を除く一詳細は以下を参照）。

1.9.46 また、EANCB を算出する際は、価格転嫁のその他の形態（例：予想される価格上昇）も除外すべきである。

賃金率

1.9.47 グリーンブックに沿って、雇用主の国民保険及び年金拠出金など非賃金労働費用は基本賃金率に加えるべきである。

OITO の執行及びアカウンタビリティ

規制削減小委員会

- 1.9.48 規制削減小委員会は OITO 規則を執行する責任を負い、例外的な状況においては、個々の適用除外措置を講じる権限を有する。

規制政策委員会

- 1.9.49 規制政策委員会 (RPC) は EANCB 数値の認証に責任を負っている。これによって、費用便益分析の一貫性が政府全体にわたって保たれるようになる。

アカウントビリティ

- 1.9.50 連立政権がその OITO 義務を果たすことを保証するためのアカウントビリティは、個々の規制主管省庁の大臣及び事務次官にある。
- 1.9.51 「新規制に関する報告書」を 6 か月ごとに公表することによって、省庁及び政府全体レベルで公に対するアカウントビリティを果たしている。

1.10 共通開始日

新たな国内 措置 (規制強化、規制緩和 に関係するものいずれも含む) は、毎年 4 月 6 日又は 10 月 1 日を 共通開始日 として施行されなければならない。

1.10.1 規制 変更を設定された時期に行うよう義務付けることで、共通開始日 (Common Commencement Dates, CCD) は、来たるべき規制変更について 企業 及びその他のステークホルダーに通知し、企業及びその他のステークホルダーが新たな 措置 に備えて計画し、予算を立てると共に、追加費用を最小限に抑えるのを支援する機能を果たす。また、CCD によって、各大臣は政府の規制プログラムを戦略的に概観することができるようになる。

対象範囲

1.10.2 企業を 規制する 又は 規制緩和する 国内措置の実施日として、2 つの日程 (4 月 6 日及び 10 月 1 日) が指定される。以下の種類の措置は CCD の適用を除外される。

- EU 由来の措置
- 航空規則
- 道路閉鎖命令
- 規制削減小委員会の承認の範囲 外にある措置

1.10.3 EU 由来の措置 (例: 「金メッキ処理」された措置) を期限前に実施する場合、通常は英国 CCD が適用されることに留意されたい。

適用除外

1.10.4 以下に掲げる根拠のいずれかに基づき、CCD の適用除外について RRC から明示的な承認を受けていない限り、政策は CCD に実施されるということを常に前提とすべきである。

- 明白な緊急事態: 例えば、緊急対応を余儀なくされるようなヒト又は動物の安全・健康に関するもの
- 規制の抜け穴を緊急に塞ぐ必要性から講じる回避防止措置
- 企業から重大なリスク又は損失を排除する措置
- 措置の実施日を CCD に合わせるために要する費用が、公衆の財布及び/又は企業にとって全く釣り合わない場合
- 他の措置を CCD に開始させることを命ずる措置

1.10.5 企業に対して一貫性を保証するため、企業に便益を与える措置であっても、その実施を CCD まで延期すべきである。しかしながら、企業に対する便益が明白な場合 (一部の RTC 措置がこれに該当する可能性がある)、規制緩和措置を CCD 以外の日に施行するという限られた形での柔軟性は若干あるかもしれない。この場

合、書面によって、適用除外について RRC の同意を得る必要がある。政策がこの適用除外に当てはまると考える場合、この点について貴省庁内のより良い規制ユニット [\(BRU\)](#) と協議すべきである。

分権化された規制

1.10.6 規制の分野が分権化されておらず、留保されている場合（すなわち、決定権限がイングランド議会にある場合）、通常は全英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド）ベースで CCD に規制が開始される。一部の状況においては、企業に影響を及ぼす権限が委譲され、分権化されている。この中には、食品の安全及びラベル表示、環境、漁業、農業、医療及び司法制度の各側面が含まれる。法律が分権化された条項と留保した条項の両方を含んでいる場合、分権行政の職員と協議し、可能な限りその開始日を全英国ベースのものに合わせるように努めるべきである。

何をしなければならないか？

1.10.7 企業を規制又は規制緩和する全ての措置の実施計画に CCD を組み入れるべきである。

1.10.8 どの CCD に措置を施行するべきかを検討するために、以下の事項に要する時間を見込んでおく必要がある。

- 協議 –内閣府の [協議原則指針 \(Consultation Principles Guidance\)](#) を参照されたい。
- 可能な限り CCD を合わせるために分権行政の職員と協議する。
- [ファスト・トラック](#) プロセス又は影響評価について、貴省庁内の BRU と独立の [規制政策委員会 \(RPC\)](#) の承認を得る。
- 措置を次の [新規制に関する報告書](#) に含めることができるよう、RRC（及び関係する政策委員会）の最終段階での承認を取得する。
- 新措置向けの指針を、施行の 12 週間前には利用可能な状態にすべきであるという要件
- 開始までに十分余裕を持って、行政委任立法に関して議会が精査や、状況に応じて議論を行う。

1.10.9 不測の遅延によって措置が予定している CCD までに準備できない場合、次の CCD まで待つべきである。次の CCD まで実施をずらすことによって重大な悪影響が生じる場合、RRC に CCD の適用免除を求める必要がある。

1.10.10 一貫性を保つため、CCD は常に 4 月 6 日と 10 月 1 日となり、これは当日が祝祭日又は週末に当たっても変わらない。CCD が週末又は祝祭日に当たり、行政委任立法を前倒して施行できない場合、その法律は CCD の翌就業日に施行することができる。

1.10.11 プロジェクト計画の一環として、関係する議会委員会の精査を受ける時間を見込

む必要がある。これらの委員会の中には、行政委任立法に関する合同委員会 (Joint Committee on Statutory Instruments, JCSI)、下院行政委任立法特別委員会 (House of Commons Select Committee on Statutory Instruments) 及び/又は第2次立法精査委員会 (Secondary Legislation Scrutiny Committee, SLSC) が含まれる可能性がある。

- 1.10.12 CCD 予定表に沿って作業を行っても、それによって年間を通じた規制の立案ができなくなるということにはならない。開始までに十分余裕を持って、議会の精査を受けたり、状況に応じて議論を行ったりする時間を確保しなければならないからである。

1.11 EU 規制の国内法化に関する原則

EU 措置を実施する新たな英国措置は全て、国内法化の原則である [EU 立法に関する基本指針 \(Guiding Principles for EU legislation\)](#) 第 5a 項～5e 項に従わなければならない。

1.11.1 EU 規制の国内法化に関する原則は、EU 由来の措置による企業負担を最小限度に保つために立案されている。

対象範囲

1.11.2 [EU 指令](#) を国内法化しようとする又は [EU 規則](#) を施行又は失効するための法律を導入しようとする場合、この国内法化に関する原則を適用しなければならない。

何をしなければならないか？

1.11.3 EU 指令を国内法化しようとする又は EU 規則を施行するために新たな国内規制を導入しようとする場合、貴省庁が提案するアプローチ (EU 義務を果たすためのプロジェクト計画の概説を含む) を EU 官報に公表してから 2 週間以内に [規制削減小委員会 \(RPC\)](#) に通知しなければならない。

1.11.4 RRC の承認を求めるときにはいつでも、国内法化に関する原則を適用しなければならない。同原則は、EU 法を国内法化するに当たって、英国政府は以下に掲げる事項を行うと記述している。

- (例外的な状況を除いて) 英国が国内法化される措置の最低要件を超えないことを保証する
- 可能な限り、規制に代わる手段を用いて EU 政策と法的義務を履行するように努める
- 英国企業がその欧州の競合他社と比べて比較劣位の立場に置かれないように努める
- 可能な場合は国内法化のために常に写し取りの手法を用いる。ただし、そうすることによって、例えば英国企業をその欧州の競合他社と比べて比較劣位の立場に置いてしまうなどにより、英国企業の権益に悪影響を及ぼす場合は除く。各省庁が写し取りの手法を用いない選択をした場合、その選択の理由を RRC に説明する必要がある。
- 実施する必要がある措置が EU 指令に明記される国内法化の期限に (その前ではない) 施行されることを保証する。ただし、これより早期に施行しなければならない止むを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 5 年毎に大臣レベルの事後検証に関する法定義務を含める。

1.11.5 EU 立法の施行が EU の最低要件を超える又は特例措置を考慮に入れられない場合、これはワン・イン、ツー・アウト (OITO) の対象となり、関係する国内指針が適用される。

- 1.11.6 国内法化に関する原則が全面的には適用されなかった場合、内閣の承認を求めるレターに、その理由を明確に説明しなければならない。

重要な助言

- 1.11.7 内閣の承認を求めるレターには、内閣府テンプレートに従い、EU 立法に関する基本指針がどのような形で適用されたのかを記載すべきである。そのような記載がない場合は、異議が唱えられる又は更なる情報を求められることによって、承認が遅延する可能性が高い。
- 1.11.8 EU 立法を施行するに当たっては、政府の [国内法化に関する指針：欧州指令を効果的に施行する方法](#) を遵守すべきである。この指針は政府全体にわたる政策立案者及び弁護士の利用向けに作成されたもので、[EU 立法に関する基本指針](#) に定める要件を満たすために EU 立法の施行に当たってなさねばならないことを説明している。
- 1.11.9 また、EU 由来の措置を施行するための提案について協議する際は、[内閣府の協議原則 \(Cabinet Office's Consultation Principles\)](#) が遵守されるようにしなければならない。協議においては、影響を受ける全てのステークホルダー (SME が影響を受ける可能性が高い場合は SME を含む) の見解を捕捉すべきである。

1.12 レッドテープ・チャレンジ

レッドテープ・チャレンジ (RTC) 措置は、レッドテープ・チャレンジプロセスを通じて公式に事後検証され、[規制削減小委員会 \(RRC\)](#) によって同意され、レッドテープ・チャレンジの「テーマ」の成果の一部として各省庁によって発表された規制改革である。

1.12.1 レッドテープ・チャレンジは、現行規制のストックの事後検証を目的とした政府全体のプログラムである。規制は、十分に擁護できない限り、廃止すべきであるというのが考え方の出発点である。

対象範囲

1.12.2 RTC 措置は、RTC チーム (より良い規制事務国と内閣府をまたいで存在している) と連携しながら、RTC プロセスを通じて公式に事後検証され、規制削減小委員会 (RPC) によって同意され、RTC の「テーマ」の成果の一部として各省庁によって発表された規制改革である。

1.12.3 RTC 措置には、RTC テーマの一部として RRC によって承認されたその他の独立した事後検証の行為又は措置を含めることができる。

何をしなければならないか？

1.12.4 RTC 措置を実施するためには、まず RTC テーマから生み出される成果の最終パッケージの一部として、関係する内閣府委員会及び RRC から同意を得なければならない。

1.12.5 [ワン・イン、ツー・アウト \(OITO\)](#) の対象外で、協議又は更なる規制立案 (例：冗長規制) を必要としない RTC 措置は、次の [新規制に関する報告書 \(SNR\)](#) に掲載するために直ちに提出し、次の [共通開始日 \(CCD\)](#) に施行することができる。

1.12.6 次いで、その他全ての RTC 措置は、[規制政策委員会 \(RPC\) から確認書](#) を取得することなく、自動的にファスト・トラックの要件を満たす。しかし、措置が企業に費用負担を課す可能性が高い場合、又はそうでなくても論議を巻き起こす可能性がある場合、影響評価書を作成すべきかどうかを判断するために、貴省庁内のより良い規制ユニット ([BRU](#)) に相談すべきである。

重要な助言

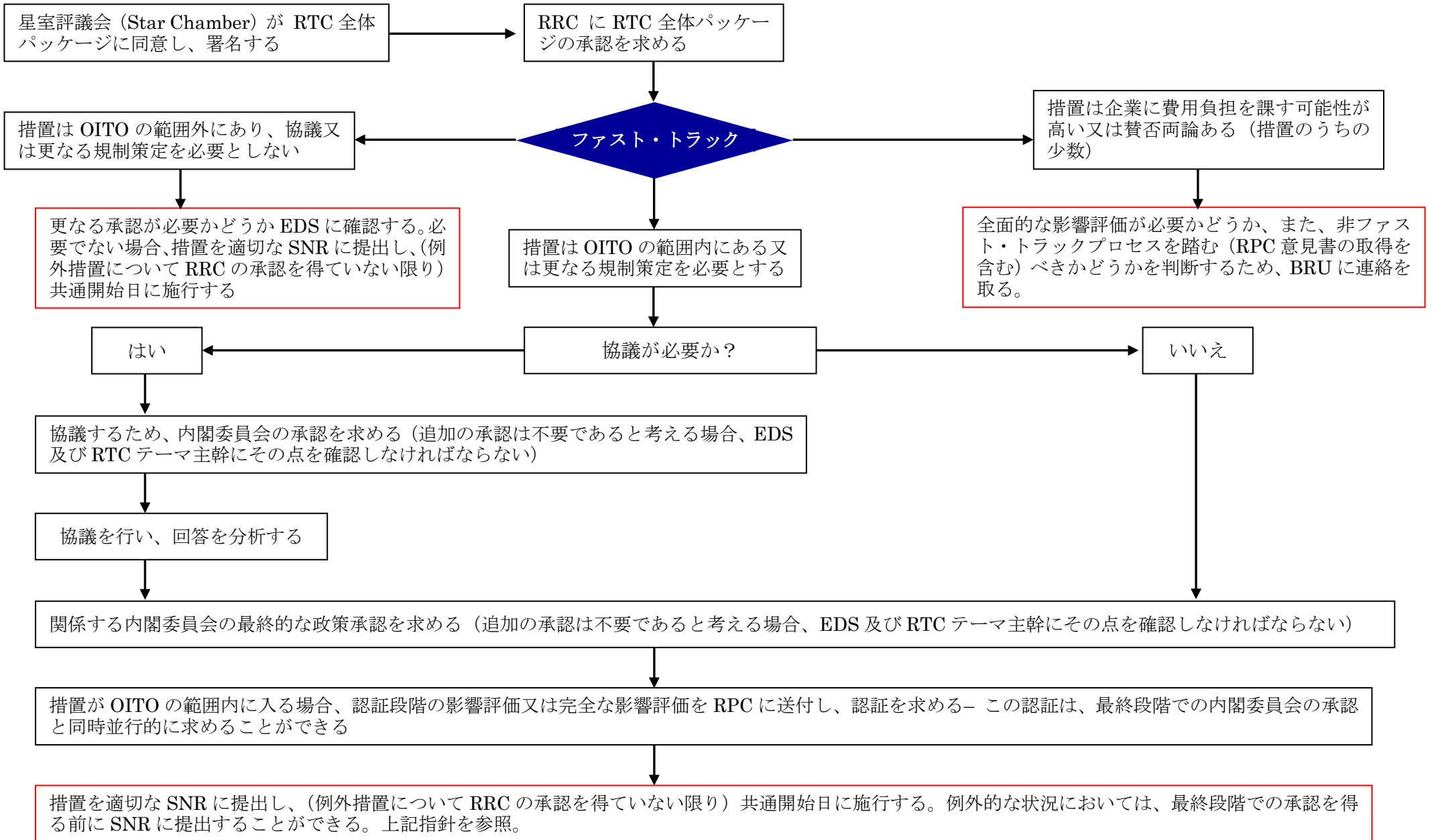
1.12.7 RTC 措置に関して正式に協議することを計画している場合、大半のケースでは、協議文書を公表する前に、通常の方法で閣議合意を得るためにレターを書くべきである。しかしながら、協議される措置の詳細が、全体パッケージの承認を求めレターの中で明確に記載されている場合、閣議合意は必要がないかもしれない。EDS と貴省庁の RTC テーマ主幹に話をし、これに該当することについての同意を得なければならない。

1.12.8 同様に、大半の RTC 措置は、施行される前に関係する内閣府委員会から最終段階の合意を別途得ることが必要になると考えられる。措置が合理化された RRC 承認プロセス (詳細は [ファスト・トラックの章](#) に記載) を利用する場合、また、措置

が協議段階から代わっていない場合、最終段階の承認を別途得る必要はないかもしれない。EDS と貴省庁の RTC テーマ主幹に話をし、これに該当することについての同意を得なければならない。

- 1.12.9 ワン・イン、ツー・アウト (OITO) の範囲内に入る全ての措置に関して、OUT 額及び 企業が負担する年間正味費用相当額 (EANCB) の認証を受けるために、最終段階の閣議合意と平行して、少なくとも「認証段階」の影響評価書を規制政策委員会に提出しなければならない。
- 1.12.10 全ての RTC 規制変更は、SNR に含めなければならない。全ての非 RTC 措置と共に、適切な SNR に掲載するための措置を提出すべきである。SNR に措置を提出するまで OUT 及び EANCB の認証を待つ必要はないが、可能な限り早く、遅くとも次の SNR が公表される時点までに認証を受けることを目指すべきである。例外的な状況においては、最終段階での政策承認を得る前に SNR に RTC 措置を提出することもできる。ただし、措置が計画通り施行される時点に間に合うように承認が得られることに確信がある場合に限る。
- 1.12.11 全ての RTC 措置は CCD に施行されることが見込まれている。しかし、規制緩和措置の施行を遅延させることが意味をなさない場合、適用免除を得ることができる。この場合、例外措置について RRC の承認を得なければならない。
- 1.12.12 RTC 措置に関して、何らかの明確化又は更なる支援を必要とする場合、中央 BRE/内閣府チーム内の RTC テーマ主幹に連絡を取られたい。
- 1.12.13 次頁のフローチャートは、RTC 措置に関して必要となる作業を見極めるための一助となるはずである。

フローチャート G: レッドテープ・チャレンジ措置に関する承認プロセス



2 影響評価ツールキット

2.1 序文

- 2.1.1 この指針では、[影響評価](#)の実施に関係する各段階について概説すると共に、影響評価において提示される分析を実施するための指針を提供する。この指針は、特に政策が規制影響を持つ可能性があるときに、政策立案者によって読まれるべきである。
- 2.1.2 この指針は[規制](#)に適用されるので、[グリーンブック](#)と併せて読まれるべきである。[グリーンブック](#)は、費用便益分析を含み、政府全体にわたって実施される事前評価及び事後評価のための方法論的枠組みを提供する。
- 2.1.3 影響評価は、税制変更に関しては実施されない。この場合は別個のプロセスである[税に関する影響評価](#)が用いられる。この評価は英国財務省が管轄している。

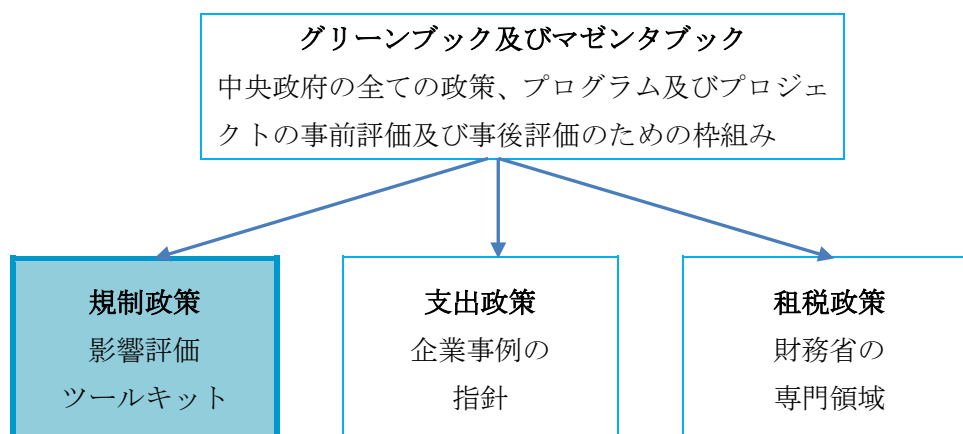


図 2.1.A：政府政策を立案する際に利用できる公式な指針

影響評価とは何か？

- 2.1.4 影響評価は、以下の両側面を備えるものである。
- ・ 提案している介入の目的を達成するための様々なオプションを比較し、介入の帰結を理解するために、政府介入の根拠を熟考する一助となる[継続的プロセス](#)
 - ・ 長期にわたって公衆、企業又は市民社会組織、環境及び社会全体に影響を及ぼし得る提案がもたらす可能性のある費用・便益及びその提案に伴うリスクを評価し、提示することによって、政策立案の一助になるものとして用いられるツール。
- 2.1.5 影響評価によって、各大臣及び（公表された際には）提案措置に関心を持つ人々が以下に掲げる事項を理解することができるようになる。
- a 政府はなぜ介入を提案するのか

- b 政府が検討している主要な複数のオプション及びその中で最も好ましいと考えられているオプション
- c 新たな政策がどのようにして、またどの程度、様々なステークホルダーに影響を及ぼす可能性があるか
- d 提案措置の費用及び便益の推定値

影響評価プロセスの各段階

2.1.6 影響評価プロセスの各段階は、英国財務省の [グリーンブック](#) で強調されている ROAMEF（Rationale[論拠]、Objectives[目的]、Appraisal[事前評価]、Monitoring[監視]、Evaluation[事後評価]及びFeedback[フィードバック]）として知られる政策サイクルの各段階と概ね一致している。これらの段階は以下の図 2 に要約されている。

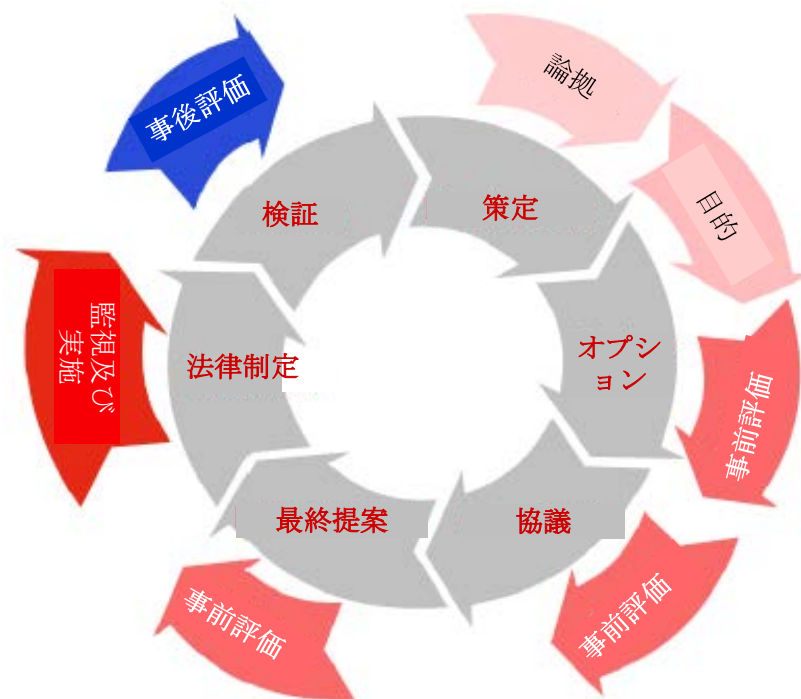


図 2.1.A : 影響評価プロセスの各段階

- a. **立案段階**：この段階は、政策問題の定義、政府介入の論拠、政策目的の特定及び証拠の収集に重点を置くべきである。
- b. **オプション段階**：この段階は、オプションの特定及び立案に加え、公式なコンサルテーションに先立つ利害関係者との協議を通じて行うこれらのオプション精査に重点を置くべきである。また、これらのオプションに関して費用及び便益が初期的な推定がなされるべきである。
- c. **協議段階**：この段階は、公式なパブリックコンサルテーションが公表される時

期を指す。この段階は、検討されているオプションを固め、たとえ数値は暗示的なものであっても各オプションの費用及び便益を可能な限りさらに定量化することに重点を置くべきである。費用及び便益に関する貴省庁の推定並びに分析に寄与する重要な仮定及びデータに関するステークホルダーの見解を求めることにこのコンサルテーションを活用すべきである。

- d. **最終提案段階**：この段階は、最終提案が同意され、RRC の承認を得るために送付される時期を指す。これは、政策プロセスの複数の時点で（例えば、最終提案を議会に送付した際のコンサルテーションに対する政府の回答を通じて）生じ得る。この段階は、最も好ましいオプション（本「提案」）の費用及び便益に重点を置くべきである。本提案には施行後検証計画を定めるべきである。
- e. **法律制定段階**：この段階では、議会プロセスの中で変更が行われたならば、法律、行政委任立法又はその他の規制措置の最終的な内容を反映させるために最終提案段階での影響評価を修正することが必要となる。
- f. **事後評価段階**：この段階では、施行された政策が実際に及ぼした影響を捕捉するために、施行後検証影響評価を行うこと及び検証の結果として勧告される政策目的又はその実施の変更を評価することが義務付けられる。
- g. **認証段階**：最終段階の影響評価がないファスト・トラック上及び OITO 対象措置に関しては、認証段階の影響評価書を作成しなければならない。この影響評価は本提案の企業にとっての費用及び便益を評価すると共に、EANCB を提供すべきである。

影響評価はいつ公表されるべきか？

2.1.7 影響評価は継続的プロセスではあるものの、プロセスの途中で公表しなければならない特定の時点又は段階がある。それらは以下の段階である。

- a. 協議段階（パブリックコンサルテーションが行われる場合）
- b. 最終提案段階
- c. 法律制定段階（該当する場合）
- d. 事後評価段階（該当する場合）
- e. 認証段階（該当する場合）

2.2 均整のとれた分析

概観

- 2.2.1 分析の均整性は、事前評価と事後評価のためのデータの収集及び分析に投入する資源の適切な水準に関係している。
- 2.2.2 このセクションでは、分析に投入する資源のレベルを評価するための枠組みを提供する。これは、措置全体に関する枠組みと影響評価内で個々の問題に資源を割り振る場合の枠組みの両方である。
- 2.2.3 この決定のために鍵となる要素には以下の事項が挙げられる。
- a. 政策を巡る関心及び感度の水準
 - b. 政策の目新しさの度合い、論議を巻き起こす度合い又は不可逆さの度合い
 - c. 政策立案の段階
 - d. 見込まれる影響の規模、持続期間及び波及状況
 - e. 生じる可能性のある影響を巡る不確実性の度合い
 - f. 利用できるデータ及び更なるデータを収集するために必要となる資源
 - g. 政策立案のために利用できる時間
- 2.2.4 均整性の原則は、影響評価を政策承認のために作成すべきかどうかについて助言するために用いられるものではない。これは影響評価のために必要となる分析に投入される努力（資源）の規模のみに関係している。
- 2.2.5 感度分析は均整のとれたアプローチに伴う不確実性の重要度を示すために用いることができる。特に、感度分析は特定の影響が政策全体の結論にとって重要であるかどうかを明らかにすることができる。
- 2.2.6 均整性に関する決定を容易に行えるようにするためにこの枠組みを利用すべきである。政府内外のステークホルダーに分析を提示する際、実施した分析のレベルに関する決定を簡潔に説明すべきである。

分析のレベル

- 2.2.7 様々なレベルの分析を実施することができる。

レベル 1： 提案によって誰が**影響を受けるか**について説明する。影響を受ける主たるグループには、企業、公的部門及び消費者が含まれる。

レベル 2： **影響の内容**を余すことなく言葉で説明する（すなわち、いずれかのグループに及ぼすプラス又はマイナスの影響）及び影響の程度（例・小さい、中程度、大きい）。

レベル 3： **影響を定量化**する（例：年間 1000 件の計画申請、100 時間の管理時間、年間 500,000 戸の新築住宅建設）

- ・ **影響を金銭価値化することによって影響の規模を価値付ける。費用は金銭価値化できるが便益はできない場合があるかもしれない。指標を用いれば、金銭価値化されない費用及び便益をさらに定量化するための助けとなることがある。**

レベル 4： 全ての費用及び便益を**漏れなく金銭価値化する**。

- 2.2.8 レベル 1 とレベル 2 の分析は最低要件であり、全ての場合に適用される。レベル 3 以上は適切と考えられる追加の分析を概説する。
- 2.2.9 定量分析の実施が可能でない場合、同じ水準の精度で定性分析を実施すべきである（「[費用及び便益を金銭価値化する](#)」、国内影響評価プロセス第 5 段階を参照）。
- 2.2.10 以下に、分析に割当て適切な資源に関して判断するために考慮する必要がある要素の更なる詳細を記述する。

影響の規模、持続時間及び波及状況

- 2.2.11 政策によって生じる可能性がある影響の規模、持続時間及び波及状況は、どのレベルの分析が均整性を確保しているかを決定する鍵となる決定因子の一つであるべきである。
- 2.2.12 リスクが低い又は影響の小さい介入に関して、データが容易に利用できない限り、上述した全てのレベルの分析を実施することが均整性を確保している可能性は低い。
- 2.2.13 同様に、影響が甚大である又は特定のグループに不釣り合いな形で及ぶことが見込まれる場合、より詳細なデータと分析が必要となる。

影響の確実性

- 2.2.14 提案による影響がどのようなものになるか不確実である複雑な状況においては、可能な限りリスクを理解し、緩和/管理するためにより多くの資源を投入すべきである。

データの利用可能性

- 2.2.15 問題となっている業界又は主題領域によっては、様々なレベルのデータが容易に利用できるかもしれない。
- 2.2.16 良質のデータが容易に利用できる場合、このデータを分析で利用することが見込まれる。しかしながら、必要なデータを収集するために新たな調査を委託する必要がある場合、費用効果的である場合にのみ、この調査を実施すべきである。

利用できる時間

- 2.2.17 将来計画を立てることによって、影響が適切に評価されることを保証できる十分な時間が投入されるようにすべきである。将来計画を立てないことは、限定的な分析を正当化する理由とはならない。
- 2.2.18 緊急事態（例：公衆衛生上の理由による産業閉鎖）については、良質な政策立案

プロセスの中に、提案による影響の評価を遅くとも数日以内に行う作業が含まれるだろう。

政策立案段階

- 2.2.19 政策立案の早い段階から、影響を受けるグループを特定し（レベル 1）、これらのグループに及ぶ影響を説明し、影響の大きさの程度の推定を提供すべきである（レベル 2）。
- 2.2.20 政策立案プロセスが進展していくにつれて、利用しているデータの質及び分析の深度が高められていくことが見込まれる。
- 2.2.21 ステークホルダーと協議する（例：公式なコンサルテーション）段階では、定量化（レベル 3）及び金銭価値化（レベル 4）を、たとえこれらが指標的なものに止まる場合であっても、可能な限り含めるべきである。ただし、早期段階で金銭価値化を完全に行える可能性は低く、ステークホルダーとの協議を終えた段階で初めて可能となろう。
- 2.2.22 それにもかかわらず、完全な金銭価値化を可能にするために必要となる情報を特定すべきである。協議時の質問は、必要となる情報を収集するという目的に合わせるべきである。
- 2.2.23 認証段階での影響評価は、必要な場合は、最も好ましいオプションの EANCB を裏付ける分析のみを含めれば十分である。その他のオプション又はより広範囲の影響に関する分析は不要である。
- 2.2.24 以下の表は、完全な定量化が可能であり、かつ、均整がとれていると仮定して、政策立案の進展に応じて実施される分析レベルを示している。

政策立案 の各段階	定量分析の進展—完全な定量化が可能であり、かつ、比例的であると仮定				
	1：特定	2：定性的な説明	3：定量化	4：一部金銭価値化	5：完全金銭価値化
立案	✓	✓	?	?	×
オプション	✓	✓	?	?	×
協議	✓	✓	?	?	?
最終	✓	✓	✓	✓	✓
法律制定	✓	✓	✓	✓	✓

表 2.2.A：政策段階別の定量分析のレベルを示した表

2.3 国内への影響に関する評価プロセス

第1段階：問題の特定

- 2.3.1 規制措置に関しては、政府の全ての事前評価に沿って、政策立案プロセスの早い段階で政府介入の論拠を特定する必要がある。
- 2.3.2 政府介入の論拠に関する詳細は、グリーンブックで提供されている。
- 2.3.3 規制との関係では、経済効率性（例・外部性、不完全情報、市場の力）及び公平性の考慮が最も関係する側面である。
- 2.3.4 この段階で経済学の理論は有用であり、政策職員はこのプロセスの早い段階で各省庁内の経済学者に相談することを奨励される。
- 2.3.5 状況に応じて、問題の範囲を理解するために調査を実施すべきである。この調査によって、以下に掲げる事項が特定できるようになる。
 - a. 問題の性質に関するエビデンス
 - b. 問題が発生する確率及びその考えられる発生頻度
 - c. 誰が影響を受けるか
 - d. 誰が問題を管理/解決する上で最適であるか

第1段階のチェックリスト
問題が存在することを確認する
問題が存在する場合、それを明確に特定する
適切な専門家（例：経済学者）に相談する
問題の規模を評価する
この問題を管理/解決するためには誰が最適かを検討する

第2段階：望ましい目標の特定

- 2.3.6 目標を設定するプロセスは、グリーンブックの指針に従うべきである。
- 2.3.7 「良い規制の原則（Principles of Good Regulation）」によれば、全ての規制は以下を満たすべきである。
 - a. 透明であること
 - b. 帰結に対する責任が持てること
 - c. バランスがとれていること
 - d. 首尾一貫していること
 - e. 対応が必要な問題に焦点が絞られていること

- 2.3.8 これらの原則は、目標を明確に記述することを要求している。明確な目標はまた、一貫した執行を促進する。
- 2.3.9 政府の全ての事前評価に合わせて、目標は SMART、すなわち、Specific（具体的であり）、Measurable（測定可能であり）、Achievable（達成可能であり）、Relevant（関連性があり）、Time-bound（期間が限定されているもの）であるべきである。
- 2.3.10 明確な目標は、意味のある施行後検証（Post-Implementation Review, PIR）を行う上で必要不可欠である。
- 2.3.11 目標が達成可能かどうかを判断する際、政府が失敗するリスク（政府が介入した結果、財及び資源の配分が政府介入のない場合に比べてより非効率になってしまう場合）を考慮する。
- 2.3.12 政府介入によっても結果が改善されないリスクが残る場合、貴省庁の PIR の一部として結果を注意深く監視すべきである。

第2段階のチェックリスト
明確な政策目標を特定する
その政策目標が達成可能であることを確認する
結果の階層を設定する
目標が SMART であることを確認する

第3段階：目標を達成する実行可能なオプションを特定する

- 2.3.13 介入のためのオプションを立案する際、[グリーンブック](#)に従うべきである。
- 2.3.14 満足のいく結果が規制の [代替的手段](#)、自主規制、非規制的アプローチによっては達成できないことを実証したうえで、最後の抛り所としてのみ規制を実施するというのが政府の方針である。これらのオプションはこの段階で検討すべきである。
- 2.3.15 影響評価において、オプションの数は一部は政策立案の段階によって変わる。
 - a. 立案及びオプション段階：規制の代替的手段を含む広範囲にわたるオプションを検討すべきである。また、どのような政策手段が既に実施されているのかを特定すべきである。
 - b. 協議段階：検討された全てのオプションを、明記された目標を達成する可能性と共に特定すべきである。オプションのショートリスト（候補リスト）を、そのリストを作成するために実施した選択プロセスの説明と共に、協議中に提示すべきである。
 - c. 最終及び法律制定段階：検討された全てのオプションを評価すべきである。最も好ましいオプションを、それがなぜ好ましいオプションなのかについての簡単な説明と共に、特定すべきである。
- 2.3.16 最低限含めなければならないオプションの数は設定されていないものの、分析が

結論に飛躍していないことを示すのが重要である。

- 2.3.17 全てのオプションを「何もしない」状況と比較して評価しなければならない。この評価によって、何の行動も起こさないことによる影響を引き出すことができるようになる。
- 2.3.18 政策を政府の広範囲にわたる部門及びステークホルダーに提示する（すなわち、影響評価テンプレートをを用いて行う）場合、真の政策オプションのみを提示すべきである。

第3段階のチェックリスト
早い段階で、一連のオプションを立案するために広く協議する。
規制の代替的手段を検討する
規制の代替的手段を求めない場合、それらが目標を達成できないことを示す
国内政策については、「何もしない」というオプションを含める
立案、協議及び最終段階を通じてオプションを絞っていく
真の政策オプションのみをステークホルダーに提示する

第4段階：影響の特定

- 2.3.19 [グリーンブック](#)に記載されている通り、経済上、環境上及び社会上の問題を含み、事前評価と事後評価に関係する複数の問題がある。
- 2.3.20 また、影響を受ける可能性が高い社会の様々な部門、及び様々なグループがそれぞれどの程度の影響を受けるかについて特定すべきである。
- 2.3.21 これらの影響は、政策立案の早い段階で特定すべきである。
- 2.3.22 さらに、状況が予想以上に悪化する又は政策が予想以上にうまく機能するなど起こり得る意図しない結果について慎重な検討を加えるべきである。
- 2.3.23 潜在的な影響を検討する際は、以下に掲げる質問（ただし、このリストは網羅的でない）に対処すべきである。

経済/ 金融面

- a. 提案がどのような形で市場及び特に消費者と企業に影響を及ぼすのか？特に、小規模及び新興企業に及ぼす影響を検討する（詳細については [SMBA 指針](#) を参照）。
- b. 全ての企業が同じような形で影響を受けるのか、あるいは利益を得る企業もあれば費用を負担する企業もあるのか？
- c. 経済全体（例：労働市場）に対して見込まれる影響はどのようなものか？
- d. 競争に及ぼす影響はどのようなものか？供給業者の数又は範囲は限定されるのか？競争能力が制限されるのか、あるいは激しく競争するためのインセンティブ

ブが減少するのか？

- e. 提案は技術革新（例：新しい低炭素技術）に影響を及ぼすのか？
- f. 他の省庁（例：司法制度）に及ぶことが見込まれる金融面及び資源面の影響はどのようなものか？政策が地方自治体に影響を及ぼす場合、この評価は [新たな負担に関する指針](#) に沿って行われなければならないことに留意すること。

社会面

- a. 提案は社会面、福祉面又は健康面の不平等性に影響を及ぼすのか？
- b. 提案は、職場での安全性又はコミュニティにおける事故リスクに影響を及ぼすのか？
- c. 提案は、犯罪発生率又は犯罪予防に影響を及ぼすのか、あるいは新たな犯罪/犯罪機会を生み出すのか？
- d. 提案は、スキル及び教育の水準に影響を及ぼすのか？
- e. 提案は、コミュニティの団結を支援する施設又はサービスの提供に影響を及ぼすのか、あるいはその他の方法で地元コミュニティにおける生活の質に影響を及ぼすのか？
- f. 農村地域に及ぼす影響は都市地域に対するものと異なるのか？地方又は地域特有の影響はあるのか？
- g. 人権（生命、自由及び安全に対する権利、公正な裁判並びに拷問、奴隷及び強制労働の禁止）に及ぼす影響はどのようなものか？
- h. 提案は 2010 年平等法（Equality Act 2010）のもとでの責任に影響を及ぼすのか、すなわち、提案は年齢、障害、性転換、妊娠及び出産、人種、宗教又は信条、性別、性的指向に影響を及ぼすのか？

環境面

- a. 提案は、温室効果ガスの排出量の変化をもたらすのか？この情報は炭素予算に対する実績を追跡するために要求される。
- b. 提案は、気候変動の予想される影響を受けやすいか？
- c. 提案は、廃棄物管理の金銭的費用又は環境及び健康への影響における変化をもたらすのか？
- d. 提案は、大気質に重大な影響を及ぼすのか？
- e. 提案は、自然景観又は都市景観に重大な変化をもたらすのか？
- f. 提案は、水質の汚染度合い、水の利用レベル、洪水リスクの度合いを変えるのか？
- g. 提案は、騒音に晒される人々の数又は曝露レベルに影響を及ぼすのか、あるいは

は街路風景における迷惑物に悩まされる人々の数に影響を及ぼすのか？

h. 提案は、1) 生物種の数又は多様性、2) 生態系の大きさ、多様性又は質を変えるのか？

2.3.24 特定された影響の評価方法に関する詳細は、グリーンブック及び様々な省庁指針文書（[付属書1](#)を参照）で閲覧することができる。

2.3.25 特定された影響を文書化する方法に関する詳細は、関係する省庁指針文書（[付属書1](#)を参照）及び後記セクション5「公表及び品質保証」に記載されている。

第4段階のチェックリスト
問題の種類別に影響を特定する
影響を受けるグループを特定する
必要であれば、利用できる詳細な指針を参照する
関係する指針に沿って影響を文書化する

第5段階：費用及び便益の金銭価値化並びに最良オプションの選定

概観

2.3.26 費用及び便益の金銭価値化に当たっては、[本指針の均整性に関するセクション](#)の分析レベル4及び5（一部及び全面的金銭価値化）を考慮すべきである。

2.3.27 オプションの費用及び便益を定量化することによって、各オプションを比較し、オプションの中からの選択のための情報を与えることができるようになる。オプションの費用及び便益を金銭価値化するためのアプローチ（割引率の選定を含む）は[グリーンブック](#)の指針に従うべきである。

2.3.28 また、以下に概説する規制提案に固有の問題を検討すべきである。

2.3.29 [グリーンブック](#)には、市場価格が存在しない広義の社会上及び環境上の費用・便益を金銭価値化するための方法論も含まれている。

2.3.30 省庁分析は、本指針及び[グリーンブック](#)における方法論に沿って費用及び便益を金銭価値化するための一助となるべきである。

2.3.31 さらに、衡平性、社会的重要性及び政治的考慮の問題も決定に影響を及ぼす。

ベースライン（基準値）

2.3.32 各オプションに関して、行動を一切起こさない場合に発生するであろう費用及び便益に付加される費用及び便益（すなわち、増分又は限界費用・便益）のみを提示しなければならない（すなわち、ベースラインに対して、反事実に仮定又は「何もしない」政策との比較）。

期間

- 2.3.33 影響評価においては、費用及び便益の算出に用いる適切な期間は、政策の期待有効年数である。
- 2.3.34 適切な評価期間が特定できない場合、分析のために10年間を使用すべきである。
- 2.3.35 規制措置がサンセット条項の適用を受ける場合、期間はサンセットまでの期間ではなく、政策の期待有効年数とすべきである。

費用及び便益の種類

- 2.3.36 費用と便益を評価する際、影響の種類を区別すべきである。
 - a. **移行の費用及び便益**：通常は措置の実施に関係するもので、一過性の又は一度限りしか発生しない費用又は便益
 - b. **反復する費用及び便益**：政策措置が有効である間、反復して発生する費用と便益
 - c. **移転**：経済的移転は、そのコストを負担する組織にとっては費用として、その移転を受ける組織にとっては便益として、それぞれ計上されるべきである。
- 2.3.37 費用及び便益の合計額は現在価値で表示されるべきである。

規制費用

- 2.3.38 規制費用は、管理負担と政策費用として区分することができる。
- 2.3.39 管理負担には、管理要件に馴染むための費用、記録保持及び報告（検査及び規制の執行を含む）に関連する費用が含まれる。標準費用モデル(Standard Cost Model)は管理負担を測定するための枠組みを提供する。
- 2.3.40 政策費用は、政策目標を達成する又は遵守するために必要不可欠な費用であり、管理負担ではないあらゆる費用が含まれる。
- 2.3.41 企業に及ぼす影響は、既存の企業数と見込まれる変動に基づいて算出すべきである。変動は企業の通常の売上高（反事実的仮定で捕捉されるもの）又は政策提案によって起こる変化によって生じうる。
- 2.3.42 NPV、企業のNPV及びEANCBを算出する際、企業が規制を遵守しないことによって被る費用（例えば科料又は罰金）を含めるべきではない。

費用	技術
労働費用	雇用主にとっての従業員の労働時間の費用を推定するために正規職員等価（FTE）費用を使用すべきであり、また、その中に基本給与の他、雇用主の年金拠出費用、国民保険料及び諸手当を含めるべきである。労働時間・賃金年報（ASHE）が推奨される情報源である。
新設備又は新生産プロセスの費用	影響を受ける可能性の高い人々と公式/非公式の協議を行うことによって、最良のデータが得られる可能性がある。
情報の収集及び遵守証拠の提供	労働費用に、これを行うために必要となる新設備の費用を加えたものを使用する。
ライセンス取得費用	手数料及び管理負担を推定する。執行当局は推定値の提供を支援できるようになるべきである。
追加の法的助言、会計助言又はその他のコンサルタントの助言にかかる費用	協議又は同僚の経験が有益かもしれない。
執行費用	執行活動は規制機関、企業の両方に対して費用を発生させる可能性がある。そのような活動には、検査、科料及び情報提供義務を含めることができよう。提案する規制機関に関してこれらの影響を調査すべきである。

図 2.3.A : 管理負担及び政策費用を金銭価値化するための技術に関する例

最前線の公共サービス

- 2.3.43 公共部門に関する規制費用は、通常のものとして算出し、企業が負担する費用と共に明示的にすべきである。
- 2.3.44 以下のことを示すことで負担が軽減されたことを明らかにすべきである。
- アイデアと解決策の作成にあたって、有意義で早期に最前線に関与している。
 - 新たな規制提案は全て、関係する最前線の職員に課される規制負担の累積合計という観点から検討された。
 - 規制提案に代わるオプションが徹底的に調査され、好ましいオプションが最も効果的な方法で費用や負担を軽減する。

第1次立法対第2次立法

- 2.3.45 第1次立法を通じて又は第1次立法と第1次立法に規定された権限を使って立案された第2次立法を組み合わせる措置を施行する場合、第1次立法の影響評価は措置によって見込まれる影響の全体を定量化すべきである。
- 2.3.46 その後に第2次立法が起草された場合、当初の影響評価は、必要に応じて関係する影響の推定値を精密化するために改定されるべきである。

規制措置の遵守

- 2.3.47 規制措置の導入を計画する際、費用及び便益は、100%の遵守を前提とすべきである。ただし、これとは異なる証拠がある場合はこの限りでない。しかしながら、感度分析を通じて様々なレベルの遵守率を調査すべきでもある。
- 2.3.48 規制を撤廃する際、又は現行の時限規制が失効するとき、費用と便益は実際の遵守レベルに基づくべきである。
- 2.3.49 執行費用を算出する際、これらは、考えられる遵守率を現実的な想定に基づくべきであり、また、企業及び規制機関への影響を捕捉すべきである。

重要な仮定、感度及びリスク

- 2.3.50 費用と便益の推定値に内在する不確実性を反映させるため、費用と便益の推定値に幅を設ける必要があるかもしれない。幅の中の結果を決定する要因及びリスクの緩和方法を強調すること。
- 2.3.51 幅を設けるか否かにかかわらず、最良の推定値を提供すべきである。これは幅の中で最も可能性が高い点推定値となる（費用と便益の確率分布を詳細に分析する結果）。
- 2.3.52 費用及び便益の確率分布に関する情報がない場合、幅の中央値を使用すること。確率分布に関する情報があることは好ましいものの、そのような詳細な分析に入ることが全ての場合において常に均整性を確保できるわけではないかもしれない。
- 2.3.53 費用及び便益の水準に影響を及ぼす可能性があるリスク又は不確実性が大きな部分を特定すべきである。
- 2.3.54 主要な仮定としてどのようなものを立てたのかを明確に記述すべきであり、また、推定値の感度を調査するためにこれらの前提条件を精査すべきである。

金銭価値化されない費用と便益

- 2.3.55 費用と便益は、完全な定量化ができない又はそうすることが均整性を確保できない場合にのみ、定性的に記録すべきである。
- 2.3.56 金銭価値化されない場合であっても、オプションを評価する際の精度を落とすべきではない。金銭価値化されない側面を評価するには多基準分析が有用である。
- 2.3.57 グリーンブック（第5章ボックス18）は、このツールの簡単な例を提供している。
- 2.3.58 [グリーンブック](#) ウェブサイトに記載されている補完的指針は、詳細な多基準決定分析を実施する方法に関する指針を提供している。
- 2.3.59 しかしながら、これは有用ではあるものの、費用及び便益の定量的推定に比較して次善の分析手法である。

最良のオプションの選定

- 2.3.60 最良のオプションを選定する際は、グリーンブックの指針に従うべきである。

2.3.61 規制提案に関して、費用便益分析又は費用効果分析が最も適切な方法である。

第5段階のチェックリスト
影響を受ける集団を特定する
可能な限り費用及び便益を金銭価値化する
企業が直接負担する費用を明確に強調する
金銭価値化されない費用及び便益を厳格に評価する
リスク及び感度を調査する
最良のオプションを選定するために費用便益分析又は費用効果分析を用いる

第6段階： 執行及び施行に関する問題の検討

2.3.62 新たな措置の準備を計画する際、ハンプトン報告書（規制機関の行動規範（Regulators' Code）に反映されている）に記載されている原則を考慮に入れた上で、その措置をどのように執行するかについてのオプションを検討すべきである。

2.3.63 また、各省庁は新たな執行義務が省庁の資源に及ぼす影響を考慮すべきである。

誰が政策を執行するのか？

2.3.64 以下に掲げる事項を検討すべきである。

- a) 誰が政策を執行するのか？ 他者は政策の執行を支援し得るのか？
- b) 問題は、政策の影響を全国単位で、地域単位で又は地方単位で対処されるのか？
- c) この政策を執行するためにどのようなスキル、専門知識又は経験が必要になるのか？ どのような組織がこれらのスキルや専門知識を有しているのか？
- d) どのような資源がこの政策の施行/執行を支援することができるのか？

2.3.65 能動的な執行が必要であると判断した場合、潜在的な執行当局を早い段階で関与させなければならない。執行費用は公的部門の費用を大きな部分を占める可能性が高いので、費用便益分析において含めるべきである。

2.3.66 地方自治体の規制サービスが新たな政策を執行する場合、その規制を主管当局（Primary Authority）（規制の不整合及び負担を軽減するために企業と単一地方当局との間の法的に認められたパートナーシップの形成を認める制度）の管轄範囲内に収めることが適切かどうか検討しなければならない。規制が主管当局の管轄範囲内に入るべきかどうかを検討する方法についての指針は、[ここ](#)で確認することができる。

2.3.67 新たな執行機関の設置を提案する場合、既存の機関がなぜ新提案を執行できないのかについて明確にされない。

第6段階のチェックリスト

執行の責任者及び意思決定者を特定する

[ハンプトン原則](#)を考慮する

ステークホルダーを特定する（誰が関与するのか、誰が最も広範囲に影響を受けるのか）

第7段階： 事後評価を計画し、施行された政策を事後評価する

2.3.68 施行後検証（PIR）は、規制措置の枠組み内における事後評価の一形態である。

2.3.69 PIRの実施方法に関する詳細は、[規制の検証に関する指針](#)及び[マゼンタブック](#)に記載されている。

2.3.70 PIRの実施日は通常、最終及び法律制定段階での影響評価書に記載されるべきである。初回PIRは通常、施行後3~5年後に予定される（2回目以降も同様の時間尺度で行われる）。

2.3.71 政策立案プロセスの開始時点で事後評価を計画することにより、政策を施行する前からデータを収集することができるようになる。これが影響を測定するためのベースラインとなる。

第7段階のチェックリスト- 政策立案中

[マゼンタブック](#)を使用して事後評価を計画する

施行前及び施行中にどのようなデータを収集する必要があるかを明確にさせる

第7段階のチェックリスト- 施行後

政策を施行している間に必要なデータを収集する

失効期限（例：サンセット日）より前に、PIRを用いて政策を事後評価する。

政策の有効性に関してステークホルダーと協議する

2.4 EU 政策の影響評価

概観

- 2.4.1 EU 立法サイクル全体を通じて英国に及ぶ可能性のある影響を、状況に応じて分権行政府と連携して検討すべきである。
- 2.4.2 このことは、早い段階でブリュッセルに影響を及ぼし、ブリュッセルで交渉するための英国政府のアプローチにも、英国における EU 立法の施行にも有益な情報を提供する。
- 2.4.3 政府の [EU 立法に関する基本指針](#) 及びその補完指針は、EU の政策立案の全ての段階にどのように臨むべきかを記載している。
- 2.4.4 様々なオプションを検討する際、政府が真に影響を及ぼすことができる事項及び EU 立法を施行する際に有している裁量に焦点を合わせるべきである。
- 2.4.5 本セクションでは EU 立法に焦点を合わせるが、同じ原則を国際的な義務にも適用すべきである。

第 1 段階： 欧州委員会の提案が出される前- 早期関与

- 2.4.6 欧州委員会が提案を採択する前の段階で現在 EU の候補案件の中にどのようなものがあるのかを予測し、様々な政策の選択が英国にどのような影響を及ぼし得るのかを検討されたい。
- 2.4.7 将来の EU 措置が正当化されるように可能な限り欧州委員会と協議されたい。政策目標が規制を設けなくとも達成することができるかどうか調査されたい。影響を及ぼすことができる範囲は EU 政策サイクルが進展するにつれて縮小していく。
- 2.4.8 提案が英国にもたらす便益を最大化し、リスクを最小化するように努められたい。
- 2.4.9 欧州委員会の政策がまだ流動的な段階で、貴省庁の分析を欧州委員会と共有することを検討されたい。欧州委員会の職員は一般的に自身の影響評価のためのデータを歓迎している。

第 2 段階： 英国の交渉方針について同意を得る

- 2.4.10 EU 交渉時における英国の立場に関する承認は、欧州問題委員会（European Affairs Committee, EAC）に対する書面依頼を通じて求めるべきである。規制が重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、その書面の写しは規制削減小委員会（RRC）に送付されるべきである。
- 2.4.11 早い段階で英国が影響を及ぼすことができるようにするため、交渉に対する英国のアプローチに関する承認は、欧州委員会の提案が正式に採択される前に必要となる場合が多い。
- 2.4.12 他の加盟国及び欧州議会のありうる態度に関する情報を収集するために十分な時間を見込む必要と、欧州理事会で取られるアプローチに影響を及ぼす十分な機会を EAC 及び RRC に与える必要性との間でバランスをとる必要がある。

- 2.4.13 交渉時の英国の立場に関して承認を求める際には、検討すべき問題の種類のための指針として付属書 3 のチェックリストを使用して、潜在的な規制の影響に係る分析結果を提供すべきである。
- 2.4.14 付属書 3 のテンプレートを使用して、欧州委員会の提案に関する分析結果を、その提案に関する貴省庁の説明メモ（**Explanatory Memorandum**）と共に、又はその後できるだけ早く、英国議会内の EU 精査委員会に提供すべきである。
- 2.4.15 貴省庁の分析は、同提案の重大性の程度を示すべきである。特に、EU との交渉の早い段階では詳細な定量分析ではなく、ざっくりとした桁単位の数値で十分である。
- 2.4.16 貴省庁の分析は、提案の重大性と利用できる時間とのバランスをとったものとするべきである。提案の影響が大きければ大きいほど、より詳細な定量分析と綿密な分析を行うことになるだろう。
- 2.4.17 EAC へ提出する書面には、提案する交渉時の立場がもたらす可能性のある影響の分析が含まれる。各大臣に交渉時の異なるオプションを検討するよう要求する場合、それらの相対的な影響について目安を示されたい。
- 2.4.18 分析結果は、各大臣が重要な点を容易に識別できるように、簡潔に提示されたい。必要であれば更なる詳細資料を付属書として添付されたい。
- 2.4.19 欧州委員会の影響評価は、同委員会の提案がもたらす可能性のある影響に関する有用な情報源となり得る。しかしながら、その提案が欧州委員会自体の [影響評価基準](#) を満たしているかどうかを評価し、また、更なる分析を要求する上で生産的であるかどうかを検討すべきである。

第 3 段階：EU 法がブリュッセルで承認された後—施行

- 2.4.20 EU 措置が採択され、(欧州連合官報に) 公表された後、影響評価を実施する際に、の [国内法化に関する指針](#) 改訂版を考慮に入れた上で、どのように政府の [EU 立法に関する基本指針](#) に取組むかを示されたい。
- 2.4.21 各大臣が最も負担が少なく、最も有益なアプローチに同意するための一助とするため、EU 立法の施行に関するオプションを提示されたい。英国企業は、その EU の競合企業と比べて比較劣位の立場に置かれてはならない。
- 2.4.22 EU 義務に従うために何らかの行動を起こす必要がある限り、「何もしない」というオプションを含める必要はない。しかしながら、「何もしない」という反事実的仮定は、費用と便益を算出する際のベースラインとして用いられるべきである。
- 2.4.23 英国企業が不利な立場に置かれていないことを示すため、英国への影響と他の EU 諸国への影響の比較分析を含めることを検討されたい。
- 2.4.24 [グリーンブック](#) に記載された方法論に沿って、また、国内の政策立案プロセスの [第 4 段階](#) 及び [第 5 段階](#) (上記参照) に詳述されている通りに、各オプションを評価されたい。

- 2.4.25 貴省庁が違反/料金を回避するために EU の法的義務を期限に間に合うように履行する立場にいることができるよう、貴省庁の分析に対する第三者精査を行うための十分な時間を確保されたい。
- 2.4.26 政府のアプローチは、新たな EU 措置が及ぼす累積的影響を考察することを目的としている。EU 立法を国内法化する又は発効させる際、たとえ英国の裁量範囲がほとんどない場合であっても、施行が及ぼす影響を評価すべきである。
- 2.4.27 EU 立法を発効させるために施行条項（例：執行要件又は特例措置の実施）が設けられる場合、直接適用される EU 立法が及ぼす影響を検討すべきである。
- 2.4.28 政府が施行方法について裁量を一切有していない場合に直接適用される EU 立法については、各省庁はケースごとに影響評価を作成するのが適切かどうかを判断する。

2.5 公表及び品質保証

概観

- 2.5.1 影響評価の結果を公表する際、[IA テンプレート](#)を使用すべきである。IA テンプレートを作成する方法についての詳細は、付属書 2 に記載されている。
- 2.5.2 影響評価を正式に作成し、公表する時期についての詳細は、[セクション 1](#)に記載されている。
- 2.5.3 エビデンスベースのセクションは、この影響評価ツールキットの第 1 段階から第 7 段階までの分析についての詳細を全て提供すべきである。詳細さの程度は [セクション 2 における](#) 均整性の原則に従うべきである。
- 2.5.4 更なる情報は、[IA テンプレート](#) の別表に記載することができる。この中には、影響評価プロセスの [第 4 段階](#) 「影響の特定」で特定した具体的影響の関連する分析（例：競争影響分析）が含まれる可能性がある。

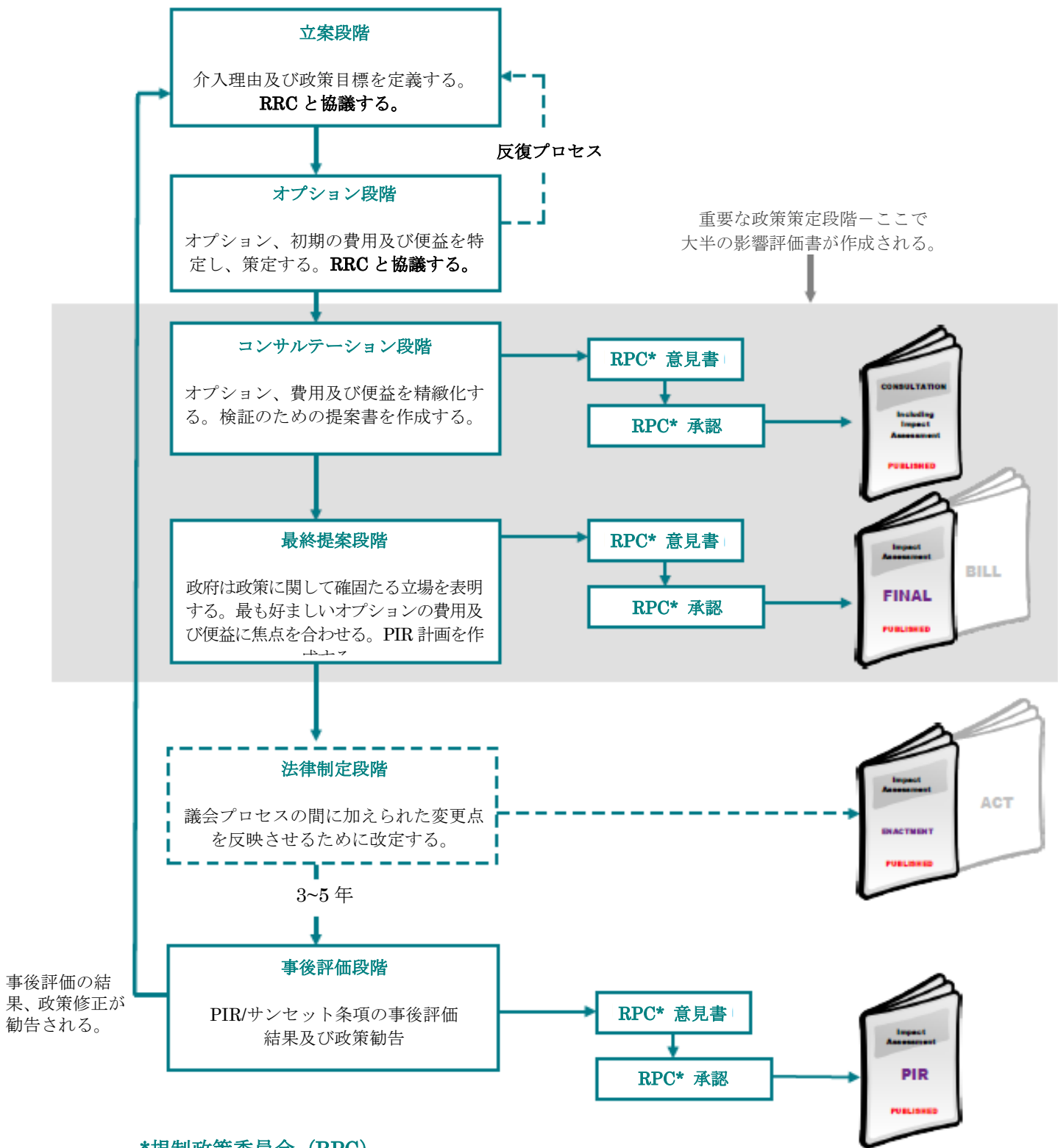
品質保証

- 2.5.5 各省庁の影響評価の分析の質を保証するのは第一にその省庁の責任である。
- 2.5.6 主席経済学者は、費用、便益及び影響分析の堅牢性及び正確性を確認して、影響評価書に署名すべきである。これを促進するため、各省庁はしっかりした省庁内プロセスを構築することが期待されている。この中には、大臣レベルの異議委員会（Challenge Panel）での審理、同僚グループの検証、主席経済学者との協議が含まれる。
- 2.5.7 政策に責任を負う大臣（又は省庁以外の公共機関・組織の最高責任者）もまた、影響評価書に署名し、それを承認する必要がある。適切な大臣宣言は [IA テンプレート](#) で確認することができる。
- 2.5.8 省庁レベルで承認されると、影響評価は品質保証のため、独立機関である規制政策委員会（[RPC](#)）の精査を受けることがある。

RRC の承認

- 2.5.9 [規制削減小委員会（RRC）](#) を通じた閣議承認が、企業を規制又は規制緩和する全ての措置に必要となる。
- 2.5.10 影響評価書を作成した場合、この影響評価書は RRC 及び主要な政策委員会に送付される承認要求書に添付しなければならない。措置がファスト・トラックの要件を満たしていない限り、[RRC の承認](#) を求める前に、RPC から「目的に適合している」旨の意見書を取得しなければならない。コンサルテーション段階において、「目的に適合していない」旨の意見書と共に RRC の承認を求めることもできるが、承認が得られた際、RPC は「目的に適合していない」旨の意見書を公表する。
- 2.5.11 影響評価書は議会委員会、特に第 2 次立法精査委員会（Secondary Legislation Scrutiny Committee）によっても精査される可能性がある。

2.5.12 ファスト・トラック を利用しない政策は、以下のフローチャートで概説されているプロセスに従う。



*規制政策委員会 (RPC)
*規制削減小委員会 (RRC)

--- 第1次立法のみ

影響評価の公表

- 2.5.13 影響評価を公表する際、それを [legislation.gov](https://www.legislation.gov.uk) ウェブサイト へもアップロードしなければならない。こうすることによって、ステークホルダーや一般公衆が影響評価を閲覧することができるようになる。また、関係する RPC 意見書も公表すべきである。貴省庁の議会担当班 (Parliamentary Unit) はこのプロセスを支援できるようにすべきである。
- 2.5.14 さらに、影響評価をその関連文書と共に貴省庁のウェブサイトに公表したいと望むかもしれない。
- 2.5.15 第 1 次立法 (すなわち法案) に関する影響評価書は、全ての段階で下院ライブラリー (impactassessment@parliament.uk) に電子的方法で送信すべきである。この問題に関する照会は同じ電子メールアドレスに送信することができる。

法案に関する影響評価書

- 2.5.16 第 1 次立法を通じて実施される措置に関して影響評価書を作成した場合、その影響評価書は議会の上院、下院いずれかに法案が提出される際に添付され、議会での各段階において必要に応じて更新されるべきである。措置が法案の修正という形で提出される際、その措置に関する影響評価書は、その修正法案が提出されると同時に公表されるべきである。
- 2.5.17 政府が支持を計画している又は異議を唱えることを考えておらず、通常は影響評価書作成プロセスの対象となる提案措置を含む議員提出法案 (Private Members' Bills) については、合理的な範囲で可及的速やかに、できれば当該法案が提出された下院における第 2 読会が設定される日までに影響評価書を作成すべきである。
- 2.5.18 また、議員提案立法に反対する際、その法案への異議を正当化するエビデンスを得るために、影響評価書を作成するのは良き慣行である。
- 2.5.19 第 1 次立法を立案するプロセスに関する詳細については、[立法に関する指針 \(Guide to Making Legislation\)](#) を参照されたい (影響評価に関するセクションは近年の変更を反映していないことに留意されたい。影響評価に関する指針は、本文書に求めるべきである)。

支援

- 2.5.20 貴省庁内のより良い規制ユニットは、規制に関する質問についての支援を求める際に立ち寄る最初の寄港地であるべきである。

付属書 1 : 影響評価の参照リンク先

[グリーンブック](#) : 「中央政府における事前評価及び事後評価」に関する財務省ガイダンス

[グリーンブック補完 指針](#) : 資産評価 (公的部門が保有する資産の評価)、競争、犯罪、割引、環境 (気候変動、温室効果ガス排出、洪水及び持続可能性)、健康、多基準決定分析、楽観バイアス、PFI (PFI と従来の公共事業である PSC (パブリック・セクター・コンパレーター) を比較した際の税調整)、都市再生及び各地域、リスク、表明選好法、輸送に関するもの。

[マゼンタブック](#) : 中央政府のための財務省「事後評価に関するガイダンス」

影響評価に関する省庁の指針

- ・ 制定法上の [機会均等](#) 義務
- ・ [競争](#)
- ・ [広義の環境問題](#)
- ・ [健康・福祉](#)
- ・ [人権](#)
- ・ [司法制度](#)
- ・ [ルーラル・ブルーフィング](#) (農村の視点による政策検証)
- ・ [持続可能な発展](#)

その他の指針 :

- ・ [標準コストモデル](#)
- ・ [立法に関する内閣府指針](#) (影響評価に関する項には近年の変更内容が反映されていないことに留意されたい。影響評価に関する指針は、本文書に求めるべきである)。

付属書 2 : 影響評価テンプレートの作成方法

理解し易く、関連する法律又は規則とつながりがあるタイトルを記入。「影響評価」は使用しない。

政策策定を主導する省又は庁の名称を記入

影響評価が公表された日

段階：82 頁のフローチャートを参照

国内：政府提案、EU：EU 義務の履行、国際：国際的な源（EU を除く）

省固有の頭字語 +nnnn

グリーンブック指針に従い、金銭価値化された便益合計額から金銭価値化された費用合計を差し引いた金額（割り戻した金額）

金銭価値化された企業*の直接便益合計額から金銭価値化された企業*の直接費用合計を差し引いた金額（OIOO **の対象の影響のみを含める）

OIOO の対象外の EU 措置の場合、これは恰も EU 措置が OIOO の対象***であるかのごとく記入すべきである（EANCB も同様）。

氏名、電話番号及び電子メールアドレス

赤、黄、青

本マニュアル 47~48 頁を参照。

企業が負担する年間正味費用（2009 年価格で表示）。50-51 頁を参照**。

これらの区分の適用免除については慎重な検討を加えなければならない（SaMBA 指針を参照）。

炭素予算（付属書 1 のリンク先）に関する指針を参照

関係する IA 段階向けに適切な文言が選択されていることを確認する

これらのグループが政策の範囲内に入るかどうかを記述されたい

政策に責任を負う大臣、最高責任者又は委員長が公表された影響評価に署名する

表題：		影響評価 (A)					
影響評価 No.:		日付：2011 年 1 月 1 日		段階：立案/オプション		介入源：国内	
主管省/庁:		措置の種類：第 1 次立法		照会先：			
その他の省/庁							
要約：介入及びオプション				RPC 意見書：RPC 意見書ステータス			
好ましい（又は実施する可能性がより高い）オプションの費用							
正味現在価値合計額	企業の正味現在価値	企業が年間に負担する正味費用（2009 価格に基づく EANCB）	OITO の範囲内か？	どの要件を満たすか IN/OUT/正味ゼロコスト			
£m	£m		はい/いいえ				
検討中の問題は何か？政府介入はなぜ必要か？							
最大 7 行以内							
エビデンスを提示し、問題の性質（規模及び内容、発生の確率及び考えられる頻度、誰に影響を及ぼすか、誰が問題を管理/解決するのに最も適しているかを含む）を記述されたい。							
政策の目標及び意図する効果はどのようなものか？							
最大 7 行以内							
政策の目的及び意図する効果、政策は何を達成することを目指しているかを明確に記述されたい。							
どのような政策オプション（規制の代替手段を含む）を検討したか？好ましいオプションの論拠を記述されたい（詳細はエビデンススペースに記述）							
最大 10 行以内							
この情報は政策策定過程及び影響評価が公表される段階を通じて変わる可能性がある。最初から非規制的のオプションを検討することが重要である。							
政策は事後検証されるのか？政策は事後検証される/されない。該当する場合、事後検証日を記入：年/月							
実施は EU の最低要件を超えるのか？							
右記の企業のいずれが対象範囲内に入るのか？零細企業が適用除外とならない場合、証拠基盤に理由を記述されたい。			零細企業はいえ	従業員 20 名以内はいえ	小企業はいえ	中企業はいえ	大企業はいえ
温室効果ガス排出量の CO ₂ 換算変化量はいくらか？（百万トン単位 CO ₂ 換算量）				取引されている		取引されていない	
私は、影響評価書を読了し、利用できるエビデンスを踏まえれば、影響評価書が第 1 候補の選択肢を選択することにより生じる可能性が高い費用及び便益並びに当該オプションが及ぼす可能性ある影響に関する合理的な見解を示していることに納得している。							
所管省庁の代表者による署名： _____				日付： _____			

*企業及び市民社会組織 **対象となる影響がない場合、企業に及ぼす全ての影響を含め、政策が 4 番目のボックスの対象でないと記述されたい。*** 対象となる EU 措置の場合、対象でない EU 影響から得られる企業の NPV 及び EANCB を算出し、影響評価のエビデンススペースに含めるべきである。

各政策オプションに関して、一つの「分析及びエビデンス」頁を使用されたい。1つの法案内の複数の部分を対象としている影響評価については、全体を要約する「分析及びエビデンス」頁を持つのが賢明である。

現在価値基準年：
通常は推定が行われる又は政策決定がなされる年

政策の有効期間
(年単位)

金銭価値化された
便益合計額から金銭価値化された費用合計を差し引いた金額

金銭価値化された費用及び便益は£m で表示すべきである

要約：分析及びエビデンス
択肢 1

政策選

説明：

全面的経済評価

不変価格年

不確実性を反映させるため、便益と費用の推定値に幅を設けられたい

これらは通常、措置の実施に関係して発生する一過性若しくは一度限りの費用又は便益である。

価格 基準年	PV 基準年	期間 年	正味便益 (現在価値 (PV)) (£m)		
			低：任意	高：任意	最良推定値
費用 (£m)		移行費用合計 (不変価格) 年数	年間平均費用 (移行費用を除く) (不変価格)	総費用 (現在価値)	
低	任意		任意	任意	
高	任意		任意	任意	
最良推定値					

「影響を受ける主要なグループ」が被る金銭価値化された重要な費用の説明及び規模
最大 5 行以内

最良推定値を提供しなければならない。これは幅の中で最もありそうな値となる

「影響を受ける主要なグループ」が被る金銭価値化されないその他の重要な費用
最大 5 行以内

これらの枠では、「影響を受ける主要なグループ」が必ず特定されるようにされたい

便益 (£m)	移行費用合計 (不変価格) 年数	年間平均費用 (移行費用を除く) (不変価格)	総便益 (現在価値)
低	任意	任意	任意
高	任意	任意	任意
最良推定値			

「影響を受ける主要なグループ」が受け取る金銭価値化された重要な便益の説明及び規模
最大 5 行以内

通常は市場価格に基づく。状況に応じて定量化のその他の手法が用いられる

「影響を受ける主要なグループ」が受け取る金銭価値化されないその他の重要な便益費用
最大 5 行以内

特定の産業、セクター、企業規模、社会集団又は地域が関係する可能性がある

重要な仮定/感度・リスク
最大 5 行以内

割引率 (%)

貴省庁の最終勧告のために用いられる費用及び便益の推定値が特定の仮定によって導き出されたものではないことを保証するために精査されるべきである

これらは政策が有効である間、毎年反復して発生する費用と便益である (ただし、影響の規模は時間の経過と共に変わる)。これらは (政策の有効期間全体にわたって) 年平均額で表示される。

政策の有効期間全体にわたって発生する全ての費用と便益を金銭価値化し、**現在価値**に割り戻した金額が記載される

上記の費用に関するコメントを参照

デフォルト割引率は 3.5%

企業評価 (オプション 1)

企業に対する直接影響 (年額相当) (£m)			OIOO の対象か?	措置が該当するか?
費用：	便益：	正味：	はい/いいえ	IN/OUT/純ゼロコスト

OIOO 方法論に従う：直接的影響には、単なる直接的支出以上のものが含まれる。制限を課す又は機関の行動や操業 (例えば、労働時間規則など) を決定づける規則は、必ずしも直接的支出につながるわけではないものの、直接費用 (何か他のことを異なる方法で行うことによって生じる機会費用) をもたらす効果がある

各政策オプションに関してこの情報を提供し、表紙には最も好ましい選ぶ可能性が最も高いオプションのみを反復して記入すべきである

エビデンスベース（要約シート用）

省庁及び規制機関はエビデンスベースの構築方法について裁量権を有している。しかしながら、以下に掲げる点を含めることが望ましい。

- ・ 検討中の問題
- ・ 介入の論拠
- ・ 政策目標
- ・ 検討するオプション（何もしないというオプションを含む）の説明
- ・ 各オプションの金銭価値化した及び金銭価値化しない費用と便益（管理負担を含む）
- ・ 影響評価に用いる分析のレベルを正当化する論拠とエビデンス（バランスのとれたアプローチ）
- ・ リスク及び前提条件
- ・ 企業が直接被る費用と便益の算出（OITO 方法論に従う）
- ・ OITO の対象である EU 措置については、措置の OITO 対象でない EU 構成要素から得られる企業の NPV 及び EANCb の数値。
- ・ 広義の影響（提案が及ぼす影響を検討されたい。IA ツールキットの 16~18 頁に記載されている質問が有用な要因である。本項に関係する全ての影響を文書化し、関係する特定の影響分析書（例：SME 及び平等性）を本テンプレートの別表として添付されたい。）
- ・ 要約及び実施計画の説明書を添付した好ましいオプション

本セクションに挿入するテキスト（文章）

本頁の注記をエビデンスベース向けのテキストに差替えられたい。

一貫したフォーマットを維持するため、スタイルをツールバーから選択されたい。ここの現在のスタイルで他の文書からテキストをペーストするためには、「フォーマットなしでペースト（Paste Without Format）」ツールバーボタンを使用することができる。

エビデンスベースは、金銭価値化された及び金銭価値化されない費用又は便益の分析に含めることが正当化される明確なエビデンスを記載することが特に重要である。見出しの費用と便益が、用いられた数値と仮定を明確にかつ透明性をもって提示することによって、どのようにして生成されたを明らかにされたい。

エビデンスベースは、政策について詳細な知識を持たないステークホルダーが容易に理解できるように作成すべきである。

実行可能な全てのオプションを明確に説明し、好ましいオプションがある場合は、その明確な論拠を提供すべきである。採用されないオプションを排除する理由を含めることは有用であるだろう。

内容の重要性と分析の詳細さのバランスに関する決定（例：ある特定の分析が実施されなかった理由）の要約を含められたい。

関係する法律又は刊行物（以前に公表された影響評価書）のリンク先を含められたい。

最大でも 30 頁を超えないようにすることを進言する。

付属書 3 : EU 提案を分析するためのチェックリスト

EU 提案の表題 : 主管省/庁 : その他の関係省/庁 : 日付 :	政策主幹職員 : [氏名、電子メールアドレス及び電話番号] 主幹弁護士 : [氏名、電子メールアドレス及び電話番号] 主幹経済学者 : [氏名、電子メールアドレス及び電話番号] 英国代表デスク主幹職員 : [氏名、電子メールアドレス及び電話番号]
<p>欧州委員会提案が英国に及ぼす可能性のある影響はどのようなものか？</p> <p>[以下の問題を検討されたい。]</p> <p>影響を受けるグループ : 影響を受ける可能性が高いと考える主要なグループ及びそれらのグループが公的/民間/ボランティア (非営利) セクター/消費者かどうかを明らかにされたい。提案が企業に影響を及ぼす可能性が高い場合、以下の事項を記述されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 影響を受ける可能性が高いセクター • セクターの規模 (例: 影響を受けるセクターが英国経済に占める割合 (価値) の推定値又はそのセクターが雇用する人数) • 推定企業数 • これらの企業の規模別 (零細企業、SME 企業、大企業) 推定内訳 <p>費用及び便益 : これらのグループがどのような形で影響を受けるのか、プラス又はマイナスの影響を受けるのかを説明されたい。また、以下の事項に対応されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 費用及び便益が主に 1 度限りのものか又は継続的なものか示されたい。 • 不釣り合いな負担が SME/零細企業にかかるのかどうかを明確にしつつ、影響を推定されたい (例: 約 100 時間の管理時間/1000 件のライセンス要求)。 • 費用、可能であれば便益のざっくりとした大きさを示されたい (例: 年間£5m 以下)。 • これらが競争にプラス/マイナスの効果をもたらすかどうかを示されたい。 <p>執行 : 提案する法律を執行するのにどのくらい費用がかかるのか又はどのくらい困難なのか、また、この法律が以下の事項に対応できるほど十分に柔軟なものかどうかを示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規制機関が執行及び遵守サポートを様々な組織のニーズと状況に適合させる。 • 一貫した遵守を実証した組織がその努力に対して評価を得る (例: 検査頻度の減少) • 遵守を実証するために国家による執行以外の手法 (認証、独立監査、基準設定、職業基準を含む) が用いられる。 <p>法定実施/写し取り : 提案は、英国が EU 規制を国内法化する際に共同規制/代替的措置を求めることができるほど十分な柔軟性を認めているかどうか、国内アプローチと整合性を保っているかどうか、既存法律を修正する必要があるか又は提案を実施するために新たな法律を制定する必要があるか、また、提案が作成された通り英国の実施法に写し取りされた場合、(提案指令に関して) 写し取りをすることに問題が生じるかどうかを示されたい。</p> <p>大臣の承認</p> <p>私は、本提案が及ぼす可能性のある影響に関する上記分析を読了し、本提案の意義、利用できる時間とエビデンス及び交渉結果の不確実性を踏まえ、本提案が考えられる影響に関して均整のとれた見解を示していることに納得している。</p>	

所管大臣による署名：

日付：

用語集

規制者による影響に対するアカウンタビリティ (Accountability for Regulator Impact) : 規制者による影響に対するアカウンタビリティは、規制機関がその資源を最も必要とするところに集中することを保証する一方、企業のために明瞭性と公正性を高めることを意図した一連の措置の一部である。規制機関は、重要な規制変更を行う前に、その政策と実践によって影響を受ける企業と協議し、企業に及ぼす影響を評価し、企業と合意するに当たって、ベスト・プラクティス (最良実践) に従うことを要求される。また、これらの評価を公表することも求められる。詳細については、下記ウェブサイトを参照されたい。<https://www.gov.uk/government/publications/regulator-impact-accountability-guidance>

(規制の) 代替的手段 : 「命令と統制」による規制なしで政策目標を達成する方法であり、自主規制、共同規制、情報及び教育、経済的手段及び現行規制のより良い活用などが挙げられる。詳細については、下記ウェブサイトを参照されたい。<https://www.gov.uk/government/policies/reducing-the-impact-of-regulation-on-business/supporting-pages/using-alternatives-to-regulation>

より良い規制運用事務局 (Better Regulation Delivery Office, BRDO) : 規制のより良い運用及び執行を推進する責任を負う BIS 内の組織。BRDO は主管当局 (Primary Authority) を運営する。照会は brdo.enquiries@bis.gsi.gov.uk宛てに送信することができる。

より良い規制事務局 (Better Regulation Executive, BRE) : 政府全体を対象とした規制改革を主導する BIS 内の組織。

より良い規制ユニット (Better Regulation Unit, BRU) : 良い規制の原則を推進し、省庁の政策立案者に助言する責任を負う省庁内のチーム。

企業 : 別段の定めがない限り、「企業」は市民社会組織をも指す。

共通開始日 (Common Commencement Date, CCD) : 企業に課される英国の規制は、限定された例外措置の適用のもとで、毎年 4 月 6 日と 10 月 1 日のみに施行されるという政府のコミットメントを指す。 [CCD 指針](#)

市民社会組織 : 企業でも公的部門でもない任意の機関

省庁 : 政府の各省及び各機関

規制緩和する/規制緩和に関係する : 政府規制の範囲を縮小する効果を有する措置で、既存規制の撤廃又は既存規制の範囲を縮小する修正/改変を含む。

直接的影響 : 規制の実施又は撤廃/簡素化に起因して直接もたらされるものとして特定できる影響

国内措置 : EU 由来でもなく、国際義務にも基づいていない措置

企業が負担する年間正味費用相当額 (Equivalent Annual Net Cost to Business, EANCB) : 反事実に基づく仮定を参照して算出されるもので、企業が負担する正味費用の現在価値を年換算した価値。EANCB の算出方法についての詳細は、[ワン・イン、ツー・アウト指](#)

[針 \(One-in, Two-out Guidance\)](#) に記載されている。

例外：より良い規制要件が適用されず、その不適用が関連する指針に記載されている措置の種類又は区分。

適用免除：特定の区分の行為又は事業体（例：小企業）に関して、規制又は規制緩和措置が適用されないこと。これは大半の場合、関係する法律に定める適用免除の形態をとる。

EU 由来（措置）： EU 指令及び EU 規制を実施する英国措置

EU 指令： EU 指令は全ての加盟国内で達成しなければならない特定の最終成果を定める。各国内当局は自国の法律をこの目標を達成するように適合させなければならないが、どのような方法でそれを達成するかを自由に決定することができる。EU 指令は 1 か国若しくは複数の加盟国又は全加盟国に関係する可能性がある。

EU 規則： EU 規則は、国内法と同等に、全ての加盟国に拘束力のある法的効力を有している。加盟国政府は EU 規則を施行するために自ら行動を起こさなくともよいが、直接適用される加盟国義務を履行又は執行するために法律を導入する必要があるかもしれない。

ファスト・トラック：規制緩和措置及び低コスト規制措置に関して軽度の精査が適用される制度。[ファスト・トラック指針](#)

料金及び手数料：料金及び手数料の詳細については、財務省指針 ([公的資金の管理第 6 部](#)) を参照されたい。

「**目的に適合している**」：規制政策委員会 (Regulatory Policy Committee, RPC) から出される「青」又は「黄」評価の意見書で、政策の分析及び企業に及ぼす影響の算出が受入れ可能な基準を満たしていることを示している（黄評価の場合、RPC 意見書に明記される変更事項に対応することを条件としている）。

金メッキ処理 (Gold-plating)： [EU 規制の国内法化に関する指針](#) に定義されている通り、EU の規則、決定又は指令が、EU 指令を遵守するために必要な最低限の措置を超え、(過剰で不必要なほど要件を強化 (gold-plating) して) 実施される場合。

政府： 英国政府

企業が負担する総費用： 措置によって企業が被る費用合計額で、便益を一切考慮していない。

指針：より良い規制における指針の取扱は、本指針のステータスによって決まる。詳細については、[法定指針](#) 及び [非法定指針](#) を参照されたい。

EU 規制に関する基本指針 (Guiding Principles for EU regulation)： EU 措置に対する政府のアプローチの基礎にある基本指針であり、ブリュッセルにおける英国の影響力を最大化し、英国における EU 立法の過剰保護を終了させることを目的としている。[基本指針](#)

影響評価 (書) (Impact Assessment, IA)： 政策立案者が公共、民間及び第三セクターに対する政府の実際の又は考えられる介入による結果を熟考し、理解するのを支援するための継続的プロセス及びそのような介入がもたらすプラス及びマイナスの影響に関するエビデンスを政府が比較衡量 (政策が実施された後に行われる政策が及ぼす影響についての事後

検証を含む) し、提示することができるようにするツールの両方を指す。[影響評価指針](#)

IN：企業の負担する直接増分費用が、企業の享受する直接増分経済便益を超過する措置（規制措置又は規制緩和措置であるかを問わない）。

間接的影響：企業が被る費用又は便益であって、直接的影響の定義によっては捕捉されないもの。

措置：第1次立法若しくは第2次立法、法定指針又は政策提案。

中規模企業：従業員が50~249名の企業

零細企業：従業員が10名以下の企業

大臣：政策に責任を負う政府大臣、又は非省庁部門、非省庁公共機関及びその他の機関の委員長若しくは最高責任者。

非規制措置：租税又は支出に関する決定など規制に関係しない措置。

非法定指針：非法定指針は、法律においてその内容を遵守される特定の権限を持たずに発出され、その指針を遵守する法的義務がない指針である。

正味現在価値 (Net Present Value, NPV)：費用の流れの現在価値と便益の流れの現在価値との差。

ワン・イン、ワン・アウト (One-in, One-out, OIOO)：企業又は市民社会組織に費用を課す如何なる新たな措置も、その費用と同等の価値を持ち、撤廃することができる既存の規制措置を特定することなく導入してはならないことを定める規則。OIOOは2011年1月1日以降に施行される全ての措置に適用される。各省庁は2011年1月から議会会期末までに測定されるOIOOを遵守していることを実証することが見込まれている。

ワン・イン、ツー・アウト (One-in, Two-out, OITO)：企業及び市民社会組織に直接正味費用を負担させることが見込まれる新たな規制措置は全て、その直接正味費用の少なくとも2倍の金額の費用節減効果を企業にもたらす補償的規制緩和措置によって相殺されなければならないことを定める規則。OITOは2013年1月1日以降に施行される全ての措置に適用される。[OITO指針](#)

OUT：企業の享受する直接増分経済便益が、企業の負担する直接増分経済費用を超過する規制緩和措置。OUTは、完全に撤廃される既存規制又は負担を軽減させるために改変される既存規制を源とする場合がある。

議会：英国議会

施行後検証：実施された規則が意図した効果をもたらしているかどうか、また、それらが政策目標を効率的に実施しているかどうかを検証するプロセス。

現在価値 (Present Value, PV)：事前評価対象期間全体にわたって発生する価値を、割引という方法を用いて現在地点まで割り戻した価値の合計額。

主管当局 (Primary Authority)：2008年規制執行・制裁法 (Regulatory Enforcement and Sanctions Act 2008) に導入された制度で、一貫性のなさを改善し、費用を削減するために、

規制遵守に関して適格企業と単一の地方自治体との間に法的に認識されたパートナーシップを形成することを認めるもの。詳細については下記ウェブサイトを参照されたい。<https://www.gov.uk/government/publications/primary-authority-handbook>

改変：規制の範囲に変更がない場合、規制の明瞭性を改善し、規制を遵守するための管理費用を削減する目的で、既存の法律若しくは指針を統合又は再構成すること。

レッドテープ・チャレンジ：現行規制の条件を検証するため、政府全体を対象として実施するプログラム。規制はその正当性を十分に弁護することができない限り、撤廃すべきであるというのが考え方の出発点である。

レッドテープ・チャレンジ (Red Tape Challenge, RTC) 措置：RTC プロセスを通じて正式に検証され、規制削減小委員会 (RRC) によって同意され、レッドテープ・チャレンジの「テーマ」の成果の一部として各省庁によって発表された規制改革。[RTC 指針](#)

規制削減小委員会 (Reducing Regulation sub-Committee, RRC)：政府の規制枠組みの運用状況を戦略的に監視するために設置された内閣府小委員会。[RRC 指針](#)

規制強化する/規制強化に関係する：政府規制の範囲を拡大する又は業界若しくはセクターに対する政府の統制を強める効果を有すること。

規制：遵守しなければ、規制される側の事業者又は人が法律に抵触することになり、継続的な財政的支援、助成金及びその他の制度の適用を受ける資格がなくなるような規則又は指針。これは、中央政府が課す法的効力を有したあらゆる措置及び中央政府が運用するその他の制度として要約することができる。租税又は支出に関する決定は規制に含まれない。

規制政策委員会 (Regulatory Policy Committee, RPC)：影響評価書で提示されるエビデンス及び分析に関して外部のかつ独立した検証を行う独立した専門家で構成される諮問委員会。[RPC 指針](#)

規制政策委員会 (RPC) の確認 (書)：措置に関して実施する規制トリアージ評価及び RRC が設定した適格性基準に照らして実施する評価に基づき、その措置がファスト・トラックの対象として適切かどうかを RPC が決定すること。

規制政策委員会 (RPC) の意見 (書)：影響評価が目的に適合しているかどうかを RPC が決定すること。

規制政策委員会の認証：RPC が、ワン・イン、ツー・アウトの範囲内にあるファスト・トラック措置の EANCB 数値を調査し、それに同意するプロセス。これは通常、各省庁が作成する最終段階での影響評価書又はこれに代わる認証段階での影響評価書に基づいて行われる。認証は通常、最終段階での政策承認と平行して実施される。

規制トリアージ評価 (Regulatory Triage Assessment, RTA)：措置がファスト・トラックプロセスの対象として適切であるという RPC の確認を得るために、各省庁が作成して RPC に提出するファスト・トラック措置向けの書式。

第 2 次立法：従位立法の代替用語

感度分析：重要な各変数の将来予想値を変えたとき、評価にどれだけの変化が生じるのか

を分析する手法。

小規模・零細企業評価 (SaMBA) : 新たな規制提案は全て、不釣り合いな負担が軽減されるように設計され、実施されることを保証する目的で行う分析の手法。 [SaMBA 指針](#)

小規模企業 : 11~49 人の従業員を抱える企業

標準費用モデル : 規制の管理負担を測定するための枠組みを提供する。

法定指針 : 法律における権限又は義務に従い、すなわち、議会の法律が明示的に大臣その他の指針を発出することを定めている場合に立案される指針であり、その指針を遵守する義務を含む。

行政委任立法 : 英国において、大半の第 2 次立法が立案される形態

従位立法 : 従位立法は 1978 年解釈法第 21 条第 1 項に定義されており、法律に基づき立案される又は立案される予定の枢密院令、政令、規則、規制、制度、保証、細則及びその他の法律文書を意味する。

新規制に関する報告書 (Statement of New Regulation, SNR) : 6 か月ごとに公表される報告書で、次の 6 か月間に施行される措置が記載され、また、[ワン・イン、ワン・アウト \(OIOO\)](#) 及び [ワン・イン、ツー・アウト \(OITO\)](#) に基づく進捗状況が報告される。 [SNR 指針](#)

サンセット及び事後評価条項 : 法律の中に含まれており、企業に大きな費用負担をもたらす規制措置が必ず事後検証を受けなければならない（また、該当する場合、自動的に失効する）ようにする条項。 [サンセット及び事後評価条項指針](#)

金融システムリスク : ある機関がその債務を期日に履行することができないことに起因して他の機関もその債務を期日に履行することができなくなるリスク。そのような不履行は重大な流動性又は信用問題を引き起こす結果、市場の安定性又は信頼性を脅かす恐れがある。

租税に関する影響評価 : 意思決定を伝えるための租税政策オプションに関連する広範な影響を理解する目的で用いられる租税向けに調整した影響評価。

時限措置 : 関係する法律に措置又はその一部が失効する日が定められている場合、その対象となる措置。

国内法化に関する原則 : 政府の [EU 立法に関する原則の指針](#) 第 5 項 a)~ e)号

移行費用・便益 : 通常は措置の実施に伴って生じる一過性又は一度限りの費用又は便益。

トリアージ : 措置が [ファスト・トラック](#) に適しているか又は全面的な [影響評価](#) を必要とするかを決定する省庁による早期評価のプロセス。

適用除外 : 個々の措置に起因する規制改善要件を、通常であれば適用される分野に適用しない決定を行うこと。適用除外は RRC によって承認される。

正味ゼロコスト : ワン・イン、ツー・アウトに基づきゼロとして記録される措置。

©英国王室著作権 2013

この情報は、オープン・ガバメント・ライセンスの条項に基づき、如何なる書式又は媒体によっても、無料で再利用することができる。www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licenceにアクセスするか、〒TW9 4DU ロンドン市にある英国国立公文書館 (National Archives) 情報政策チーム (Information Policy Team) に手紙を書くか、あるいは psi@nationalarchives.gsi.gov.uk宛てに電子メールを送信されたい。

この出版物は、下記のウェブサイトで閲覧することができる。<https://www.gov.uk/government/organisations/Department-for-business-innovation-skills>

この出版物に関して不明な点があれば、下記宛先まで質問書を送付していただきたい。

Department for Business, Innovation and Skills (ビジネス・革新・技能省)
1 Victoria Street
London SW1H 0ET
電話番号 : 020 7215 5000

この出版物を別の書式で入手する必要がある場合、enquiries@bis.gsi.gov.uk宛てに電子メールを送信するか、020 7215 5000まで電話していただきたい。

BIS/13/1038